

43015

教科書文庫

4

210.

42-1931

20000
74175

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

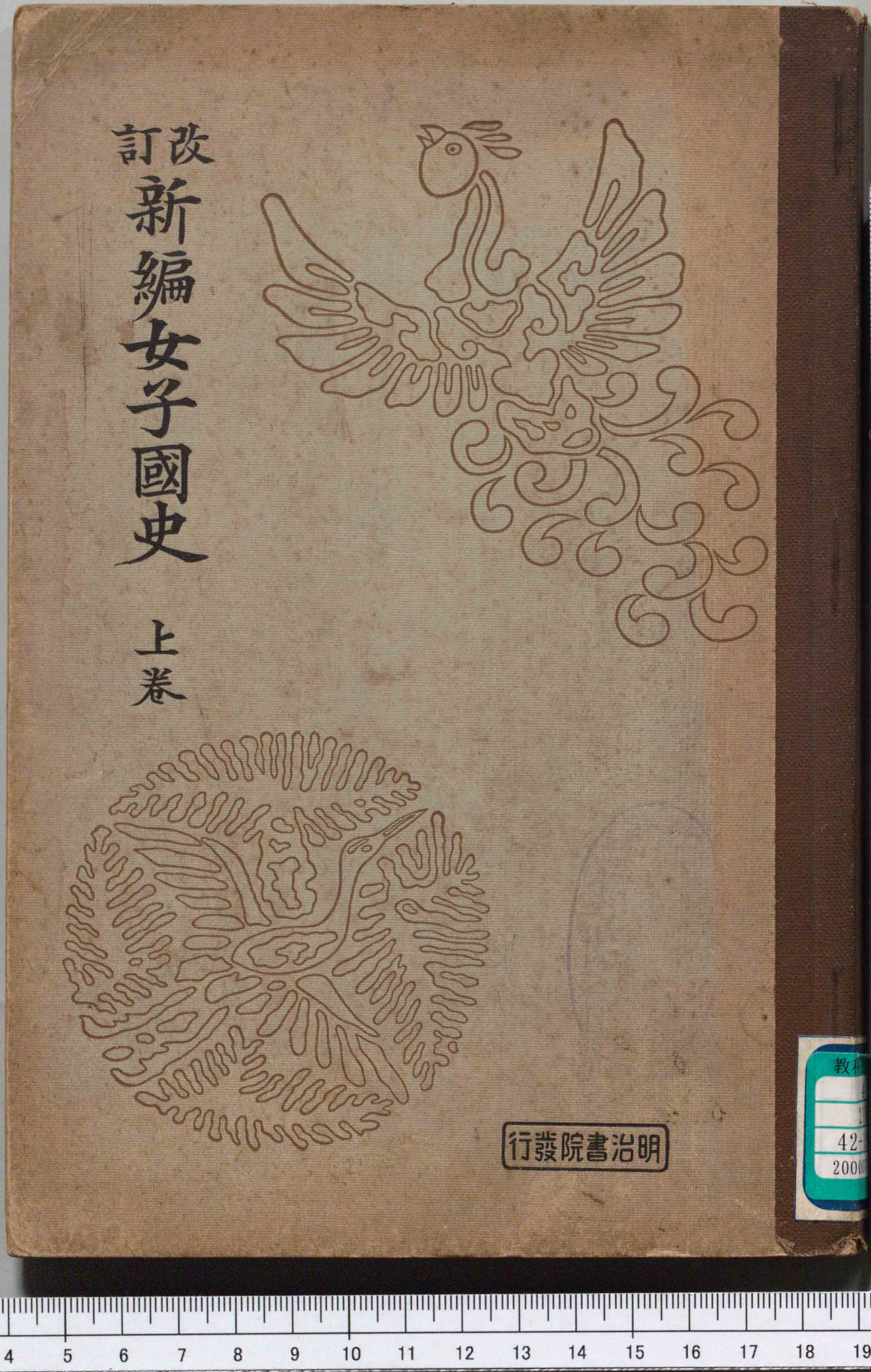
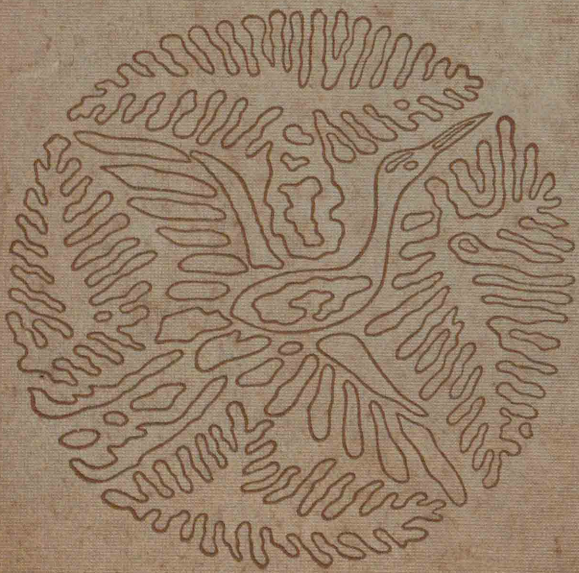


教科
42-
20000

行發院書治明

訂改
新編女子國史

上卷



資 料 室

教科書文庫
4
210
42-1931
2000074175

46
210
冊 6

室 梓 資

日七十月一年六和昭

濟定檢省部文

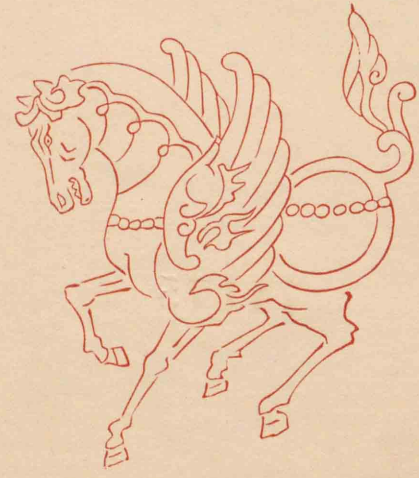
用科史歷校學女等高

訂 改 史國子女編新

卷 上

官 修 編 纂 書 圖

著 盛 葛 芝



社 會 式 株

田 神 • 院 書 治 明 • 京 東

広島大学図書

2000074175





例言三則

一、本書は高等女學校教授要目に基き、實地教授者の示教を參酌して編纂したものであるが、國民思想問題上國難來の唱へらるゝ今日に於て、國史教育は最も重要な使命を帯びて居る點に鑑み、生徒をして世界に類ひなき我が國史の成跡を知らしむると共に、皇室を中心として、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るべき忠良なる國民精神の涵養に力むることに意を用ひた。

一、右の趣旨により、我が國體の尊嚴を明かにし、その記述の方法用語の上にも、特に意を用ひ、御歴代天皇の聖徳をはじめ、忠臣、義士、烈婦、貞女の事蹟にして、學徳修養に資すべきもの、竝に詩歌逸話等にして、教材をして興味あらしむべきものは、つとめてこれを掲げ、また文化史方面の材料を豊富にした。

一、また一面に於て、時代の前後について明確なる概念を與へ、大勢の推移について連絡した知識を授けることは、歴史教育に於て忽にすべからざる點であるから、本書はこの方面に於ても、周到なる用意を以て、本文に於ては勿論、更に本文と密接なる關係を有する年表を附し、毎期の終りに概括表を加へ、各時代の終にその時代史實の總括をなし、斷片的知識を與へるに止る弊害を防いだ。

昭和五年十月

教育勅語下賜四十年の記念すべき秋

著者 識

訂改 新編女子國史 上卷

目次

皇室御略系

上古中古史一覽表

第一編 上古史

第一章	建國の大神勅	一
第二章	神武天皇と帝國の紀元	五
第三章	崇神天皇 垂仁天皇	九
第四章	伊勢皇大神宮のおこり	一三
第五章	景行天皇と日本武尊	一五
第六章	朝鮮半島の内附 文物の傳來	一九
附圖	〔任那三國版圖大概圖〕	
第七章	仁德天皇 雄略天皇	二三

第八章	朝鮮半島の變遷	三五
第九章	佛教の傳來 蘇我物部兩氏の争	三七
第十章	推古天皇と聖德太子	三〇
第十一章	蘇我氏の無道	三四

上古史總括

上古史略年表

第二編 中古史

第一期

大化の新政より
奈良時代の終まで

第一章	大化の新政	三九
第二章	蝦夷の附屬 新羅の朝鮮半島統一	四二
第三章	天智天皇 律令の撰定	四四
第四章	奈良奠都 隼人及び西南諸島の服屬	四七
第五章	聖武天皇と光明皇后 佛教の興隆	五〇

附圖 (蝦夷征伐要地圖)

第六章	奈良時代の文化	五三
第七章	和氣清麻呂と廣蟲	五五

第一期概括表

第二期

平安 奠都より
藤原氏の失權まで

第八章	平安奠都 蝦夷の鎮定	六二
第九章	朝鮮半島の變遷 渤海の入貢	六三
第十章	嵯峨天皇 佛教の新宗派 漢文學	六五
第十一章	藤原氏の專權 攝政・關白	六七
第十二章	菅原道眞	七一
第十三章	地方の情況 承平・天慶の亂	七五
第十四章	藤原氏の榮華	七八
第十五章	平安時代の文物	八二
第十六章	刀伊の入寇 前九年の役	八五

附圖 (平安京圖)

第二期概括表 六

第三期 後三條天皇の親政
より平氏滅亡まで 六

第十七章 後三條天皇 院政 六

第十八章 後三年の役 七

第十九章 源平二氏の盛衰 七

第二十章 平氏の滅亡 九

第三期概括表 一〇四

中古史總括 一〇五

附 表 物部氏略系

蘇我氏略系

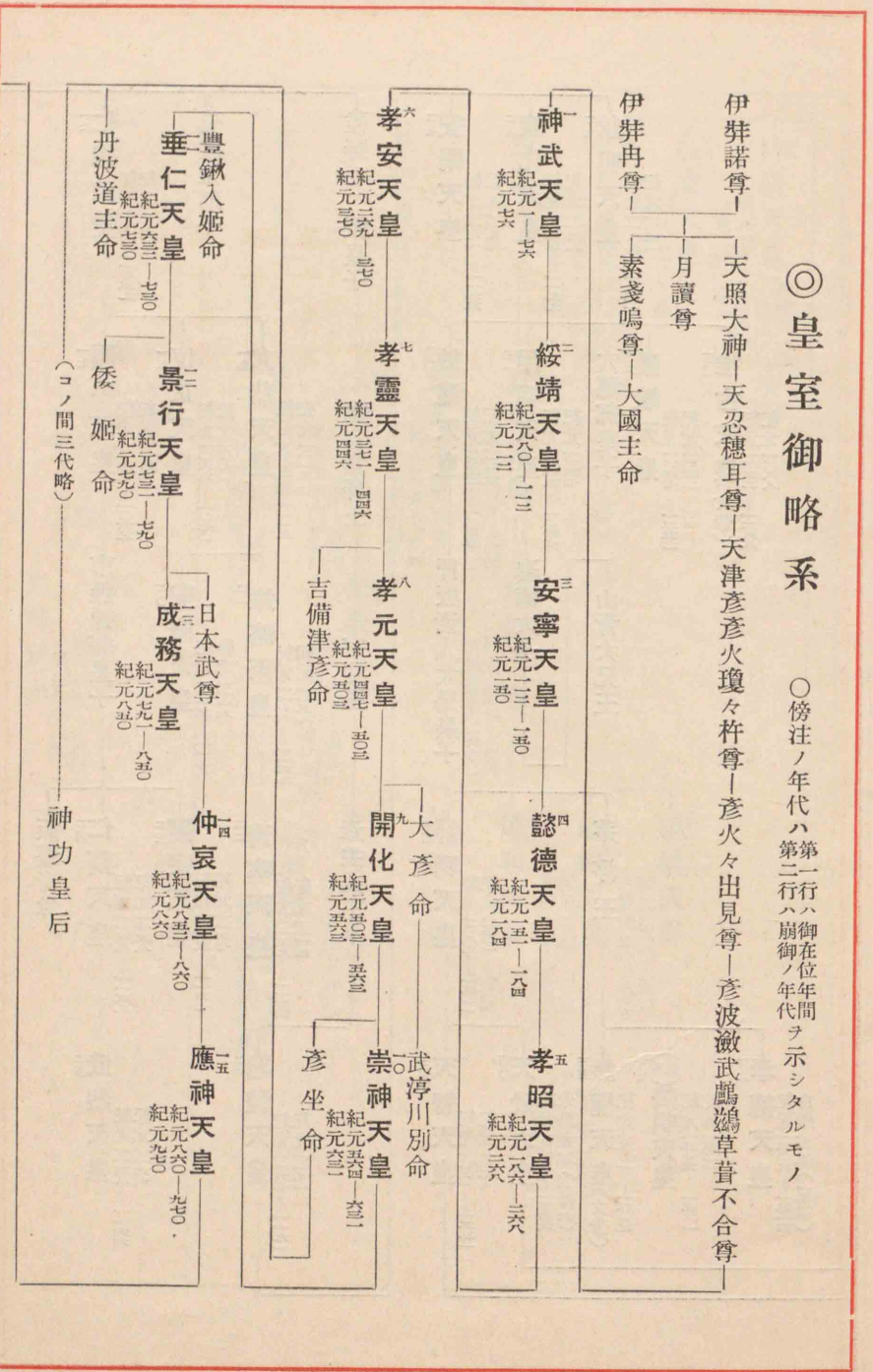
藤原氏略系

平氏略系

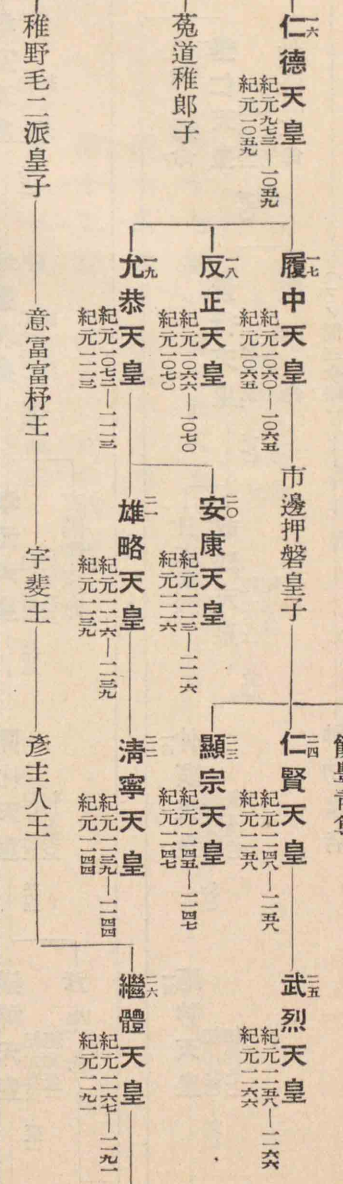
源氏略系

◎皇室御略系

○傍注ノ年代ハ第一行ハ御在位年間ヲ示シタルモノ



皇室御略系



持統天皇 (文武天皇) (女帝)

弘文天皇

元明天皇 (草壁皇子ノ妃) (女帝)

施基皇子

草壁皇子

舍人親王

文德天皇

清和天皇

陽成天皇

貞純親王

元正天皇 (女帝)

光仁天皇

桓武天皇

文武天皇

聖武天皇

孝謙天皇 (女帝)

淳和天皇

嵯峨天皇

平城天皇

仁明天皇

元正天皇 (女帝)

光仁天皇

桓武天皇

文武天皇

聖武天皇

孝謙天皇 (女帝)

淳和天皇

嵯峨天皇

平城天皇

仁明天皇

元正天皇 (女帝)

光仁天皇

桓武天皇

文武天皇

聖武天皇

孝謙天皇 (女帝)

淳和天皇

嵯峨天皇

平城天皇

仁明天皇

元正天皇 (女帝)

光仁天皇

桓武天皇

文武天皇

聖武天皇

孝謙天皇 (女帝)

淳和天皇

嵯峨天皇

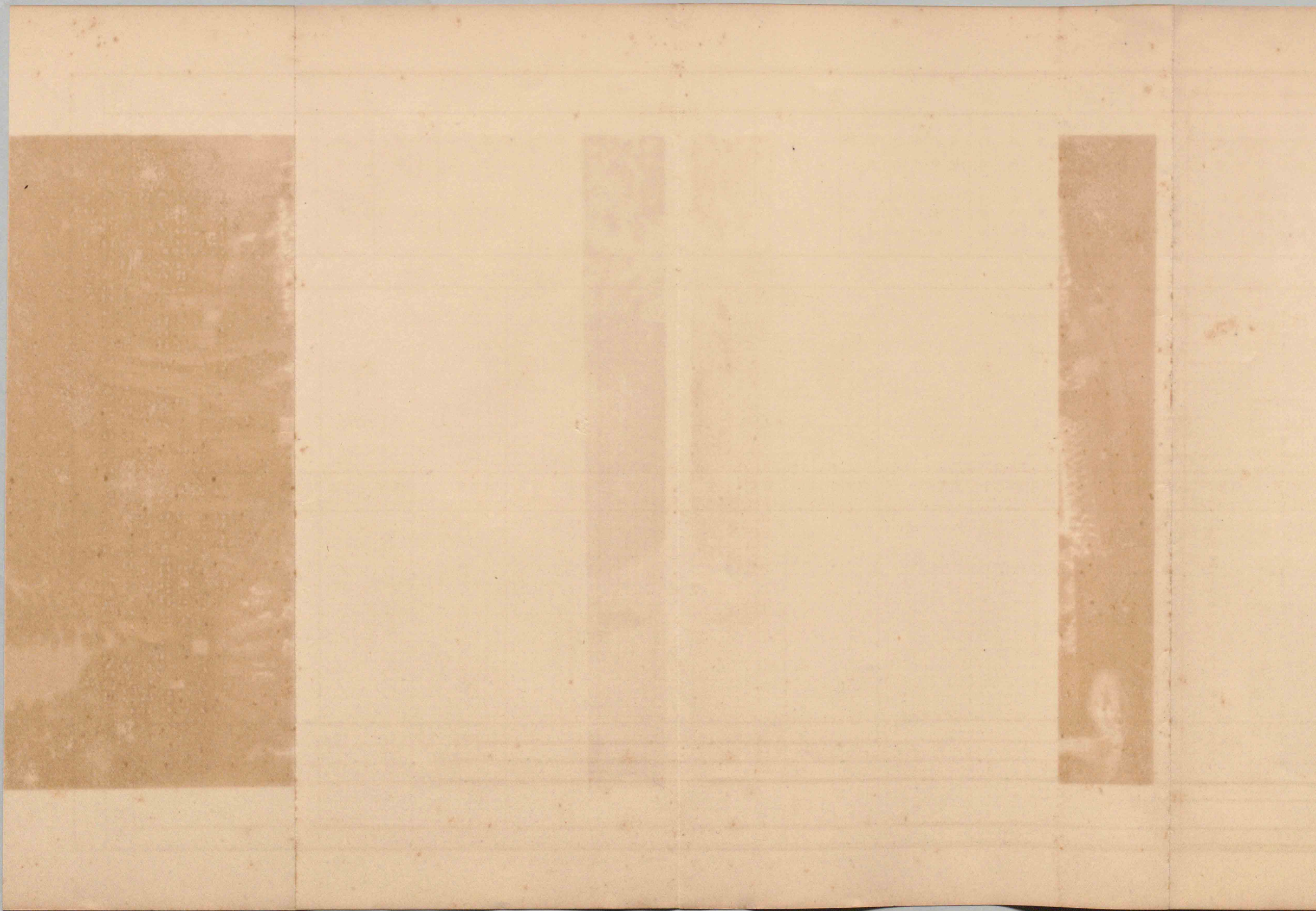
平城天皇

仁明天皇

上古史
中古史

一

覽
表

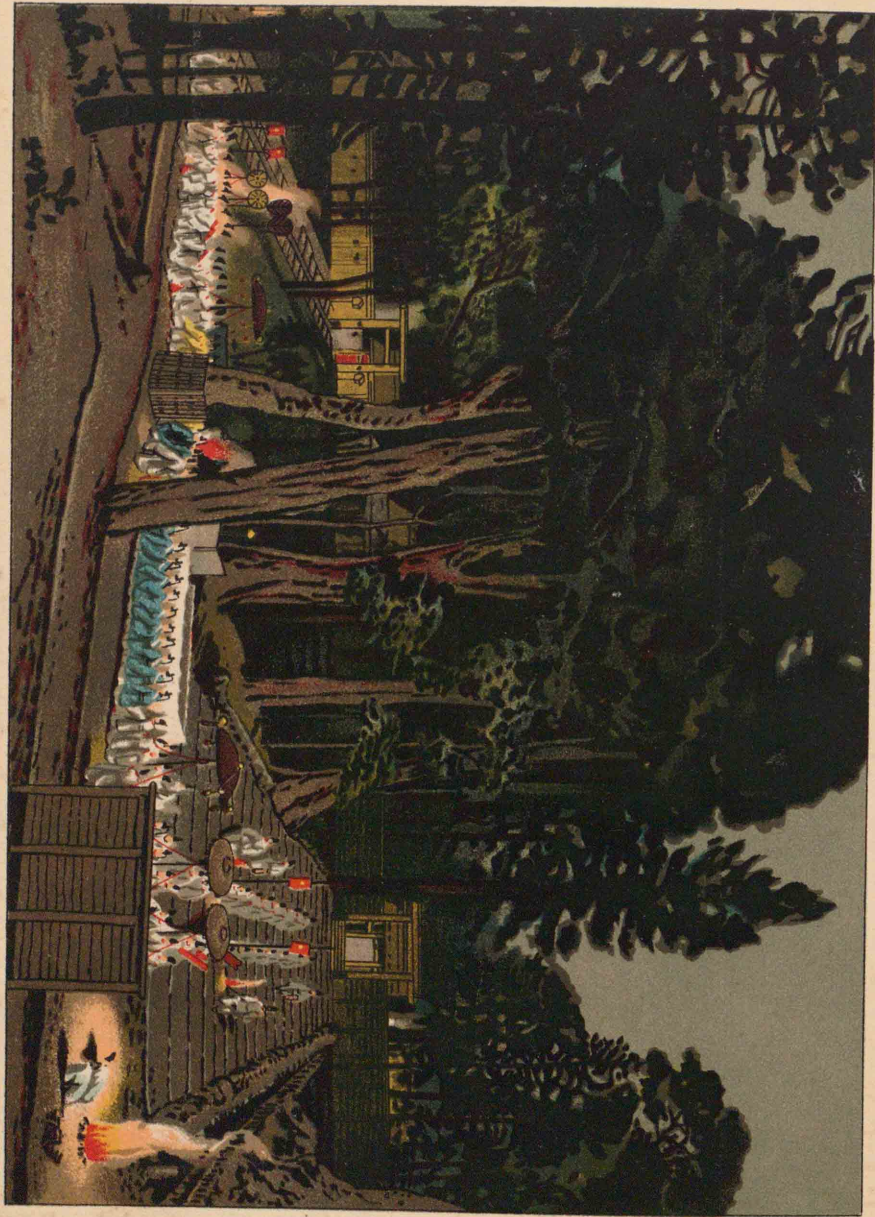


上古史一覽表

時代	天皇	年	在位	著名人物	年	在世	年紀	元紀	重	要	事	蹟	朝鮮	支那
1	神武	266	266-270				元年	神武元	一	橿原宮即位				
2	綏靖	270	270-284				元年							
3	安寧	284	284-300				元年							
4	懿德	300	300-309				元年							
5	孝昭	309	309-324				元年							
6	孝安	324	324-340				元年							
7	孝靈	340	340-355				元年							
8	孝元	355	355-384				元年							
9	開化	384	384-410				元年							
10	崇神	410	410-455				元年							
11	垂仁	455	455-500				元年							
12	景行	500	500-592				元年							
13	成務	592	592-645				元年							
14	仲哀	645	645-672				元年							
15	應神	672	672-710				元年							
16	仁德	710	710-724				元年							
17	履中	724	724-749				元年							
18	反正	749	749-759				元年							
19	允恭	759	759-780				元年							
20	安康	780	780-806				元年							
21	雄略	806	806-823				元年							
22	清寧	823	823-840				元年							
23	顯宗	840	840-858				元年							
24	仁賢	858	858-876				元年							
25	武烈	876	876-884				元年							
26	繼體	884	884-900				元年							
27	安閑	900	900-911				元年							
28	宣化	911	911-924				元年							
29	欽明	924	924-946				元年							
30	敏達	946	946-967				元年							
31	用明	967	967-970				元年							
32	崇峻	970	970-974				元年							
33	推古	974	974-1000				元年							
34	舒明	1000	1000-1011				元年							
35	皇極	1011	1011-1054				元年							
36	孝德	1054	1054-1123				元年							
37	齊明天	1123	1123-1155				元年							
38	天智	1155	1155-1165				元年							
39	弘文	1165	1165-1176				元年							
40	天武	1176	1176-1182				元年							
41	持統	1182	1182-1212				元年							
42	文武	1212	1212-1248				元年							
43	元明	1248	1248-1288				元年							
44	文德	1288	1288-1324				元年							
45	聖武	1324	1324-1339				元年							
46	孝德	1339	1339-1350				元年							
47	淳仁	1350	1350-1370				元年							
48	光仁	1370	1370-1384				元年							
49	光孝	1384	1384-1412				元年							
50	桓武	1412	1412-1466				元年							
51	平城	1466	1466-1499				元年							
52	嵯峨	1499	1499-1558				元年							
53	淳和	1558	1558-1596				元年							
54	仁明	1596	1596-1654				元年							
55	文德	1654	1654-1710				元年							
56	清和	1710	1710-1762				元年							
57	陽成	1762	1762-1770				元年							
58	光孝	1770	1770-1781				元年							
59	宇多	1781	1781-1817				元年							
60	醍醐	1817	1817-1850				元年							

リセ記附ヲ數年元紀ハニノモキタガシニ明ヲ代年テニ眼方シ但ツ充ニ年十テ以ヲ行一眼方 考備 ◎

圖宮遷年式宮神大皇



14
仲哀
八五十八

13
成務
七九十八

800

代年〇〇八
七十七百年前

仲哀九〇〇

神功皇后新羅征伐

二明ヲ代年テニ眼

伊勢の内宮外宮の兩社殿は、天武天皇の朝、その御造替の制を定められ、持統天皇の朝に、御改造が行はれてから後は、式年と云つて、二十年毎に御改造があることとなつた。近古亂世に及んでは、久しく御造替の中絶したことがあつたが、正親町天皇の朝に再興せられ、現今では矢張二十年を式年として御造替がある。今の社殿は昭和四年に御造替へになつたものである。この圖は、明治二十二年十月二日、内宮遷座の光景で、五姓田芳柳氏の寫生にかゝり、今伊勢徴古館の列品となつてゐる。遷宮とは、正宮より新宮に御神體を移し奉ること、この行列中、中央の白き團は、その中に神儀を納め奉つたもので、その前は勅使、その後は神宮祭主である。又この遷宮の時刻午後八時頃には、宮城に於て陛下の御遙拜があるのを例とする。

訂改 新編 女子國史 上卷

芝 葛 盛 著

第一編 上古史

國初より蘇我氏の滅亡まで
開闢より紀元一三〇五年に至る

第一章 建國の大神勅

●美しき我が國體 我が大日本帝國は、上に萬世一系の天皇をいたゞき、下に忠君愛國の臣民があつて、義は君臣にして、情は父子の如く、古より今に至るまで一度も外國の侮を受けたことがない。この美しき國柄は、そもく國のおこりに於て、すでに尊い歴史があるのである。

●國のはじめ 太古伊弉諾尊伊弉冉尊と申す男女の二神が我が

萬世一系の天皇
義は君臣情は父
子

太古の二神

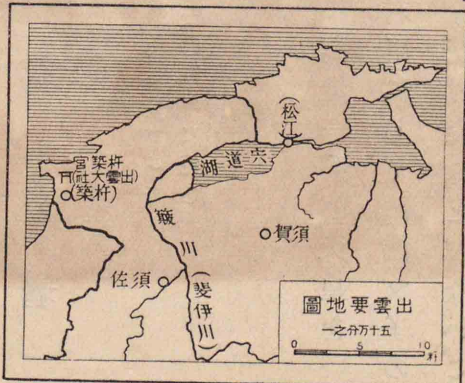
皇祖天照大神

素戔鳴尊

大八洲國をお開きになつた。その御子天照大神は高天原を治め給うたが、御徳極めて高く、その御惠のあまねく行き渡つたことは、恰も太陽が天上に輝いて萬物を照らすが如くであつた。その御弟素戔鳴尊はあらくししい御行が多かつたが、早く出雲に下られ、その地方を平げ、叢雲劔を得て大神に奉られた。

帝國の古名

大八洲國とは今の本州四國九州淡路隱岐對馬佐渡及びその屬島の總稱で、多くの島々の國といふ意である。豐葦原千五百秋瑞穂國といひ葦原中國などといふも皆大八洲國と同じく、帝國の古名である。



出雲要地圖
一之分万十五

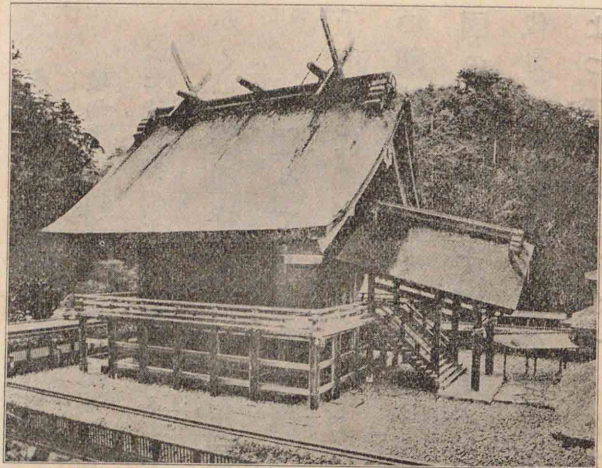
伊弉諾尊
伊弉冉尊
天照大神
月讀尊
素戔鳴尊
大國主命
大國主命の國土經營

大國主命 素戔鳴尊の御子大國主命は、父尊について出雲を治め給ひ、中國地方に廣く教化を布かれたが、後大神の仰を奉じて、その國土をたてまつり、杵築宮に退かれた。後

天壤無窮の皇運

三種神器の授與

天照大神
天忍穗耳尊
瓊瓊杵尊
彦火火出見尊
鸕鷀草葺不合尊



出雲大社本殿

出雲大社町にあつた出雲大社本殿の所は「大社造」と稱せられ、正面破風造るに中央は入口のそで、中央に右つよ片つてつる。

この地に命を祀つたのが、今の出雲大社の起である。

天孫降臨 やがて大神は御孫瓊瓊杵尊をこの國にお降しになることになり、

豐葦原瑞穂國は吾が子孫の君たるべき地なり。汝皇孫ゆきて治めよ。天日嗣のさかえまさんこと、天壤とともに窮なかるべし。

と仰せられ、八咫鏡、叢雲劔、八坂瓊勾玉の三種の神器を尊にお授けになつた。この時大神はこの鏡を見ること我を見るが如くせよと仰せられた。こゝに於て、皇孫はこの國にお降りになつてから、

三種の神器
の來歴

神器と同殿にゐまして、朝夕大神に仕へ給ふごとくに、いつきまつ
らせられた。

八咫鏡は天照大神が天の窟戸にかくれた時、石凝姥命がつくられたもの、八坂
瓊勾玉は同じ時、玉祖命がつくられたもの、叢雲劔は素戔鳴尊が、八岐大蛇を斬られ
た時に得て、大神に献上せられたものである。

日向三代

かくて瓊瓊杵尊は天兒屋根命中臣氏、天太玉命齋部氏、天忍日命大伴
祖氏のを隨へて、日向にお降りになり、その後、御子、御孫の三世の間、高
千穗宮に都せられた。以上を神代といふ。

皇統無窮

⑤國體のおこり 萬世一系の國體の礎は、この神勅にもとづいて、
國の初に於てすでに定められ、天照大神の御子孫に當らせられる
代々の天皇は、三種の神器を以て皇位の御しるしとし、この神勅に
よつて高御座におつきになつた。政治上には、時代によつて治亂盛
衰を免れなかつたが、萬世一系の天皇は連綿として我が國を治め

させられた。

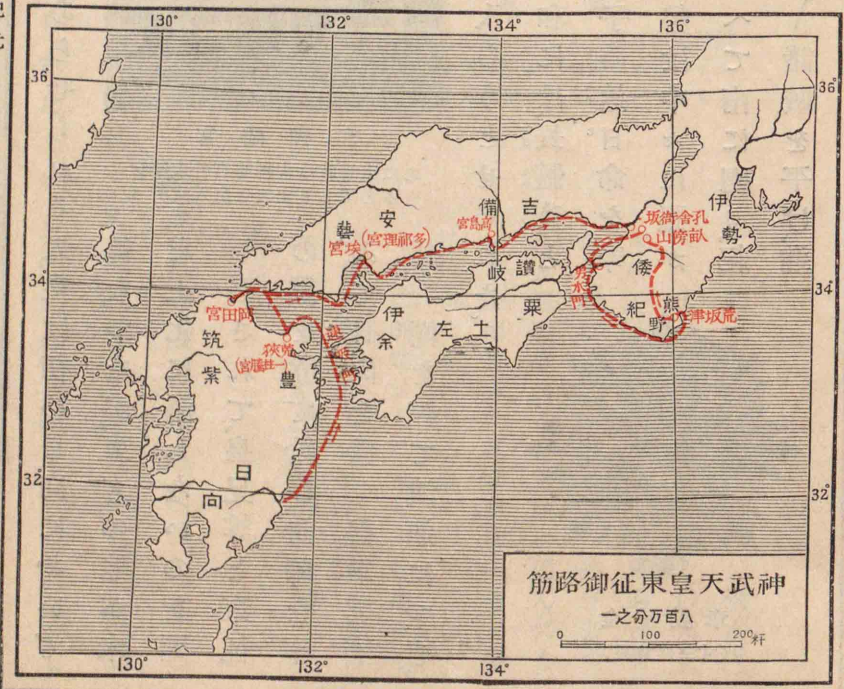
帝國憲法第一條に、大日本帝
國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統
治スとあるは神勅に基いて
定められたものである。

明治天皇の御製に、
神代よりうけし寶をまも
りにて治め來にけり日の
本つ國

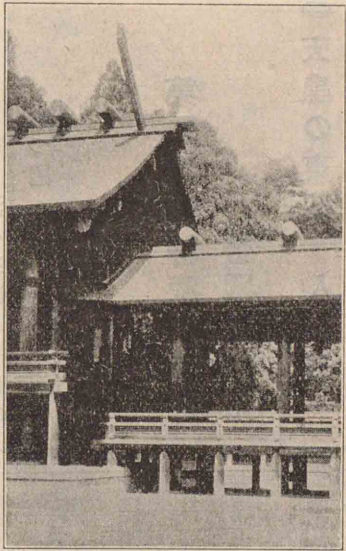
第二章 神武天皇と

帝國の紀元

①天皇の東征 人皇第一
代の君を神武天皇と申し



東征の理由と脈路

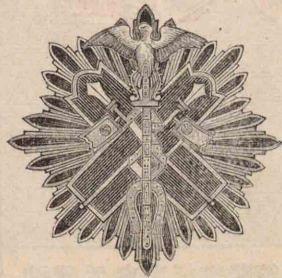


宮崎宮
宮崎宮は宮崎宮社大幣宮
あに市崎宮は宮崎宮社大幣宮
るあてしり祀おを皇天神り

上げる。瓊瓊杵尊の御孫であらせられる。天皇は初め日向において
になつたが、東方の地が未
だ王化に浴しないのを聞
し召されて、皇兄等と東征
の謀を立て給ひ、舟師を率
ゐて日向を發し、豊筑紫安
藝吉備を経て浪速につき、

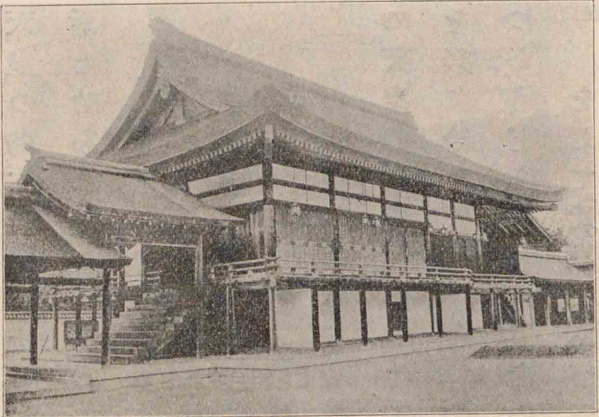
饒速日命

まさに河内を経て大和に入らうとせられた。
◎大和の平定 この時大和には、長髓彦といふものがあり、天神の御子饒速日命を奉じて皇軍に抗し奉り、その勢は中々に強かつた。そこで天皇は路をかへて南に廻り、紀伊より大和に入り、行く／＼諸賊を平げ、進



金鷄勳章
(寸三徑寸原)

金鷄勳章の由來



原榿宮

山傍の古に原榿宮の址に立てられたものといふ
殿神のこぶは舊京都御所の内侍所を賜はるに之を移して建て
たもので大幣社あ

んで長髓彦を攻められた。

その戦の最中に金色の鷄が飛んで来て、天皇の御弓に止つた。その光が電のやうに眩かつたので、賊兵は皆おぢ恐れて戦ふ力もなく逃げ去つた。金鷄勳章はこの靈瑞に因んだもので、陸海軍人の武功拔群の者に授け給ふために、明治二十三年二月十一日に制定せられたものである。その制、一級より七級まであり、こゝに示したものは功二級の金鷄勳章である。

饒速日命は長髓彦にいろ／＼

と順逆の理をお諭しになつたけれども、従はなかつたから、遂には之を誅して、皇軍に歸順せられた。ついで附近の土賊も悉く降伏し、

橿原宮
立后

紀元元年

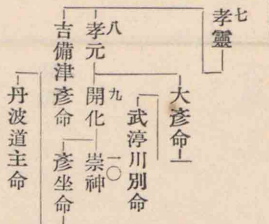
紀元節の由
來

天皇は大和地方を全く平定せられた。
③ 即位と立后 こゝに於て、天皇は都を大和の橿原の地に定めて、天皇の御位に即かせられ、大國主命の後なる五十鈴媛を立てて皇
后とせられた。これが實に我が國の紀元元年である。

これは今の世界列國支那を除きの未だ興らない遠い古のことで、約二千六百年前である。この即位の禮を行はれた日は、紀元元年一月一日であるが、明治天皇の時、之を新曆にあてはめて、二月十一日を紀元節と定められ、このめでたい建國の日を國民ひとしく祝し奉ることとなつたのである。明治天皇の御製に、
橿原の遠つ御祖の宮柱たてそめしより國は動かす

中央政治
地方政治

④ 天皇の政治 かくて天皇は先づ大和の鳥見山に御先祖の神々を祭り給ひ、天種子命天兒屋根命の祖と天富命太玉命の後、齋部氏の祖をして祭祀をつかさどらしめ、道臣命天忍日命の後、大伴氏の祖と饒速日命の子可美眞手命部をして武備にあづからしめ、又地方には國造、縣主をおいて、その地の政を行はしめられた。



調の制

第三章 崇神天皇 垂仁天皇

① 四道將軍 神武天皇から八代を経て第十代崇神天皇が御位に即かせられた。その頃、大和の外の地方には、未だ朝廷に従はないものがあつたから、天皇は四人の皇族をえらび、大彥命を北陸に、武渟川別命を東海に、吉備津彥命を西道山陽に、丹波道主命を丹波路山陰に遣はして、四方を平げしめられた。世にこれを四道將軍といふ。かくて皇威は漸く遠方にひろがつた。

② 産業の奨励 崇神天皇の御代に、はじめて人口をしらべて、調を定められた。また天皇は深く民事に心をお用ひになり、池溝をほらせて農業をすゝめ、或は船を造つて運送の便を計らせられた。次の第十一代垂仁天皇もまた多くの池溝をほらせなどして、人民の利益を進められたから、産業は大に盛になり、天下はよく治まつた。

野見宿禰

埴輪

殉死の禁

上古我が國では、貴人の死んだ時、殉死の風があつた

が、垂仁天皇は之を禁じ給ひ、野見

宿禰の議を用ひて、土

にて造つた人馬等を

墓のまはりに立てて、

殉死の者に代へさせ

られた。これを埴輪と

いふ。埴輪、土器、金銀環

玉類等は、今も古墳中

より發見せられ、當時

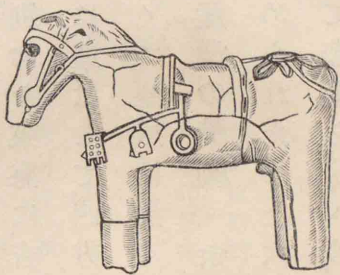
の風俗竝に工藝の程

度などを知る助とな



頭椎劍

句玉



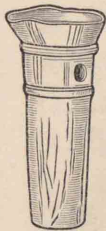
埴輪土馬

管玉



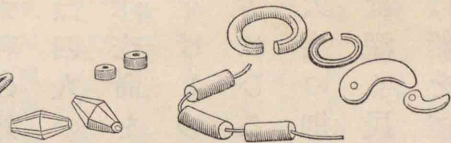
埴輪土偶

玉切子



埴輪圓筒

土器



丸玉

衣服 裝身具 頭髮 食物 家屋

ることが多い。



上古の男女の風俗

四 上古の風俗

當時の人は、多く麻

又は楮の皮で織つた筒袖の上衣を

用ひ、男は褌をはき、女は裳をつけた。

武装には鎧や甲をつけ、劔や矛を持

つた。身の飾としては、勾玉、管玉等を

つないで頸や腕の飾とし、男は髪を

二つに分けて美豆良に結び、女は下

髪又は鬚に結つた。食物は五穀を用

ひ、魚鳥獸肉を食ひ、素焼の土器を食

器とした。家は丸木のまゝの柱を土

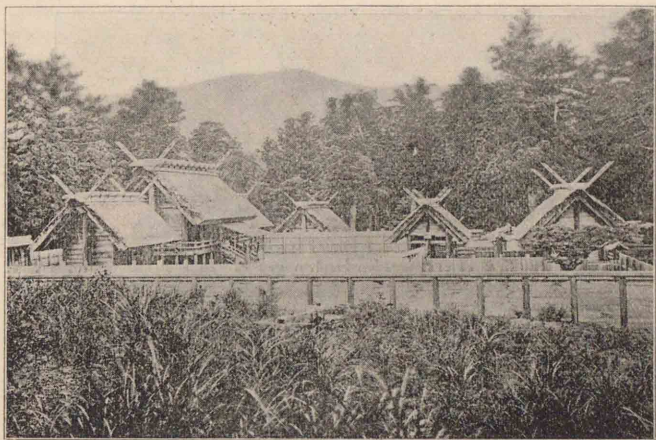
器とした。家は丸木のまゝの柱を土

中から立てて、藤や蔓で結び、茅で屋根を葺き、細い木で棟をおさへた極めて粗末なものであつた。

第四章 伊勢皇大神宮のおこり

一	神武
二	綏靖
三	安寧
四	懿德
五	孝昭
六	孝安
七	孝靈
八	孝元
九	開化
一〇	崇神
一一	垂仁

笠縫邑

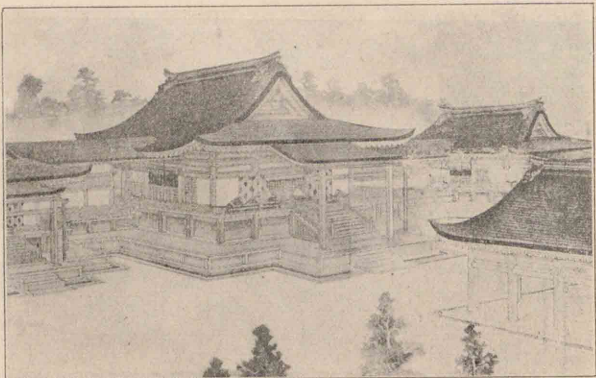


伊勢皇大神宮

● 神器の奉遷 崇神天皇は敬神の御心深く、これまで三種の神器を宮中に奉安してあつたのを、神器と同殿に居給ふは神威をけがす恐れありと思し召し、八咫鏡と叢雲劍とを大和の笠縫邑カスミに遷し、皇女豊鍬入姫命に命じて、御鏡を御神體として天照大神を祀らしめ、別に御鏡御劍のうつしを造らしめて、八坂瓊勾玉と共に宮中にお置きになつた。

次の垂仁天皇の御代に更に伊勢五

賢所 齋宮



賢所中宮

向つて中央賢所が左に皇靈殿が右に神殿である

十鈴川のほとりに宮を建てて、こゝに神鏡神劍を遷し、皇女倭姫命

に仰せて、大神を祀らしめられた。これが今の皇大神宮の起である。皇大神宮は代々の天皇の御崇敬は申すまでもなく、我が國民のひとしく尊び奉る所である。

かくて崇神天皇の時から、御鏡御劍に新舊の二種が出来た。八坂瓊勾玉と模造の御鏡御劍とも世に三種の神器と申し奉り、代々の天皇の傳へ給ふ神器は即ちこれである。その中御鏡は宮中の賢所カスミにお置きになり、御靈代として天照大神を祀つて居られる。

また豊鍬入姫命倭姫命相ついで皇大神宮にお仕へ申してより、代々の天皇御一代毎に未婚の皇女を卜定して神宮に奉仕せしめらるゝ例となつた。これを齋宮とい

熊襲と蝦夷

日本武尊の西征

日本武尊
景行 成務
倭姫命

日本武尊の御名

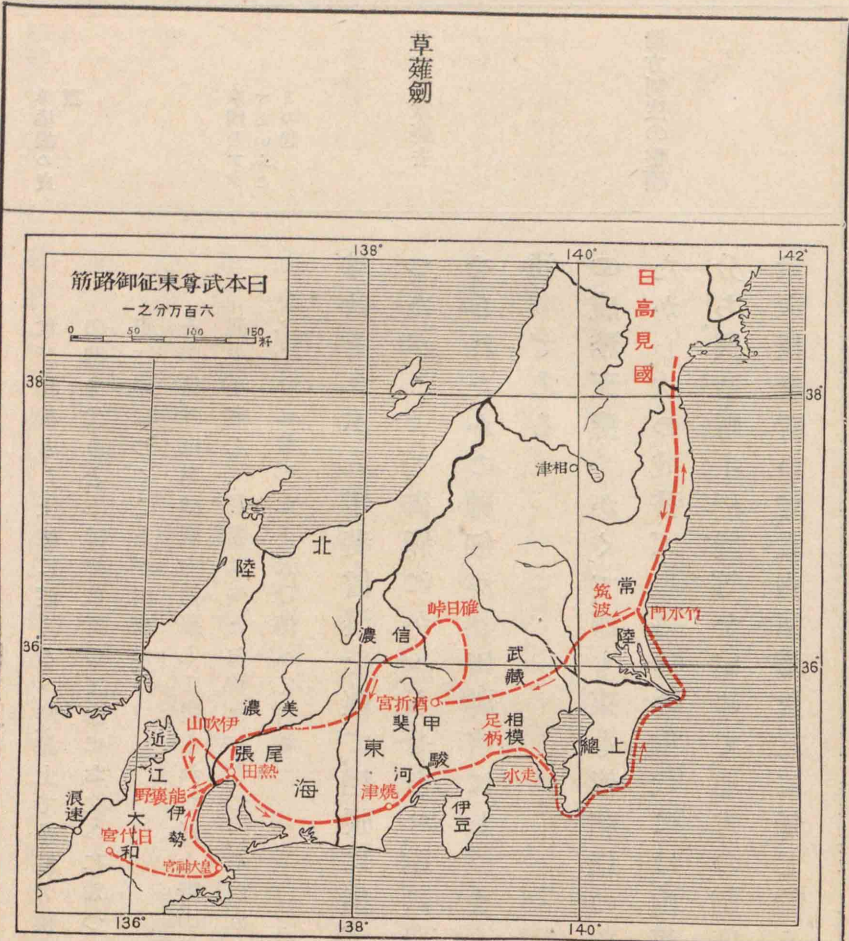
日本武尊の東征

● **邊境の状況** 崇神天皇よりこの方、皇威は次第に遠きに及んだが、なほ筑紫には熊襲がはびこり、東北地方には蝦夷がゐる、屢、我が大和民族にあだをした。

● **熊襲征伐** 第十二代景行天皇は、親ら熊襲を征伐してこれを平げられたが、程なくまた叛いたので、皇子日本武尊に命じて征伐させられた。尊はこの時御年僅に十六であつたが、智勇にすぐれたお方であつたから、計を以て賊の首領熊襲梟帥を殺し、叛亂を平定せられた。

尊は初め小碓尊と申したが、この時、梟帥は死に臨み、皇子の武勇をほめた、へて日本武尊の御名を奉つた。これから日本武尊と申し奉ることになつたと云ひ傳へる。日本武とは即ち日本の勇者の意味である。

● **蝦夷征伐** その後、尊はまた命を受けて、東國の蝦夷の征伐に向はれた。尊は先づ伊勢の皇大神宮に参拜して、御叔母倭姫命から叢



雲劍をさづかり、進んで駿河に至り、賊のために火攻に遭はれた時、この御劍を抜き、草を薙ぎ拂つて難をのがれ、却て賊を焼き亡ぼされた。これよりこの御劍をば草薙劍と申すこととなつた。それより尊は相模から海を渡つて上總につき、蝦夷地に進み、悉く陸奥の賊を平げ、遠く皇威を輝かして凱旋せられた。

弟橘媛の貞烈

尊が相模より上總に渡らるゝ時、海上で暴風の難に遭はれたが、御妃の弟橘媛は、尊の御身代りとして、神に祈つて海にお沈みになつた。そこで浪風もしづまり、船は無事に岸につくことが出来た。

東國をアツマといふことの起

その後、尊は弟橘媛を追慕して居られたが、上野の碓日岬に登られた時、遙に東南の海上を望んで、吾妻はやとお歎きになつた。それから山東の國々をアツマの國といふやうになつたと云ひ傳へて居る。

日本武尊薨去

尊はそれから甲斐・信濃を経て、尾張に出で、近江の賊をお討ちになつたが、こゝで御病にかゝらせられ、遂に伊勢の能褒野に於て薨去せられた。かの神劔が熱田神宮にしづまりますことは、前に述べた通りである。

地方制度の整頓

四 成務天皇 かくて、西も東も皆朝廷の御威光に従ふやうになつたから、次の成務天皇三代の御代には、山河の形勢によつて國縣を分ち、國造・縣主・稻置等を定めて、地方の制度を整へ給ひ、また朝廷には大臣を置いて、武内宿禰を之に任じ給うた。こゝに於て朝廷の威

勢は益々四方に振ふに至つた。

第六章 朝鮮半島の内附 文物の傳來

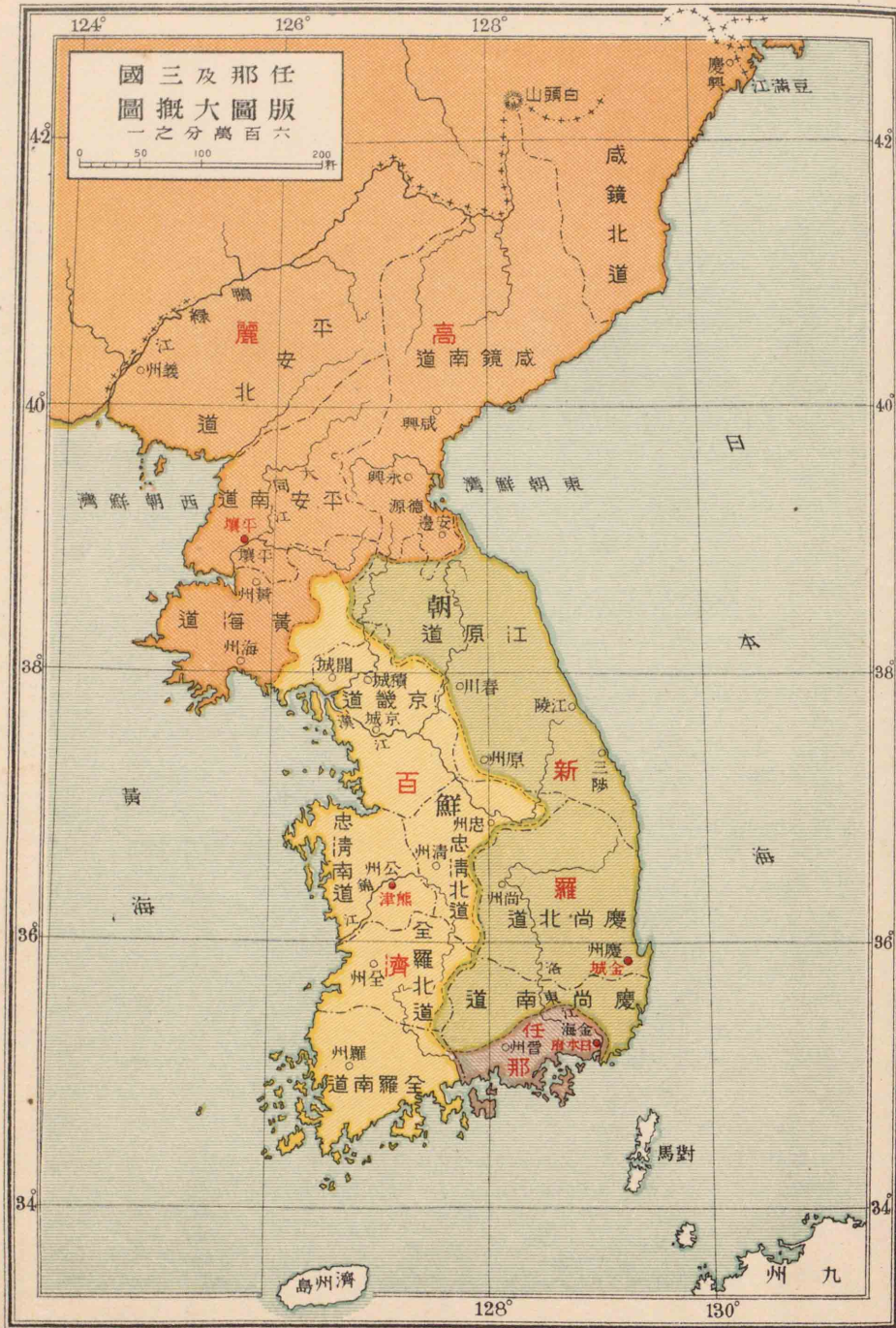
上古の朝鮮半島

紀元六百年の頃

三國鼎立

任那の日本府

一 半島の形勢 朝鮮半島は我が國と近いので、はやく神代から既に交通が開けてゐた。開化天皇第九代の御代の頃には、半島の北部は支那の漢の領地となり、南部は馬韓・弁韓・辰韓に分れて、世に三韓と呼ばれた。その後、崇神天皇の頃、半島の北部に高麗が新に國を建て、辰韓の地には新羅が起り、ついで馬韓の地には百濟が起つて、三國鼎立の形をなした。我が國ではこれをも昔のまゝに三韓と呼んだ。弁韓は數多の小國に分れたが、その一部に大加羅といふ國があつて、新羅の壓迫に苦しんで、崇神天皇の末年に、我が國に援を願つて來た。天皇は鹽乘津彥を遣はして之を治めしめられ、垂仁天皇の御代には之に國號を任那と賜はつた。後、この地に日本府を置かれた。



開九化
 神功皇后 ○息長宿禰王
 景行 成務 崇神 垂仁 彦坐命 ○
 仲哀 應神 日本武尊

皇后の新羅征伐
 皇后の新羅征伐は
 紀元八六〇年韓國
 併合前凡そ千七百
 年である

●半島の服屬 第十四代仲哀天皇の御代に、筑紫の熊襲がまた叛いたから、天皇は皇后と共に之を征伐されたが、不幸にも天皇は香椎宮に於ておかくれになつた。皇后は熊襲の屢叛くのは新羅のすめによるものとお考へになり、大臣武内宿禰と謀り、別將を遣つて熊襲を伐たしめ、御みづから軍を率ゐ、海を渡つて新羅を御征伐になつた。新羅王は恐れて降を請ひ、永く貢物を奉ることを約束し奉つた。その後、間もなく百濟高麗二國も相ついで我が國に服従し、熊襲もまた永く叛かなくなつた。

●神功皇后 皇后は筑紫に還られて、皇子を生ませられ、後、仲哀天皇

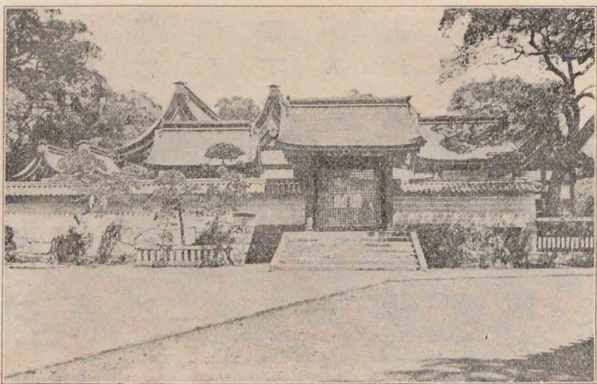


后 皇 功 神
 御るあてれらせ置安に寺師藥國和大
 るあて作の頃め初の代時安平で像木

皇后の攝政

八幡大神

外國文化の東漸



宇 佐 八 幡 宮

宇佐八幡宮は宇佐國前豊宮八幡宮
宇佐國前豊宮八幡宮の神大神八幡廣
宇佐國前豊宮八幡宮の神大神八幡廣
宇佐國前豊宮八幡宮の神大神八幡廣
宇佐國前豊宮八幡宮の神大神八幡廣

皇の御遺骸を奉じて、都に還らせられた。やがて皇子が即位せられ

て、應神天皇第五代と申し、皇后は攝政として天皇を扶け、深く御心を内治の進歩にとゞめられた。その御偉業を尊んで、神功皇后と諡し奉る。

應神天皇は後世八幡大神とあがめられ、
矢の神と仰がれ、源氏がこの神を氏神と崇
め奉るやうになつてからは、全國到る所に
祀られることになつた。官幣大社宇佐八幡
宮前豊宮幣大社石清水八幡宮城山などは最も
有名なるものである。

四 學問の傳來 朝鮮半島は早くか

ら支那と交通して、その學問・工藝を傳へ、文化も大に開けて居た。されば彼我の交通の繁くなるにしたがひ、その文物もしきりに我が

阿直岐・王仁

阿知使主

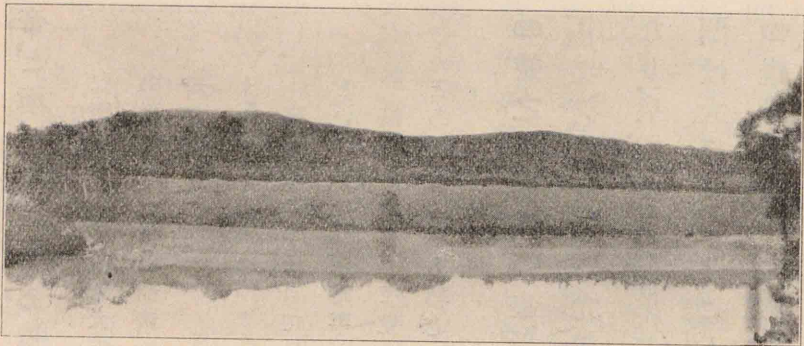
弓月君

國に傳來するやうになつた。應神天皇の御代に、百濟から阿直岐が來り、ついで博士王仁が來て、論語千字文を献上した。これが漢學傳來の始である。その後、また支那の人阿知使主は朝鮮を経て我が國に來り、種々の學藝を傳へ、その子孫は王仁の子孫等と共に、代々朝廷に仕へて記録をつかさどつた。かくて支那の學問は漸く我が國に行はれ、之につれて儒教の思想も漸く傳はつた。

⑤ 工藝の傳來　またこの御代に、支那の人弓月君は數多の人々を率ゐて百濟より歸化し、織物の法を傳へたが、天皇は更に使者を支那に遣はして、機織裁縫の工女を求めしめられ、益、この業の進歩を圖られた。この外朝鮮半島より職工・鍛冶木工も渡來し、各、その技を傳へたから、我が國の文物・工藝も益、發達することとなつた。

第七章 仁德天皇 雄略天皇

天皇の政治



仁德天皇御陵

① 仁德天皇　應神天皇について、御子仁德天皇^{第六代}がお立ちになつた。從來代々の都は大抵大和の内に定められたが、海外交通が益、しげくなつたから、天皇は船の出入に便利な難波^{今の大坂}に都をお遷しになつた。天皇は仁慈の御心がわけて深くまし、調をおゆるしになつて人民をおいたはりになつたのみならず、進んで國利民福を興さるゝ爲に、池溝を開き、堤防を築いて、農業を勧め、また道を通じ、橋をかけて、交通を便にせられた。されば天皇の御代には、國も富み、民も豊かに、天下皆太平を樂しんだ。後世まで天皇を聖

仁徳天皇の御陵

帝と稱へ奉つてゐる。

仁徳天皇の御陵は大阪府堺市の東郊にある。歴代の山陵中最も壯大なるもので、その周圍約一里、總面積約十四萬坪に及ぶといふ。以て當時皇威の盛であつたことが知られる。

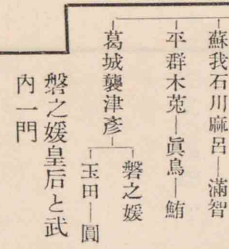
また世に名高き、

高き屋にのほりて見れば煙立つ民のかまどは賑ひにけり

といふ歌は、藤原時平が天皇を詠じ奉つた歌に、

高殿にのほりて見れば天の下四方にけぶりて今ぞ富みぬるとあるものから轉じたものであらうといふ。

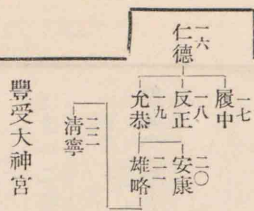
武内宿禰



① 磐之媛皇后 皇后磐之媛は武内宿禰の孫で、その御腹である履中^{履中}の皇女^{皇女} 反正^{反正}の三天皇は、兄弟相承けて位にお即きになり、皇位の御兄弟に及ぶ新例を開かれた。これよりして武内の一門は大に榮えることとなつた。

② 雄略天皇 允恭天皇より安康天皇^{安康}を経て雄略天皇^{雄略}が

皇后幡梭姫

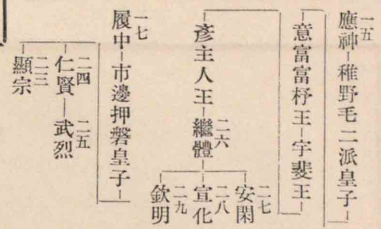


皇后の御内助

即位せられた。天皇は御性質が勇猛であらせられたが、皇后幡梭姫の皇女^{皇女} は温良の徳高く、常に天皇の御心をやはらげ奉り、又親ら蠶を養ひ、この道を弘く天下にお勧めになつた。天皇もまた深く民政に注意せられ、産業を勧め、遠く支那から縫工^{縫工}、織工^{織工}を呼びよせて、工藝の發達をはかられた。又農業の神である豊受大神を丹波より伊勢の度會^{度會}に遷し祀られたことは、前に述べた所である。

雄略天皇が嘗て葛城山に狩をせられた時、一匹の暴猪が天皇に向つて進んで來た。お供の舍人^{舍人}は之を見て恐れて逃げたので、天皇はお怒になつて御みづから弓にて之を突きとめ、御足を舉げて蹴殺された。天皇は舍人の卑怯を責めて之を誅しようとせられたが、皇后が之をお諫めになつたので、御氣色もやはらぎ、その罪をお許しになり、朕は狩をして善言を得たとおほせられた。これを以ても皇后の内助の功が多かつた一端を察すべきである。

第八章 朝鮮半島の變遷



大伴金村の失策

磐井の叛

●高麗新羅の叛服 初め朝鮮半島の我に屬してから、任那に在る日本府の威令は一時よく行はれてゐた。然るに、後に至り、高麗は國力の強きを恃んで、屢貢物を怠り、新羅も漸く強大となつて、百濟任那を侵して叛服常なき状態となつた。雄略天皇の御代には、我が國から遣はされて居る任那の國司が、高麗と結んで叛いたことがありなどして、半島は一層治めにくくなつた。

●新羅の侵略 繼體天皇第二十の御代に、朝廷は大連大伴金村の意見に従ひ、百濟の請ふがまゝに、任那の領地を割いてこれに與へたので、任那もまた我を怨むこととなり、半島の不安は益甚しくなつた。やがて新羅は勢の盛なるに乗じて任那を侵したから、近江毛野を遣はされたが、新羅は却て筑紫の國造磐井と結んで毛野を防いだ。そこで天皇は先づ大連物部麤鹿火を遣はして、磐井を誅せしめられたが、毛野は新羅と任那との仲をうまくまとめることが出来

任那が崇神天皇の御代に内附してよ
 りこゝに至る凡そ
 六百年

紀元一二二二年

調伊企儼と大葉子

ず、愈面倒な事になつてしまつた。

●日本府の滅亡 かくて欽明天皇第二十の御代に至り、新羅は益々強大となり、百濟任那を攻めて、つひに任那を滅し、日本府もこぼたれてしまつた。天皇は紀男麻呂等を遣はして新羅を討たしめられたが、我が軍に利がなく、失敗に終つた。

この時我が軍の一將調伊企儼は捕虜となつたが、日本武士の面目を守つて、少しも屈せず、最後まで新羅王をのゝしつて殺された。その妻の大葉子も捕へられたが、韓國の城の邊に立ちて大葉子は領巾レすらすも日本へむきてと歌つたので、聞くものが皆涙を流したといふ。或はこの歌は時の人が大葉子を憐んでよんだものであるともいふ。

その後、代々の天皇はまた任那の恢復に力を用ひられたが、つひにその效がなかつた。

第九章 佛教の傳來 蘇我物部兩氏の争

佛教の東漸

紀元一二二二年

稻目と尾輿

●佛教の傳來 佛教はもと我が紀元百四十年頃、印度の釋迦シヤカが開いた宗教で、早く支那に入り、それより朝鮮半島に傳はり、つひに我が國にも傳來するやうになつた。さきに繼體天皇の御代に、支那の人司馬達等シマダトウが始めて佛像を持つて來て、佛教を弘めようとしたけれど、未だ廣く行はれなかつたが、欽明天皇の十三年に、百濟王が佛像と經論とを獻じて、盛に佛の功德を説いたので、こゝに始めて流通の緒が開けた。

●拜佛可否の論 この時、天皇は公にこれをまつるべきや否やを群臣に計らせられたが、大臣蘇我稻目は之を禮すべしといひ、大連物部尾輿等は之に反對を唱へた。そこで天皇は佛像を稻目に賜はつて、試に之を禮拜せしめられたので、稻目は己の家を寺とし、佛像を置いて之を禮拜した。然るに、たま／＼疫病が大に流行したので、尾輿等はこれを國神の祟だと奏して、寺を焼き、佛像を難波の堀江

になげ棄てた。

馬子と守屋

蘇我石川……稻目
馬子——蝦夷——入鹿
堅鹽媛——用明、推古母
小姉君——穴穗部、崇峻母

二九
欽明

三〇
敏達
三二母蘇我堅鹽媛
用明——厩戸皇子
穴穗部皇子
三三母蘇我小姉君
崇峻
三三母蘇我堅鹽媛
推古女帝

●蘇我氏と物部氏 蘇我氏は武内宿禰の子孫で、物部氏は饒速日命の後である。當時二氏は相並んで朝廷に仕へ、互にその權力を争つたが、蘇我氏は父祖以來代々朝鮮のことに關係した家柄であるから、自然進取的の風があり、物部氏は神代以來の家風を堅く守り、とかく保守的の傾があつたので、たま／＼佛教傳來の事について意見を異にし、兩家の衝突ははげしくなつた。

●物部氏の滅亡 次の敏達天皇第三十代の御代には、稻目の子馬子は大臣となり、尾輿の子守屋は大連となり、各父の志をうけてはげしく争つた。敏達天皇がおかくれになつたので、馬子は己の妹の生み奉つた用明天皇第三十一代のお立ちになるやうにはからひ、また天皇の御子厩戸皇子が佛教を信じられたから、皇子とも親しくして益、勢力を盛にすることにとめた。やがて用明天皇はおかくれになり、

紀元一二六七年
遣隋使

對等の國交

簡條がある。
支那との國交 天皇の十五年に、小野妹子を隋の國に遣はし、始めて支那との國際交通を開かれた。是より支那の文物制度は、朝鮮半島を経ず、直接に我が國に傳來することとなつた。



像 塑 子 女

時古推でのもるあに内塔重五寺隆法
しに衽左るあで便にる見を俗風の代
るあできべす意注はどな所るあて

當時隋は世界の帝國であつたが、太子の之に對し給うた態度は實に堂堂たるもので、その國書に「東天皇敬つて西皇帝に白す」とか、日出づる處の天子書を日没する處の天子に致すなどと、對等の文言を用ひられたのを見ても、太子の御見識を窺ふことが出来る。

遣唐使

この後、隋が亡び、唐が起るに及び、舒明天皇^{第四十三代}の御代に、また遣唐使を遣はし、國交を修められた。之が遣唐使の始である。かくて學生

この留學生・留學僧の派遣は大化改新に先立つこと凡そ三十餘年

僧侶の留學するものも多く、支那の文化は盛に輸入せらるゝやうになつた。

四天王寺
法隆寺



尊 三 迦 釋

德聖で佛銅金たれき置安に内堂金寺隆法
鳥が族遣御の子太にめたの福冥御の子太
一十三皇天古推のもたせら作てしを師佛
るあて作製の(三八二一元紀)年

佛教の興隆 太子はまた深く佛教を信じられたから、馬子と共にその興隆に力をお盡しになり、所々に寺院を建て、佛像を造らせになつた。四天王寺、法隆寺など

は、最も有名なものである。
美術工藝の進歩 佛教の興隆に伴つて、寺工、佛工、瓦工、畫工等も相ついで朝鮮などより來朝し、建築彫刻はいふまでもなく、繪畫織

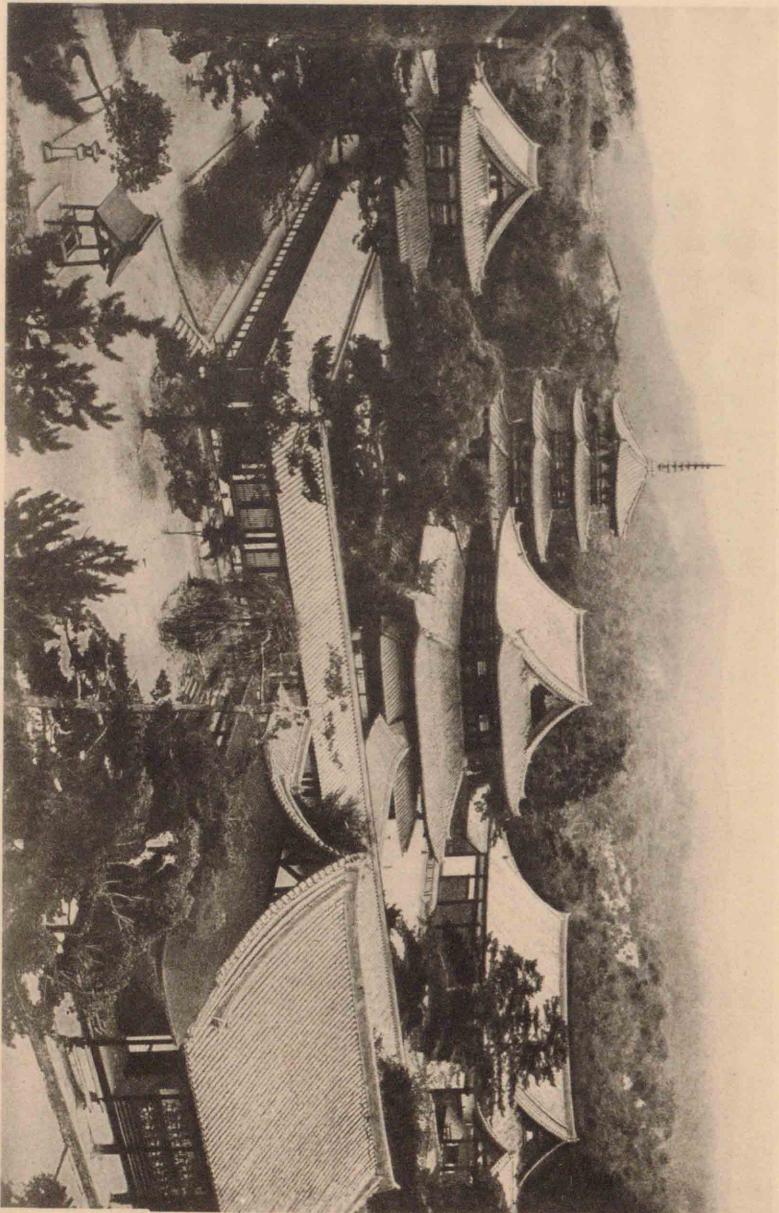
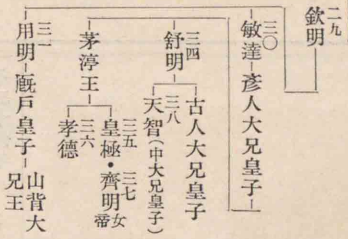
飛鳥時代の美術

縫刺繡等の術も大に進歩した。名高き佛工には鳥佛師トリブツシがあり、繪畫には高麗より來朝した僧曇徴トントウテウなどが有名であつた。この時代の美術を飛鳥時代の美術といふ。法隆寺の堂塔佛像などは、多くは創立當時のまゝ、今に傳はり、實に世界に誇るべき遺物である。

第十一章 蘇我氏の無道

●蘇我氏の暴横 蘇我馬子の子蝦夷エミは父について大臣となり、舒明天皇クワウミョウ極天皇ゴクテウ三代第三十二代の間、ますます威權をほしいままにした。その子入鹿イルカはその暴横父にもまさり、聖德太子の御子山背大兄王ヤマセノオホノミを害し奉り、また己の家を宮と稱し、己の子を王子といふなど、僭上の振舞が甚しかつた。

●蘇我氏の滅亡 時に中臣鎌足ナカノキナジといふもの、忠烈の志厚く、蘇我氏の專横を憤つて、之を除かうと企て、舒明天皇の御子中大兄皇子ナカノオホノミの



法隆寺

法隆寺は大和國生駒郡法隆寺村にある古刹で、もと用明天皇の御發願に基いて、推古天皇が皇太子厩戸皇子と共に、その工を起さしめ給ひ、同天皇の朝に竣成したものである。その中、金堂、五重塔、中門等は草創當時のものといひ傳へらるゝところで、本邦建築物中最古のものである。圖中左端の樓門が中門で、中央、五重塔の右が金堂である。

蘇我馬子
蝦夷・入鹿
倉麿・石川麿

英明なるを見て、之と交りを結び、又蘇我石川麻呂等をかたらうて助とし、ひそかに時の來るのを待つてゐた。かくて皇極天皇の四年、三韓入貢式の日、中大兄皇子と鎌足等は、入鹿を大極殿に誅した。蝦夷は家にあつてその免るゝことの出來ないのを知つて、圖書家實を焼いて自殺した。かくて蘇我氏の本家は亡び、朝廷の御威光は再び大に輝くやうになつた。

上古史總括

國初より蘇我氏滅亡まで、その間は甚だ長いけれども、之を大勢上より見れば、前後の二期に分つて考ふことが出来る。前期は建國の業が成り、ついで内治を整へ、皇威の振張を謀つた時代である。天孫の降臨、神武天皇の東征等によつて、我が建國の基礎は確立するに至つたけれども、その政治の及ぶところは、なほ僅に近畿地方に

建國の大業

領土の擴張

限られて居たのを、崇神天皇の御代に於ける四道將軍の派遣、景行天皇の御代に於ける熊襲・蝦夷の征伐等によつて、皇化は四方にひろまり、つひに神功皇后の新羅征伐によつて、我が領土は朝鮮半島にまで及ぶこととなつた。

文物の進歩

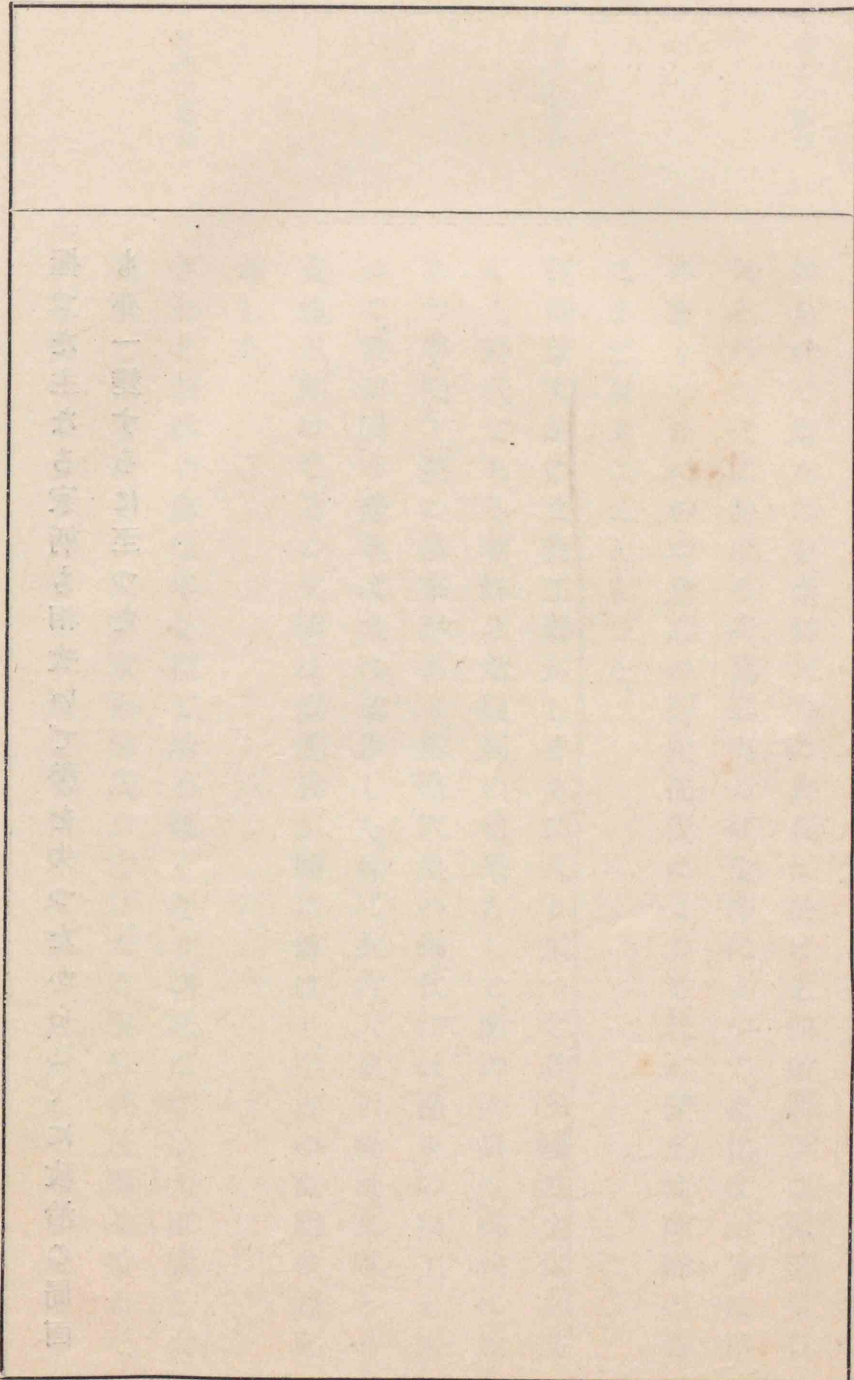
後期は支那の文物工藝がしきりに入り來つて、我が國の文化を進めた時代である。朝鮮半島服屬の結果として、應神天皇の御代に、始めて學問・工藝の傳來があり、雄略天皇の御代には、種々の職工も來つて、我が國の産業は大に進歩した。殊に推古天皇以後は、支那との交通が開けて、その文明は直接我が國に傳はり、中古の文明の源をなした。

名門の盛衰

されど朝鮮半島は年を経て治め難くなり、朝廷にては大臣家と大連家と相争ひ、まづ大連家物部氏が亡び、大臣家蘇我氏獨り榮えたが、專横のあまり自らその滅亡を招くに至つた。かくの如く、政權を

握つた主なる家柄も相次いで勢を失つたから、こゝに政治の局面も亦一變するに至つた。

凡千六百年前			凡千七百年前		凡千八百年前							
九七〇	九六六	九四九	九四四	九四三	八六〇	八五三	七九五	七八三	七七三	七七〇	七五七	七四二
同	同	同	同	應	同	仲	成	同	同	同	同	景
				神	哀		務	行				
百十年	百六年	八十九年	八十五年	八十四年	八十三年	九二年	五五年	五十三年	四十四年	四十年	二十七年	二十一年
阿知使主工女を伴ひて歸る	阿知使主を吳に遣す	阿知使主歸化す(漢氏の祖)	王仁來朝論語千字文を獻す	百濟より阿直岐來る	弓月君歸化す(秦氏の祖)○百濟經工を貢す	神功皇后新羅征伐	熊襲復叛く○天皇親征し給ふ	國縣を分ち國造・縣主・稻置を置く	天皇東國巡幸	日本武尊薨じ給ふ	日本武尊の蝦夷征伐	熊襲親征
凡千三百年前												
一三〇五	一三〇三	一三〇〇	一二九〇	一二七八	一二七八	一二六八	一二六七	一二六四	一二六三	一二五三	一二四七	一二三三
同	皇	同	舒	同	同	同	同	同	同	推	用	同
極		明			古							
四年	二年	十二年	二年	二十六年	十六年	十五年	十一年	十一年	十一年	二年	二年	二年
蘇我蝦夷・入鹿父子誅に伏す	蘇我入鹿山背大兄王を害す	歸朝	留學生高向玄理・留學生南淵請安	大上御田鐵を唐に遣す(遣唐使の始)	〔隋亡び唐起る〕	隋使來る○留學生・留學生を派遣す	小野妹子を隋に遣す○法隆寺を造る	憲法十七條を定む	始めて冠位十二階を行ふ	聖德太子攝政となる	蘇我馬子物部守屋を滅す	蘇我馬子物部守屋を滅す



上古史略年表

凡千六百年前			凡千七百年前		凡千八百年前					凡千九百年前				凡二千百年前			紀元	天皇	年號	重要事項		
九七〇	九六六	九四九	九四四	九四三	八六〇	八五三	七九五	七八三	七七三	七七〇	七五七	七四二	六六四	六四三	六四三	六〇四					六〇四	五七五
同	同	同	同	應	同	仲	成	同	同	同	同	景	同	同	垂	同	同	同	同	同	崇	神
				神		哀	務					行			仁						神	武
百十年	百六年	八十九年	八十五年	八十四年	八十三	九二年	五年	五十三	四十三	四十年	二十七	二十二年	二十八年	二十五	二十二年	六十一	四十一	十二	十	六	元	元
阿知使主工女を伴ひて歸る	阿知使主を吳に遣す	阿知使主歸化す(漢氏の祖)	王仁來朝論語千字文を獻す	百濟より阿直岐來る	弓月君歸化す(秦氏の祖)○百濟縫工を貢す	熊襲復叛く○天皇親征し給ふ	神功皇后新羅征伐	國縣を分ち國造・縣主・稻置を置く	天皇東國巡幸	日本武尊薨じ給ふ	日本武尊の蝦夷征伐	熊襲親征	殉死を禁ず	皇大神宮を伊勢度會の地に遷す(内宮)	皇大神宮を伊勢度會の地に遷す	(高麗建國)	(新羅建國)	人民を校し調役を課す	四道將軍を派遣す	鏡・劍を大和笠縫邑に遷す	天皇橿原宮に即位し給ふ	
凡千三百年前			凡千四百年前										紀元	天皇	年號	重要事項						
一三〇五	一三〇三	一三〇〇	二二七八	二二六八	二二六七	二二六四	二二六三	二二五三	二二四七	二二二二	二二二二	二一八七					二一八二	二一三八	二一三一	二一三〇	二一三三	九七三
同	皇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	極		明								古	明	明					略			德	德
四年	二年	十二年	二十六年	十六年	十五年	十二年	十一年	元年	二年	二十三年	二十三年	二十三年	二十一年	二十一年	二十一年	十四年	十四年	十四年	十四年	七年	四年	元
蘇我蝦夷・入鹿父子誅に伏す	蘇我入鹿山背大兄王を害す	留學生高向玄理・留學生南淵請安歸朝	大上御田饗を唐に遣す(遣唐使の始)	隋使來る○留學生・留學生を派遣す	小野妹子を隋に遣す○法隆寺を造る	憲法十七條を定む	始めて冠位十二階を行ふ	聖德太子攝政となる	蘇我馬子物部守屋を滅す	新羅任那を滅す(日本府亡ぶ)	百濟佛像經論を獻す	筑紫國造磐井の叛	梁人司馬達等來る	豐受大神を伊勢に祀る(外宮)	大藏の設置	使者支那より織縫女を率ゐて歸る	吉備田狹任那に據りて叛す	月詔して課役を免じ給ふ(後十年十月に及ぶ)	難波遷都			

上古史略年表

九千九百年部		九千九百年部		紀元	天皇	年	號	重要事項
六五九	同	五六九	同	一	神武	元		天皇御原宮に即位し給ふ。船を大和立紀邑に渡す。
六五六	同	五七三	同	十	崇神	元		船を大和立紀邑に渡す。
六五九	同	五七五	同	十二	崇神	二年		西道將軍を派遣す。
六四四	同			十四	崇神	四年		人民を授け國役を課す。
六四三	同			十六	崇神	六年		任那保護を請ふ將軍を遣して任那を鎮せしむ(日本府の始)。
六四二	同			十八	崇神	八年		
六三三	垂仁			二十	垂仁	十年		
六三二	同			二十二	垂仁	十二年		
六二四	同			二十四	垂仁	十四年		
六二三	同			二十六	垂仁	十六年		
六二二	同			二十八	垂仁	十八年		
六一九	同			三十	垂仁	二十年		
六五九	同			三十二	垂仁	二十二年		
六五八	同			三十四	垂仁	二十四年		
六五七	同			三十六	垂仁	二十六年		
六五六	同			三十八	垂仁	二十八年		
六五五	同			四十	垂仁	三十年		
六五四	同			四十二	垂仁	三十二年		
六四三	同			四十四	垂仁	三十四年		
六四二	同			四十六	垂仁	三十六年		
六四一	同			四十八	垂仁	三十八年		
六四〇	同			五十	垂仁	四十一年		
六三九	同			五十二	垂仁	四十二年		
六三八	同			五十四	垂仁	四十四年		
六三七	同			五十六	垂仁	四十六年		
六三六	同			五十八	垂仁	四十八年		
六三五	同			六十	垂仁	五十年		
六三三	同			六十二	垂仁	五十二年		
六三二	同			六十四	垂仁	五十四年		
六三一	同			六十六	垂仁	五十六年		
六三〇	同			六十八	垂仁	五十八年		
六二九	同			七十	垂仁	六十年		
六二八	同			七十二	垂仁	六十二年		
六二七	同			七十四	垂仁	六十四年		
六二六	同			七十六	垂仁	六十六年		
六二五	同			七十八	垂仁	六十八年		
六二四	同			八十	垂仁	七十年		
六二三	同			八十二	垂仁	七十二年		
六二二	同			八十四	垂仁	七十四年		
六二一	同			八十六	垂仁	七十六年		
六二〇	同			八十八	垂仁	七十八年		
六一九	同			九十	垂仁	八十年		
六一八	同			九十二	垂仁	八十二年		
六一七	同			九十四	垂仁	八十四年		
六一六	同			九十六	垂仁	八十六年		
六一五	同			九十八	垂仁	八十八年		
六一四	同			一百	垂仁	九十年		
六一三	同			一百二	垂仁	九十二年		
六一二	同			一百四	垂仁	九十四年		
六一一	同			一百六	垂仁	九十六年		
六一〇	同			一百八	垂仁	九十八年		
六〇九	同			一百十	垂仁	一百零年		
六〇八	同			一百十二	垂仁	一百零二年		
六〇七	同			一百十四	垂仁	一百零四年		
六〇六	同			一百十六	垂仁	一百零六年		
六〇五	同			一百十八	垂仁	一百零八年		
六〇四	同			一百二十	垂仁	一百一十年		
六〇三	同			一百二十二	垂仁	一百一十二年		
六〇二	同			一百二十四	垂仁	一百一十四年		
六〇一	同			一百二十六	垂仁	一百一十六年		
六〇〇	同			一百二十八	垂仁	一百一十八年		
五九九	同			一百三十	垂仁	一百二十年		
五九八	同			一百三十二	垂仁	一百二十二年		
五九七	同			一百三十四	垂仁	一百二十四年		
五九六	同			一百三十六	垂仁	一百二十六年		
五九五	同			一百三十八	垂仁	一百二十八年		
五九四	同			一百四十	垂仁	一百三十年		
五九三	同			一百四十二	垂仁	一百三十二年		
五九二	同			一百四十四	垂仁	一百三十四年		
五九一	同			一百四十六	垂仁	一百三十六年		
五九〇	同			一百四十八	垂仁	一百三十八年		
五八九	同			一百五十	垂仁	一百四十年		
五八八	同			一百五十二	垂仁	一百四十二年		
五八七	同			一百五十四	垂仁	一百四十四年		
五八六	同			一百五十六	垂仁	一百四十六年		
五八五	同			一百五十八	垂仁	一百四十八年		
五八四	同			一百六十	垂仁	一百五十年		
五八三	同			一百六十二	垂仁	一百五十二年		
五八二	同			一百六十四	垂仁	一百五十四年		
五八一	同			一百六十六	垂仁	一百五十六年		
五八〇	同			一百六十八	垂仁	一百五十八年		
五七九	同			一百七十	垂仁	一百六十年		
五七八	同			一百七十二	垂仁	一百六十二年		
五七七	同			一百七十四	垂仁	一百六十四年		
五七六	同			一百七十六	垂仁	一百六十六年		
五七五	同			一百七十八	垂仁	一百六十八年		
五七四	同			一百八十	垂仁	一百七十年		
五七三	同			一百八十二	垂仁	一百七十二年		
五七二	同			一百八十四	垂仁	一百七十四年		
五七一	同			一百八十六	垂仁	一百七十六年		
五七〇	同			一百八十八	垂仁	一百七十八年		
五六九	同			一百九十	垂仁	一百八十年		
五六八	同			一百九十二	垂仁	一百八十二年		
五六七	同			一百九十四	垂仁	一百八十四年		
五六六	同			一百九十六	垂仁	一百八十六年		
五六五	同			一百九十八	垂仁	一百八十八年		
五六四	同			二百	垂仁	一百九十年		
五六三	同			二百二	垂仁	一百九十二年		
五六二	同			二百四	垂仁	一百九十四年		
五六一	同			二百六	垂仁	一百九十六年		
五六〇	同			二百八	垂仁	一百九十八年		
五五九	同			二百十	垂仁	二百零年		
五五八	同			二百十二	垂仁	二百零二年		
五五七	同			二百十四	垂仁	二百零四年		
五五六	同			二百十六	垂仁	二百零六年		
五五五	同			二百十八	垂仁	二百零八年		
五五四	同			二百二十	垂仁	二百一十年		
五五三	同			二百二十二	垂仁	二百一十二年		
五五二	同			二百二十四	垂仁	二百一十四年		
五五一	同			二百二十六	垂仁	二百一十六年		
五五〇	同			二百二十八	垂仁	二百一十八年		
五四九	同			二百三十	垂仁	二百二十年		
五四八	同			二百三十二	垂仁	二百二十二年		
五四七	同			二百三十四	垂仁	二百二十四年		
五四六	同			二百三十六	垂仁	二百二十六年		
五四五	同			二百三十八	垂仁	二百二十八年		
五四四	同			二百四十	垂仁	二百三十年		
五四三	同			二百四十二	垂仁	二百三十二年		
五四二	同			二百四十四	垂仁	二百三十四年		
五四一	同			二百四十六	垂仁	二百三十六年		
五四〇	同			二百四十八	垂仁	二百三十八年		
五三九	同			二百五十	垂仁	二百四十年		
五三八	同			二百五十二	垂仁	二百四十二年		
五三七	同			二百五十四	垂仁	二百四十四年		
五三六	同			二百五十六	垂仁	二百四十六年		
五三五	同			二百五十八	垂仁	二百四十八年		
五三四	同			二百六十	垂仁	二百五十年		
五三三	同			二百六十二	垂仁	二百五十二年		
五三二	同			二百六十四	垂仁	二百五十四年		
五三一	同			二百六十六	垂仁	二百五十六年		
五三〇	同			二百六十八	垂仁	二百五十八年		
五二九	同			二百七十	垂仁	二百六十年		
五二八	同			二百七十二	垂仁	二百六十二年		
五二七	同			二百七十四	垂仁	二百六十四年		
五二六	同			二百七十六	垂仁	二百六十六年		
五二五	同			二百七十八	垂仁	二百六十八年		
五二四	同			二百八十	垂仁	二百七十年		
五二三	同			二百八十二	垂仁	二百七十二年		
五二二	同			二百八十四	垂仁	二百七十四年		
五二一	同			二百八十六	垂仁	二百七十六年		
五二〇	同			二百八十八	垂仁	二百七十八年		
五一九	同			二百九十	垂仁	二百八十年		
五一八	同			二百九十二	垂仁	二百八十二年		
五一七	同			二百九十四	垂仁	二百八十四年		
五一六	同			二百九十六	垂仁	二百八十六年		
五一五	同			二百九十八	垂仁	二百八十八年		
五一四	同			三百	垂仁	二百九十年		
五一三	同			三百二	垂仁	二百九十二年		
五一二	同			三百四	垂仁	二百九十四年		
五一一	同			三百六	垂仁	二百九十六年		
五一〇	同			三百八	垂仁	二百九十八年		
四九九	同			三百十	垂仁	三百零年		
四九八	同			三百十二	垂仁	三百零二年		
四九七	同			三百十四	垂仁	三百零四年		
四九六	同			三百十六	垂仁	三百零六年		
四九五	同			三百十八	垂仁	三百零八年		
四九四	同			三百二十	垂仁	三百一十年		
四九三	同			三百二十二	垂仁	三百一十二年		
四九二	同			三百二十四	垂仁	三百一十四年		
四九一	同			三百二十六	垂仁	三百一十六年		
四九〇	同			三百二十八	垂仁	三百一十八年		
四八九	同			三百三十	垂仁	三百二十年		
四八八	同			三百三十二	垂仁	三百二十二年		
四八七	同			三百三十四	垂仁	三百二十四年		
四八六	同			三百三十六	垂仁	三百二十六年		
四八五	同			三百三十八	垂仁	三百二十八年		
四八四	同			三百四十	垂仁	三百三十年		
四八三	同			三百四十二	垂仁	三百三十二年		
四八二	同			三百四十四	垂仁	三百三十四年		
四八一	同			三百四十六	垂仁	三百三十六年		
四八〇	同			三百四十八	垂仁	三百三十八年		
四七九	同			三百五十	垂仁	三百四十年		
四七八	同			三百五十二	垂仁	三百四十二年		
四七七	同			三百五十四	垂仁	三百四十四年		
四七六	同			三百五十六	垂仁	三百四十六年		
四七五	同			三百五十八	垂仁	三百四十八年		
四七四	同			三百六十	垂仁	三百五十年		
四七三	同			三百六十二	垂仁	三百五十二年		
四七二	同							

この吉祥天女畫像は大和國藥師寺の所藏で、國寶に指定せられてゐる。本圖は丈一尺八寸ばかりの細麻布に描かれ、もと藥師寺の八幡宮に嚴秘されてあつたもので、寺の古記によれば、寶龜年中朝廷が特に藥師寺をして、吉祥悔過會を修せしめたさいふ事があり、神護景雲年中には諸國國分寺に吉祥天女畫像各一鋪を頒ち給うたさいふ記録もあるから、この像はその吉祥悔過會の本尊であつたに違ひない。また奈良朝時代の風俗畫として見るべきもので、この服装は令制の禮服に大體相當するやうである。さうしてこの像を靜觀する時は清淨な日本的といふ香氣を感ぜずには居られない。

第二篇 中古史

大化の新政より平氏滅亡まで紀元一三〇五年より一八四五年に至る凡そ五百四十年間

第一期

大化の新政より奈良時代の終まで凡そ

百四十年間

第一章 大化の新政

●新政の必要 上古に於ては、天皇は直接に土地・人民の一部を治め、その大部分は多くの豪族の支配となつてゐて、天皇は間接にこれを治めらるゝのみであつた。その頃、それらの豪族は各土地・人民を私有し、その上一定の官職を世襲してゐたから、その勢力が甚だ強く、弊害も亦漸く甚しくなつて來た。そこで蘇我氏の滅亡をよき機會として、新政を行ふ必要があつた。

●改新の發端

孝徳天皇^{第三十代}は御姉皇極天皇の禪を受けて即位

豪族の土地人民
私有と官職の世襲

年號の始
紀元一三〇五年

せられ、中大兄皇子を皇太子とし、中臣鎌足を内臣に任じ、左右大臣を置き、始めて年號を立てて大化と稱せられた。太子は鎌足と謀り、主に隋唐の制に倣ひ、諸般の制度を改め、大に新政を施された。かつて支那に留學して、その制度文物に通じた高向玄理、僧旻等も、また天皇の顧問に備はつた。

紀元一三〇六年

公地公民

國司・郡司
班田收授の法
租庸調

◎改新の大詔 大化二年改新の詔を發せられ、從來臣連、國造等の豪族が私有してゐた土地、人民を收めて、公地、公民となし、國郡を區劃して國司、郡司を設くることとし、戶籍をつくり、班田收授の法を立てて、人ごとに口分田を班ち、税法を改めて、租庸調の三種と定められた。こゝに於て全國の土地、人民は直接天皇統治の下に屬することとなつた。

新政は實に非常な大改革であつたから、その實行に當つて、皇太子中大兄皇子はまづ率先してその御所有の土地、人民を朝廷に返上し、以てその範をお示しになつた。

中大兄皇子
先づ範を示
し給ふ

班田收授

その時の御詞に曰く、天に雙の日なく、國に二人の君はない。この故に、天下を兼ね併せて萬民を使ふべきはたゞ天皇のみである」と。
班田收授の法とは、六歳以上の男女に、一定の田地を分け授けて之を耕作せしめ、一定の年限毎にその人數を調べ、之に應じて土地を收授する法で、その年を班年といひ、その地を口分田といつた。後、大寶令の時、男子には田二段、女子にはその三分の二、年限は六年等、委しい制度が定まつた。
租とは田地の收穫の中より稻を納めさせるのをいひ、調とは織物その他の産物を納めさせるのをいひ、庸とは人夫を出させ、又はその代りに、米布などを納めさせるのをいひ、その納高等についても詳しい規定があつた。

租庸調

八省百官

◎中央政府の組織 について、中央政府の官制を定め、八省百官を置いて政務を分ち掌らせ、世職の風を改め、人々の才能によつて官位を授けることとなつた。こゝに於て、諸般の制度も大に備はり、中央集權の實が成るに至つた。之を大化の新政といふ。

中央集權

第二章 蝦夷の服屬 新羅の朝鮮半島統一

●越蝦夷征伐 孝徳天皇の崩後、皇極天皇が再び皇位にお即きになつた。これを齊明天皇第三十七代と申す。中大兄皇子は、なほ皇太子として政をお輔けになつた。

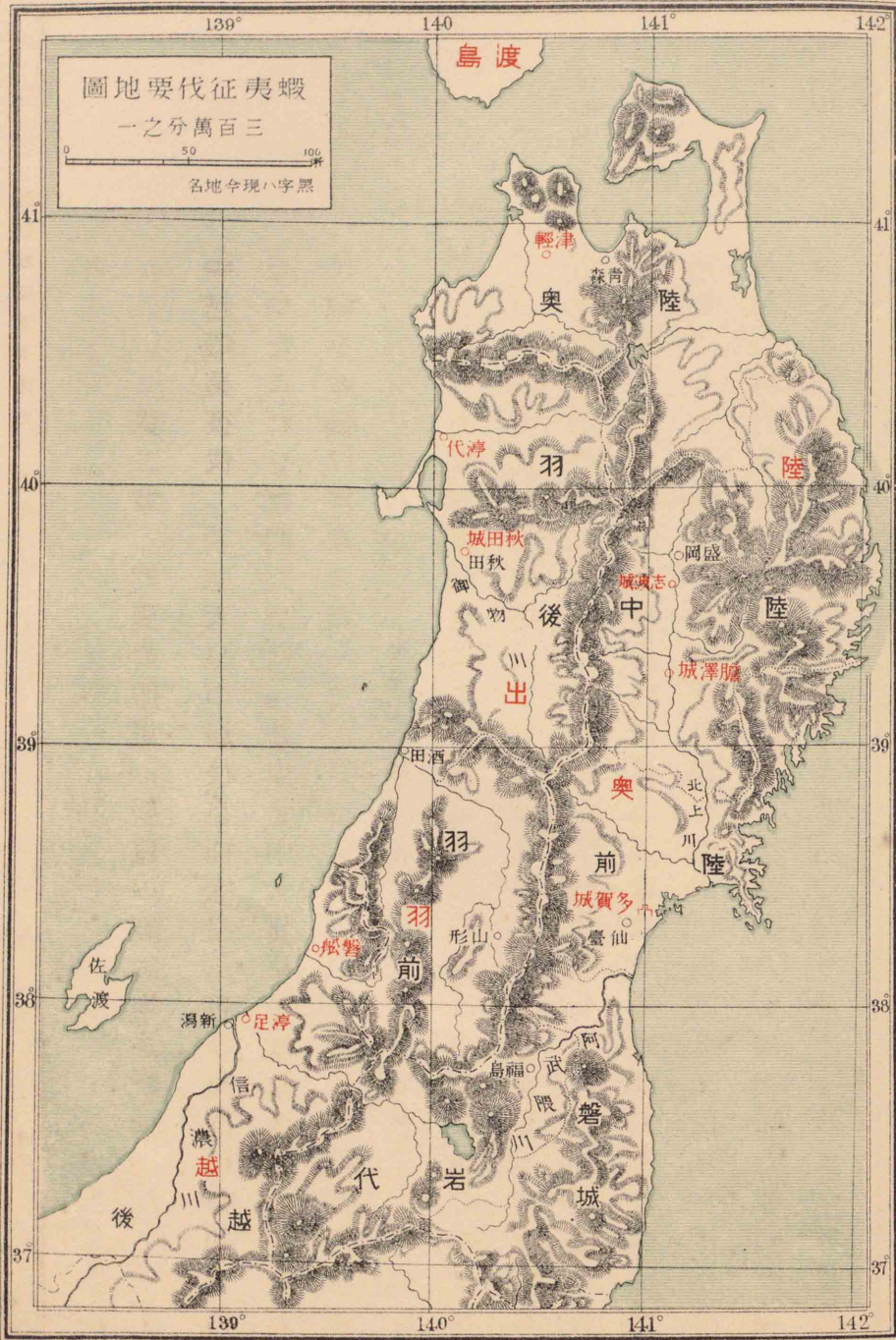
再び位に即き給ふことを重祚チカラツクといふ。これが我が國で重祚の始である。

さきに日本武尊の征伐によつて、東方の蝦夷は皇威に服したけれど、日本海方面の越蝦夷は、まだ従はないで、屢北邊を騷がした。されば、孝徳天皇の御代にも、淳足・磐船フネネの二柵を築いて、之に備へしめられたが、齊明天皇の御代に至つて、遂に阿倍比羅夫の大征伐を見ることとなつた。比羅夫は舟師を率ゐて越蝦夷を伐ち平げ、なほ渡島の蝦夷をもなづけ、更に蝦夷を道案内として肅慎を伐つた。肅慎は、この頃、滿洲一帯の地に住んで居た種族である。これより東北

重祚の始

淳足・磐船の二柵
阿倍比羅夫の遠征

日本武尊の蝦夷征伐後凡そ五百五十年
肅慎を伐つ



齊明天皇親征の
企は神功皇后の御
羅征伐後凡そ四百
六十年

齊明天皇親征の
御企

百濟の滅亡

高麗の滅亡

任那日本政府の滅
亡後凡そ百年

地方も暫く平穩であつた。

●百濟高麗の滅亡　さきに任那の滅んでから、歴代の天皇は、これが恢復を謀らせられたが、その效がなかつた。然るに、支那では、唐が起つて隋に代り、勢が盛であつたから、新羅は唐と結んで、その援を得て、つひに百濟を攻め、その王を降した。そこで百濟の遺臣等は、援を我に請うたから、齊明天皇は、皇太子と共に筑紫までお下りになつたが、筑前朝倉の行宮で崩御せられた。皇太子はなほ軍を督して百濟を援けられたけれど、我が軍も唐と戦つて利がなく、百濟はつひに滅んでしまつた。その後五年にして、高麗もまた唐のために滅され、半島の地は、今や全く我が手を離れることとなつた。

かくて神功皇后の時より凡そ四百年間我に服屬した朝鮮半島は、我が國の支配を離れたが、明治天皇の韓國併合に至つて古の狀態にかへり、全く我が版圖となつた。

●新羅の半島統一　その後、唐は兵を平壤に置いて、その地を治め

させたが、新羅の文武王は英邁な君で、百濟の故地を略し、遂に叛いて平壤を陥れ、ほゞ朝鮮半島を統一した。

第三章 天智天皇 律令の撰定

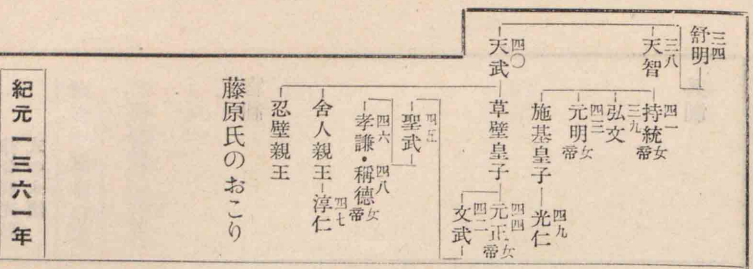
近江大津宮

天皇の御偉業

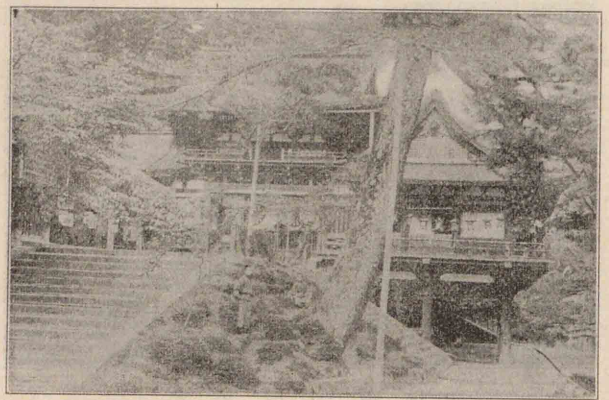


藤原鎌足

●天智天皇 皇太子中大兄皇子即ち天智天皇第八代は筑紫よりお還りになり、ついで近江の大津宮で御即位の式を挙げられた。天皇はさきに孝徳齊明の二天皇の皇太子として改新の政治にお盡しになつたが、また中臣鎌足に命じて、始めて令を定めさせられた。これを世に近江令といふ。ついで學校を起し、戸籍を造り、益々諸政を整へられた。それ故、後世より中興の英主とほめたゝへ奉る。



紀元一三六一年



談山神社
大和國磯城郡武峰にあつた
鎌足の靈を祀る別格官幣社

●藤原鎌足 天皇即位の翌年に、鎌足は薨じた。鎌足はよく天皇を

援け奉つて中興の大業を成し、その功績も著しかつたから、病の重くなるや、天皇は親しくその邸に臨んで、病状をお尋ねになり、また藤原の姓を賜ひ、大織冠をお授けになつた。後、大和の多武峰に祀られ、子孫は藤原氏を稱して永く繁榮した。

●大寶律令 天智天皇の御代に撰ばせられた令は、その後、文武天皇第四代の御代に至り、忍壁親王・藤原不第十二の御代に至り、更にこれを修正せしめられたが、大寶元年に至つて完成を告げた。これを大寶律令といふ。律は今の刑法にあたり、令

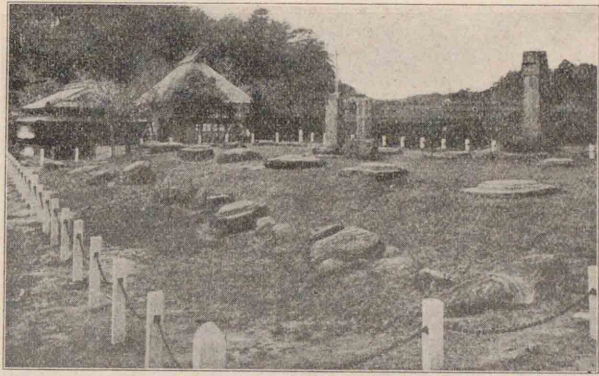
は行政上必要なる種々の法則を定めたものである。

律令制度形式の永続

律令は、永く我が國の政治の根本となつた。その後時代と共に多少の變遷もあり、且武家政治の時代には殆ど名のみとなつて、實際には行はれない部分も多かつたが、なほその形式は明治十八年官制大改革の時まで續いた。

官制

四 大寶令の内容 大寶令の定めを見るに、(一)官制は、中央政府に神祇、太



太宰府の遺址

筑前國筑紫郡太宰府樓の遺址は石き圓の礎のそは石き圓で遺址の樓府都府宰太るあに郡紫筑國前筑るあでのもたて建にめたの念記世後は碑石のつ三るあで石

兵制

一般の國郡には國司郡司を置いた。(二)兵制は徵兵の法を布き、京都攝津に攝津職、九州に太宰府を置き、

學制

に衛府、諸國に軍團を設けて武備にあて、(三)學制は都に大學、諸國に國學を置き、官吏養成の目的を以て、身分ある者の子弟を入學させた。この外、官位の制、田制、税法等諸般の制度も悉く備はつて居た。

刑律

四 大寶令の内容 律は犯罪の種類などをきめ、それにあたる刑罰を定めたものである。刑罰は笞、杖、徒、流、死の五等に分たれ、それゝ輕重があつた。

第四章 奈良奠都 隼人及び西南諸島の服屬

一 奈良の奠都 これまで御代毎に、大方は都をお遷しになつたが、國運も次第に進歩し、支那との交通も盛になつたので、帝都をも立派にする必要を生ずるに至つた。こゝに於て、元明天皇(第四十代)は、和銅三年に都を奈良にお奠めになつた。新都は、唐制にならつて、内裏諸官省をはじめ、市街の條坊までよく整へられた。之を平城京といふ。

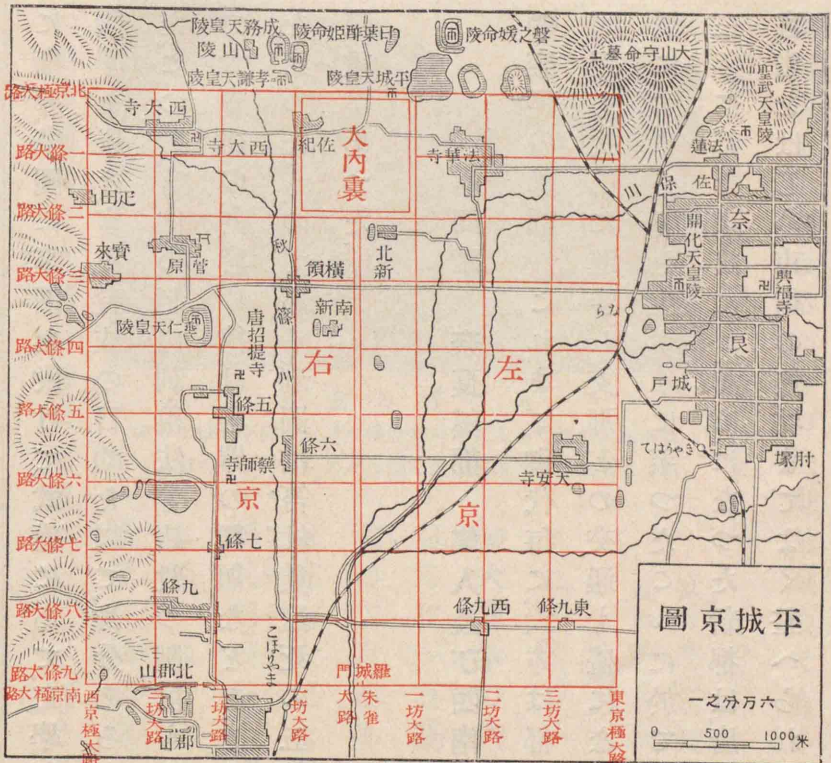
帝都經營の必要

紀元一三七〇年

平城京

奈良時代

和同開珎



奈良はこれより後、光仁天皇まで、七代七十餘年の帝都であつたから、この間を奈良時代といふ。

◎貨幣鑄造 元明天皇の御代の初に武藏國から銅を献上したので、年號を和銅と改め、また和同開珎といふ銅錢を鑄させられて、これまで物品交換の

大伴旅人

習慣であつた不便に代へて貨幣の通用をすゝめられた。

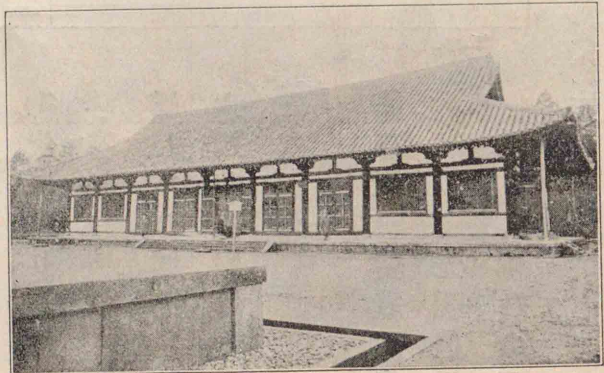
◎隼人の服屬 大隅薩摩はもと熊襲の地で、その民は屢、叛いて征討の軍を煩はした。この頃は隼人と稱し、その一部は、はやく皇威に服し、都に出て朝廷に仕へたが、一部土著のもの、は容易に朝命に従はず、元正天皇の御代にもまた叛いたから、大伴旅人をして之を討ち平げしめられた。



和同開珎 (大) 珎 (大)

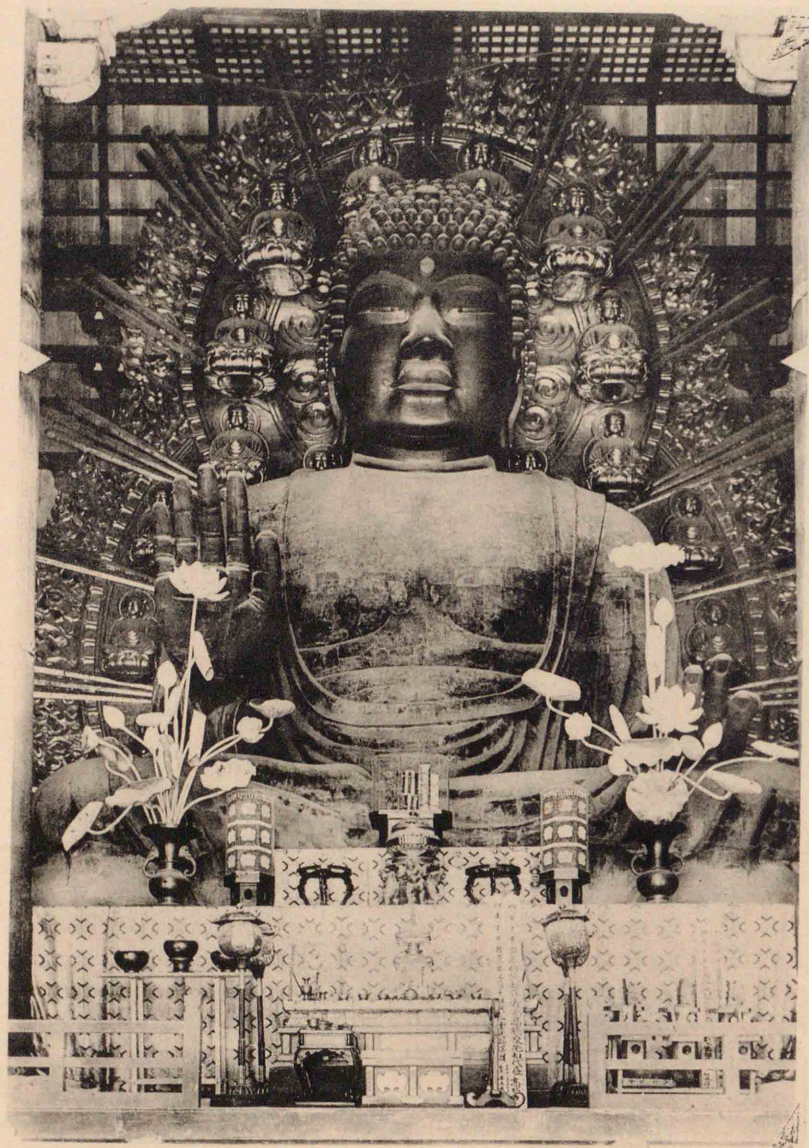
◎西南諸島の附屬

これより先、推古天皇の御代



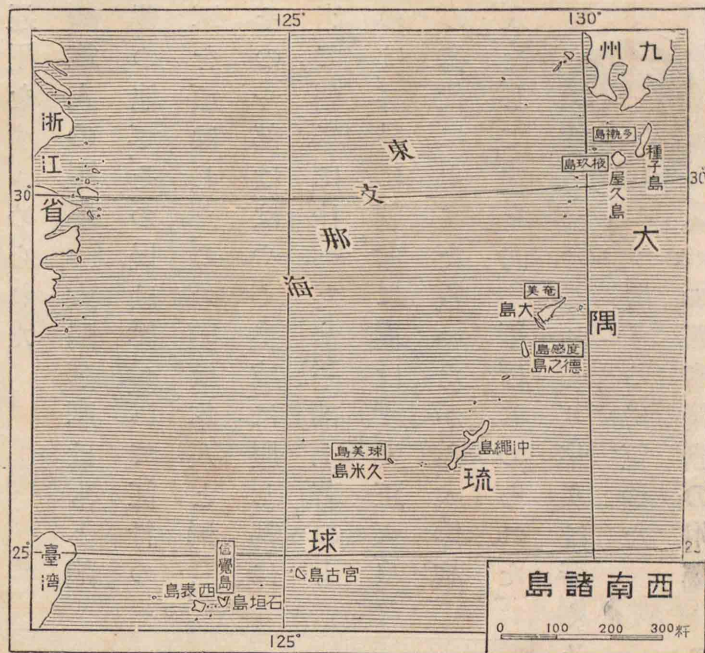
唐招提寺講堂

唐招提寺は大和國生駒郡にあり、和向の創建に於ては、たし建移つては、云とのたし建移つては、



佛大の良奈

● 聖武天皇 第四十五代聖武天皇は文武天皇の皇子で、元正天皇



以來、掖久屋久・多嶺種子
奄美大・度感徳之の諸島
が來り屬し、元明天皇の
御代に至り、更に信覺垣石
島・球美島久米の二島も來
屬したので、西南諸島も
大抵我に服屬すること
となつた。

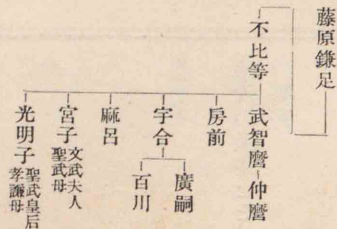
第五章 聖武天皇と

光明皇后
佛教の興隆

この像は奈良東大寺の本尊の盧舎那佛で、世に奈良の大佛と稱せらるゝものである。その高さ五丈三尺五寸、面の長さ一丈六尺、廣さ九尺五寸、目の長さ三尺九寸、口の長さ三尺七寸、胸の長さ一丈八尺、腕の長さ一丈三尺、臂の長さ一丈九尺、掌の長さ五尺六寸、銅座の高さ一丈、蓮弁大小五十六枚で、我が國に於ける古今第一の大佛である。この鑄造は天平十五年聖武天皇の御發願に起り、十年の歲月を経て、孝謙天皇の天平勝寶四年に至り、全くその功を竣つた。現存の大佛像は治承四年平重衡の兵火及び永祿十年松永久秀の兵火に遇ひ、再度の修理を経たものである。又この大佛を蔽ふべき大佛殿は、その建立の當初にあつては、極めて宏大なもので、高さ十五丈六尺、東西二十九丈もあつたといふことである。然るにこれも前記の火災に遇ひ、建久六年一旦再建せられたけれども、永祿の兵火後は久しく建立せられなかつたが、元祿十四年に至り、僧公慶が四方を勧進して、その工を起し、寶永五年に落成を見た。これが現在の大佛殿で、高さ十五丈六尺、東西十八丈八尺、創立當時のものに比して規模は小さいけれども、尙ほ木造建築としては、その廣大なることは世界第一である。

天皇の崇佛
國分寺

東大寺



の禪を受けて位にお即きになつた。天皇は深く佛教を信ぜられ、國土の安穩を祈り、かねて國民の教化をつかさどらしめるために、天平十三年、諸國に勅して、僧と尼との兩國分寺を建てしめ、特に奈良には壯大なる東大寺（大和の國分僧寺）を建てて、五丈三尺の大佛を安置し、

天平十六年十月三日

藤原三娘

光明皇后御筆蹟
正倉院御署名
不比等御孫
藤原三娘
御孫三子
皇太后御孫
藤原三娘
御孫三子
御筆蹟
藤原三娘
御孫三子
御筆蹟
藤原三娘
御孫三子

遂には御みづから
も出家し給ふに至
つた。

光明皇后、天皇
の皇后は藤原不比
等の女で、光明皇后

と申す。これまでの皇后は大抵皇族から出られたが、この時、始めて藤原氏から皇后に立たれる新例が開かれた。光明皇后はまたあつく佛教を信ぜられて、天皇と共に、その興隆に力を盡され、殊に慈悲

施藥院と悲田院

の御心が深く、施藥院、悲田院などを立てて、貧病者、孤兒などを救はしめられた。

佛敎の隆盛とその弊害

◎佛敎の興隆　かく天皇皇后共に佛敎を御信仰になられたから、佛敎は非常に盛になり、従つて名僧も多く輩出した。中にも、僧行基の如きは、諸國をめぐつて敎を弘め、かたはら多くの民益を興し、天皇の厚き御信任を受けた。しかしまた、その隆盛につれ、寺院は所領財産を増し、僧侶は上下に尊ばれ、つひに政治をほし、いままゝにするものがあらはれた。

第六章 奈良時代の文化

詩文

◎漢文學起る　奈良時代には、唐との交通が盛になるにつれて、漢文學は大に興り、漢詩、漢文に上達した者が多く輩出した。中にも吉備眞備、阿倍仲麻呂の如きは、共に唐に留學して才學のほまれを高

懷風藻

くした。また當時の詩集として、懷風藻といふ書が今に傳はつて居る。

阿倍仲麻呂

仲麻呂は遣唐使藤原清河と共に歸朝しようとして、明州といふ港に至り、平素交際した唐人と別を惜んで留別の宴を張つた時、故郷の事を思ひ出して、

天の原ふりさけ見れば、春日なる三笠の山に出でし月かも

と詠じた。これを漢詩に譯して彼の國の人にも見せたところ、皆その心中を察して共に涙を流したといふ。されど不幸にして海上暴風に遇うて、安南に漂着し、再び唐にかへり、唐朝に仕へて終にその地に歿した。

和歌

萬葉集

◎和歌の發達　和歌もまた盛で、さきには、柿本人麻呂が名高く、この時代には、山部赤人、山上憶良、大伴家持等があらはれた。萬葉集は、當時の人々の歌を集めたもので、天皇より下民に至るまでのあらゆる階級を網羅してある。その中には女子の名歌人も少くない。

◎國史地誌の撰修　奈良時代に於ける文化的事業として、特記すべきものは、國史地誌の編纂である。元明天皇は太安麻呂に命じて、

古事記成る

凡そ千二百年前

風土記成る

日本書紀成る

六國史

天平時代

稗田阿禮が天武天皇の命を受けて暗記した古傳を、そのまゝ記して上らしめられた。これを古事記といふ。今残つて居る最も古い歴史の書である。天皇はまた諸國に詔して、國々の産物・地味古傳等を書き上げしめられた。之を風土記といふ。これはわが國の地誌の始である。ついで元正天皇の御代には、舍人親王に勅して、漢文を以て日本書紀を撰ばしめられたが、これを始として、平安朝に至り勅撰の國史が相ついで出來た。

勅撰の國史を總稱して六國史といふ。即ち日本書紀神代—持統—續日本紀(文武—桓武—日本後紀)桓武—淳和—續日本後紀(仁明—文德—實錄—三代實錄—清和—陽成—光孝)である。

④美術・工藝の進歩 佛教の盛なるに伴つて、建築・彫刻を始め、繪畫・織物・刺繡・漆器等の美術・工藝は、著しく發達して、頗る精巧を極めた。美術史上に於て、この時代を天平時代といふ。奈良の正倉院の御物の中には、この時代の美術品が少からず現存して居て、世界に稀な



正倉院寶庫の御物

螺鈿紫檀五絃琵琶

全長三尺五寸八分、横徑表面一尺裏面九寸三分、螺鈿は貝と龜甲とを交へ用ひて、龜甲の下に彩文がある。左の阮咸と共に美麗精巧目を驚かすばかりである。

螺鈿紫檀阮咸

全長三尺三寸、胴徑一尺三寸、螺鈿に龜甲を交へ用ひて、下に彩文がある。阮咸は樂器の名である。

筚篥

西洋の立琴の類で、長さ凡そ五尺、二十三絃で、頭を吊して弾くやうに出来てゐる。

鳥獸草花文夾縹屏風

夾縹で張つた屏風の一扇で、樹と鹿とを染め出してある。他の五扇は花鳥の類である。夾縹とは、板に模様を鏤り、其の板二枚を以て縹を夾み、彫り透した分を染めるのをいふ。

玻璃椀

玻璃皿

白色で、外面全淡綠色の玻璃体に龜甲凹形を顯はした精巧な製作品である。

木畫紫檀基局

局面方一尺六寸二分高さ四寸一分、紫檀で作られた基盤であるが、象牙で裝飾せられた抽斗があり、一方を引けば他の一方が自ら開く仕掛で、實に精巧を極めたものである。

白銅圓鏡

白銅の鑄物で、徑一尺九寸四分寶庫中最大の鏡である。背面に四神八卦十二支の圖がある。

る寶物として尊重せられてゐる。

都の文化と地方の未開

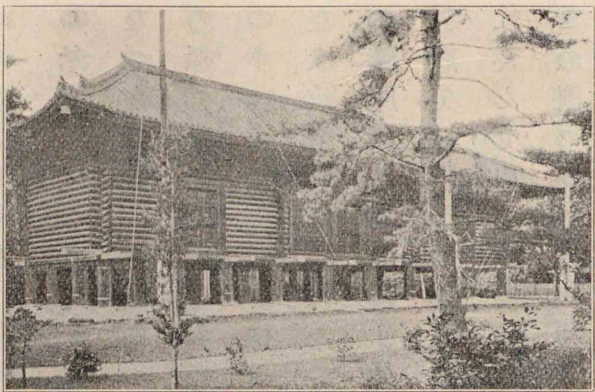
文化の進むと共に、風俗も次第に華美に流れ、衣服も從來は筒袖で裾短く左衽であつたのが、元正天皇の御代より袖濶く裾長き右衽のものとなつた。又板葺草屋を改め、瓦で屋根を葺き、赤き繪具で柱などを塗ることも、この時代から始まつた。

されば奈良の都の繁榮は、世人の耳目を驚かしたものと見えて、時の人は、あをによし奈良の都は咲く花の匂ふが如く今盛りなり

などと歌つて、その文明をほめた、へた、されど地方に至つては、開化の度も甚だ低かつたやうで、當時の歌に、

家があれば筥にもる飯を草枕旅にしあれば椎の葉にもる

とあるのを見れば、都の繁榮に引きかへて、田舎の未開を察すべきである。



正倉院寶庫

正倉院は東大寺大佛殿の北方にあつた。封刺の形を三つに分けて、庫寶の形を三つに分けて、築建古の前年餘千で造倉、校て謂所たね重み積を材木のあて

第七章 和氣清麻呂と廣蟲

●孝謙天皇 聖武天皇の次に皇女孝謙天皇第四十六代が位にお即きになつた。天皇もまたあつく佛敎を御信仰なされた。初め藤原不比等の孫仲麻呂の才學あるを愛せられて、政に與からしめられたが、そのすゝめによつて、位を天武天皇の御孫なる淳仁天皇第四十七代に譲り、なほ政をお聽きになつた。

●藤原仲麻呂の反 仲麻呂は、上皇の御信任も日々にあつく、姓名を惠美押勝と賜はり、威權を擅にしたが、僧道鏡の重く用ひらるゝに及んで、自ら不安に思ひ、つひに反を謀つて、まもなく誅せられた。この亂のために、天皇も亦廢せられて淡路にうつされ、上皇が再び位にお即きになつた。これを稱徳天皇と申す。

●和氣清麻呂の忠烈 かくて道鏡はます／＼天皇の御信任を得、

惠美押勝

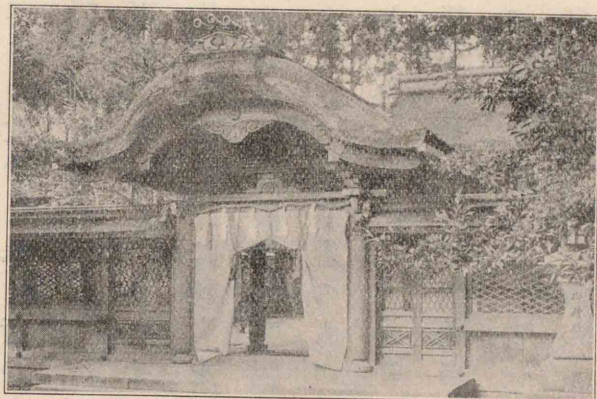
宇佐の使

太政大臣禪師となり、ついで法王の位さへ授けられ、思のまゝにすべての政治を執り行つた。時に太宰の主神習宜阿曾麻呂が、宇佐八幡の神敎であると稱して、道鏡をして天位に即かしめたならば、天下は益、太平になりませうと奏した。そこで、天皇は和氣清麻呂を宇佐に下して、更に神敎を受けさせられた。清麻呂はやがて歸つて、我が國は、開闢以來、君臣の分が定まつて居る。天日嗣は、必ず皇緒を立てよ。無道ムダウのものは速に之を除け。との神の敎を、はゞかる所もなく奏上した。之を聞いて、道鏡は大に怒つて、清麻呂の官をうばつて大隅の國に流した。されど清麻呂のこの一言によつて、全く道鏡の非望を挫くことを得て、萬世一系の皇統は益、光輝を放つた。

●和氣廣蟲 清麻呂の姉を廣蟲といふ。孝謙天皇に仕へて御信任をうけ、後、尼となつて法均尼といつた。慈悲の心が厚く、仲麻呂の亂

和氣廣蟲

藤原百川



社神王護

和で社幣官格別るあに通丸鳥區京上市都京は社神王護
葛國城山やるず苑の呂麻清め初る祀を蟲廣同呂麻清氣
しみ嘉を忠誠のそは皇天明孝がたれら祭に山雄高郡野
護年七治明の皇天治明ひ賜を號神の神明大王護てう給
たれさ遷に地の今月一年九十同し稱と社神王

改められた。

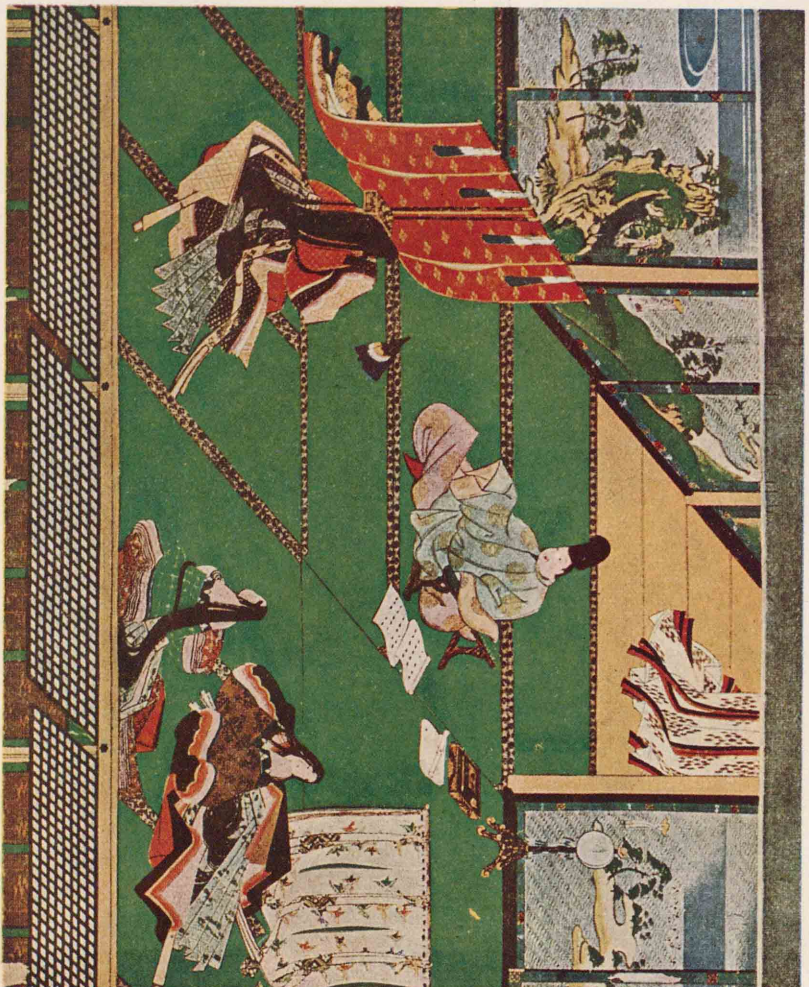
に、上皇をお諫めして叛人の罪を軽くし、又饑饉に際して多くの棄
兒孤兒を拾ひあげて養育した。道鏡の事件が起つた時も、正義を守
つて、よく弟と共に國體を護り
奉つた。
⑤ 光仁天皇の即位 やがて、天
皇が崩御せられたので、藤原百
川等は相はかつて天智天皇の
御孫光仁天皇（第四十代）をお迎へ申
した。天皇は即位にさきだつて
道鏡を下野に流し、清麻呂を召
し還され、勤儉を専らとして政
治をはげみ、前々よりの弊害を

天長節の始

光仁天皇の時、始めて天皇の御誕生日を天長節と稱し、群臣に宴を賜うた。

表 括 概 期 一 第

- 一 律令撰定時代
 - 大化の新政 中央集權の政
人才の登用
 - 邊境の狀況 阿倍比羅夫蝦夷・肅慎を征す
新羅の強大—我が國の半島放棄
 - 律令の撰定 近江令—大寶律令
諸制度の完備整頓
- 二 奈良時代
 - 奈良時代 壯大なる帝都建設の必要
平城京の規模
 - 佛教の興隆 歷代天皇の御信仰
諸大寺の建築—東大寺・國分寺等
名僧の輩出—行基その他
佛教隆盛の弊害—道鏡その他
 - 文物の進歩 文運の發達—國史・地誌の撰修—詩文と和歌
美術・工藝の發達—天平時代



活生内屋の族貴期中代時安平
(巻繪記驗靈現權日泰)

春日權現靈驗記繪卷は、二十卷外に目錄一卷あり、その原本は今すべて帝室の御物となつてゐる。この繪の筆者は繪所預高諸隆兼で、延慶二年三月に出來上つたものらしい。鎌倉時代は、繪卷物の流行した時であるが、描寫の非常に精秀なばかりでなく、傳來由緒も明かだ、歴史上の徵証の明確な點に於て、第一位を占むべきものである。繪卷の筋はもとより春日明神の靈驗を書いたものであるが、平安朝に於ける風俗史料として絶好のものである。こゝに出した所はその第三卷中の一節であるが、當時屋内に於ける貴族生活の様子を描出して遺憾がない。

第二期 平安奠都より藤原氏の失權まで凡そ二百八十年間

第八章 平安奠都 蝦夷の鎮定

一 桓武天皇 光仁天皇の次に皇子桓武天皇第十代がお立ちになつた。天皇は英明にましく、奈良時代以來の弊政を革新し給うた所が多く、内は遷都の事業を起し、外は遠く蝦夷を鎮定して、皇威を遠境にまで及ぼされた。

二 平安奠都 天皇は初め都を山城の長岡ナガノカに遷され、延暦十三年更に今の京都の地に平安京ヘイアンを營んで、こゝにお遷りになつた。新都は平城京に倣つて、更にその規模を大にしたも

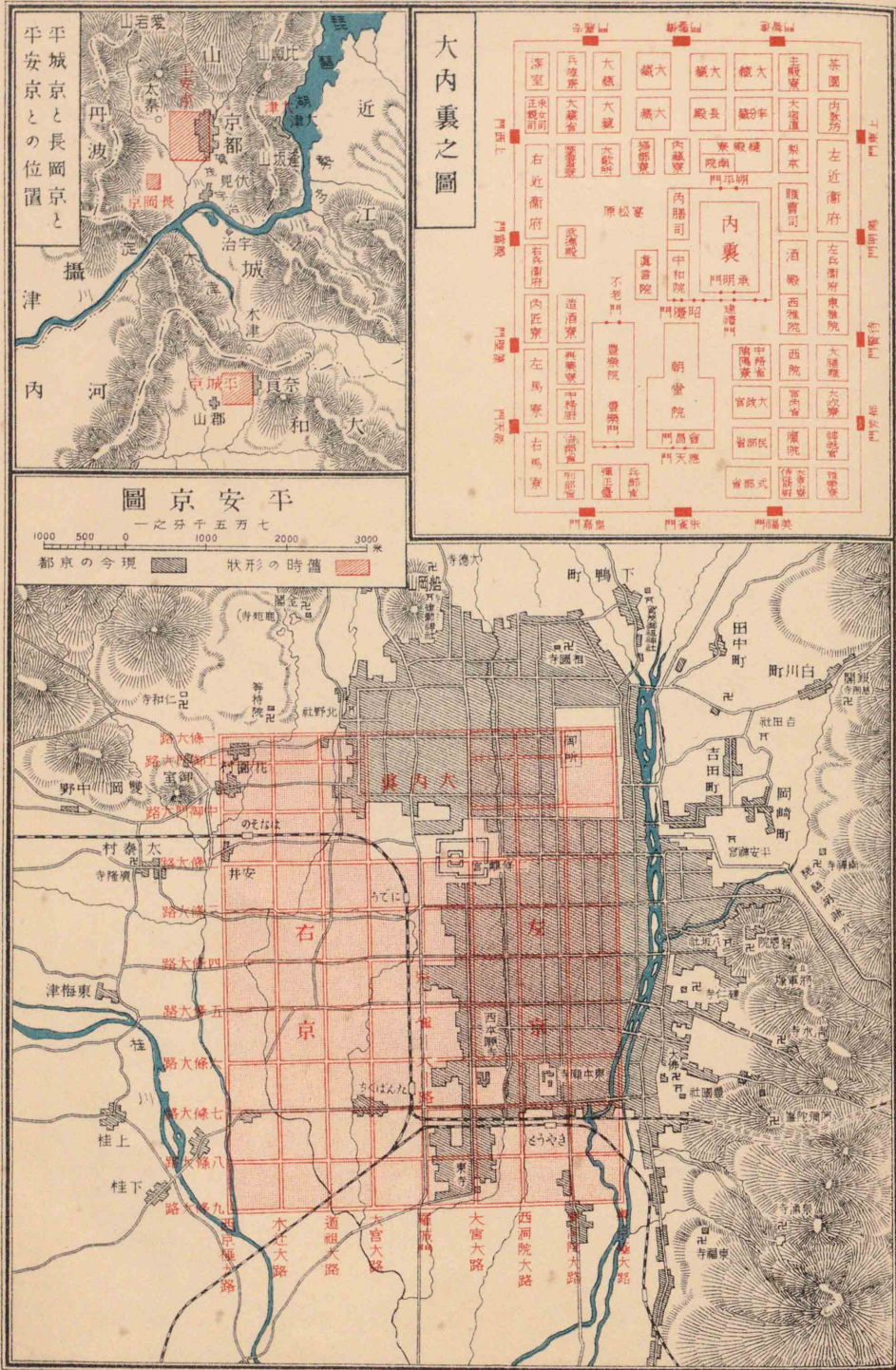


桓武天皇

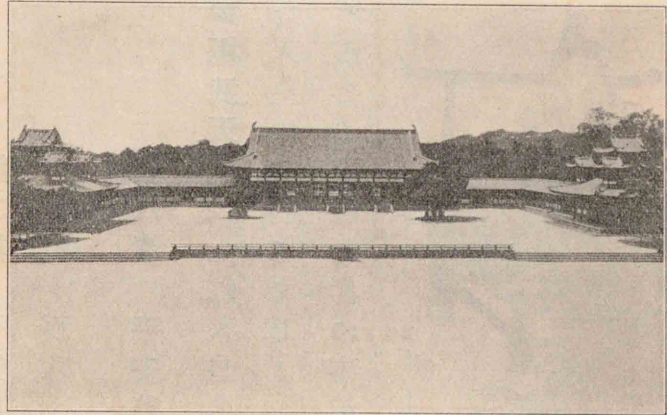
長岡京

紀元一四五四年

平安京の規模



平安京の名稱



平安神宮
 のそる祀を皇天武桓で社大幣官るあに都京
 るあでのもたし摸を殿極大の京安平は構結

ので、その正北部の中央に大内裏を設け、皇居諸官省は皆その内にあつて、朱雀大路は左右兩京の中央を北より南に通じ、その他大小の道路が縦横に通じて、市街の區劃もよく整つた。これより明治天皇の明治二年東京奠都まで一千七十餘年の間、歴代の天皇は概ねこゝに都せられた。

延曆十三年十月、天皇は新都にお遷りになつた。十一月、詔して仰せらるゝには、この國は、山河襟帶して自ら城をなす、斯の形勢に因り新號を制す可し、宜しく山背國を改めて山城國となすべし。又、子來の民謳歌の輩、異口同辭に號して平安京といふ。と、山城の文字、平安京の名

はこれより起つた。

坂上田村麻呂

●蝦夷の鎮定 さきに、奈良時代に、蝦夷が屢叛いたので、たび／＼將軍をお遣はしになつたが、その功は著しくなかつた。よつてこの御代に至り、坂上田村麻呂を征夷大將軍として之を討たしめられた。田村麻呂は勇略にすぐれた名將であつたから、進んでその巢窟を平げ、また膽澤城チンサツ中陸を築いて鎮所とした。

文室綿麻呂

その後、嵯峨天皇の御代に、文室綿麻呂はまた蝦夷を討つてその餘類を平げ、膽澤城には鎮守府將軍を置いてこれを鎮めしめられたから、これより東北の地も漸く平定した。

第九章 朝鮮半島の變遷 渤海の入貢

●新羅の朝貢 新羅は、さきに唐の力を借りて我が國に敵し、以て百濟を滅し、朝鮮半島を一統したが、その後、數年にしてまた入貢し、

藏人所
檢非違使

大寶令制定後凡そ
百十年

いふ官をにおいて、警察のこゝを行はしめられた。この後、藏人所檢非違使廳は共に漸く權力を加へ、大寶令の制度も、時代の變遷と共に次第に變つて來た。

檀林皇后 嵯峨天皇の皇后は、橘清友の女で、御名を嘉智子といひ、深く佛教を信じ、檀林寺を建てられた。よつて世に檀林皇后と申す。また學館院を立てて、橘氏の子弟を教育せられた。

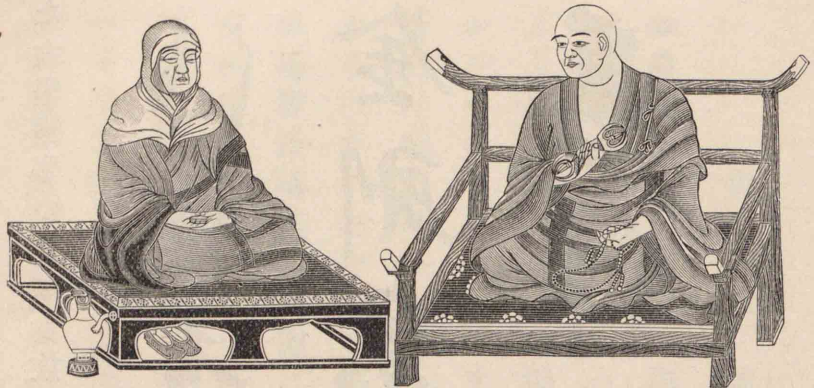
佛教の新宗派 さきに、桓武天皇の御代に、最澄、空海の二高僧が出て、新しき宗派を開き、佛教界の腐敗を一洗した。最澄は、近江の人で、比叡山に延曆寺をはじめ、後入唐して、歸朝の後、天台宗をひろめた。傳教大師の號を賜はる。空海は、讃岐の人で、また入唐して、眞言宗を傳へて歸朝し、紀伊の高野山に金剛峯寺を開いた。弘法大師の號を賜はる。空海また博學多藝で、書畫詩文にも秀で、又諸國を廻つて民利を興した。これより先、奈良時代に神佛調和の思想が起つたが、

天台宗

眞言宗

神佛混合

三筆
著名の學者
教育



僧 空 海

僧 最 澄

この二僧は、更にこの神佛調和の説をひろめ、後には本地垂迹の説が成立するに至り、我が國人の敬神の心をうつして佛教に向はしめたから、佛教は益々弘まつた。

漢文學の隆盛 平城、嵯峨、淳和の三天皇は、皆文學を好まれたから、奈良時代より盛になつた漢文學は、益々發達した。嵯峨天皇は、ことに詩文にも巧で、かつ書道に秀でられた。當時僧空海、橘逸勢と共に、世に三筆と稱せられた。その外、小野篁、大江音人、菅原是善等の名高き學者も輩出した。この頃には、ま

私立學校

た大學國學の外に、貴族は私立の學校を建てて、その一族子弟を教

育した。

清夜幸同嬉

嵯峨天皇宸筆「清夜幸同嬉」

金剛象灌頂

僧空海筆蹟「金剛象灌頂」

香津萬葉

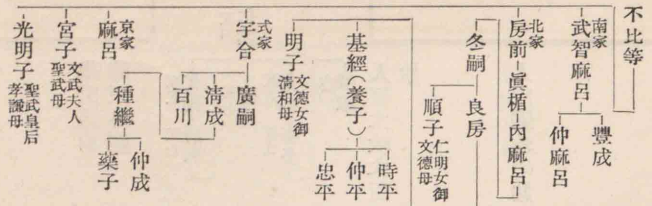
橘逸勢筆蹟「爲津爲梁」

私學校の主なるものは、和氣氏の弘文院、藤原氏の勸學院、在原氏の奨學院、橘氏の學館院で、僧空海も綜藝種智院を建てて平民を教養した。中にも勸學院は藤原氏の繁榮につれて最も盛大となり、勸學院の雀は蒙求を囀るといふ諺さへ生じた。

第十一章 藤原氏の專權 攝政關白

●政權攝關に移る 第五十四代仁明天皇の時までは、天皇みづから政をとり、政權を握つて居られたが、その御子文德天皇第五十代の頃より藤原氏が漸く政權を握り始め、終に攝政關白となり、權威おひおひつものり、代々の天皇はつねに御遠慮あそばされる有様となり、攝關は朝廷の政を恣にし、皇位御繼承のことにまで喙を容れ奉るやうになつた。今その顛末を述べよう。

●藤原氏隆盛の原因 そもそも藤原氏は、さきに鎌足不比等などが朝廷に仕へて大功があつたが、不比等の女宮子が文武天皇の夫人となり、聖武天皇を生み奉り、光明子がまた聖武天皇の夫人となつて、孝謙天皇を生み奉り、後に皇后となられたから、藤原氏は皇室の外戚となり、漸くその威權を重ねた。



藤原房前
藤原冬嗣

五五 五五
文德 清和

仁明

五七
陽成

五八 五九
光孝 宇多

六〇
醍醐

人臣太政大臣の
始

人臣攝政の始

冬嗣良房 不比等の子孫は南家北家式家京家の四家に分れ、中にも北家が最も盛であつた。冬嗣は北家の祖房前の曾孫で、嵯峨天皇の御代に藏人頭となり、淳和天皇の御代には左大臣に進み、その女順子は、仁明天皇の後宮に入つて文德天皇を生み奉つたから、家運は益々隆盛となつた。

冬嗣の子良房は、文德天皇の御代に太政大臣に任ぜられた。人臣で太政大臣となつたのは、これが始である。またその女明子は天皇の女御となり、その生み奉つた清和天皇は、御年僅に九歳で即位せられたから、天皇は良房を以て攝政となし給うた。人臣で攝政となつたのもこれが始である。

基經の關白 清和天皇の御子陽成天皇も御年九歳で即位せられ、良房の養子基經が攝政となり、ついで太政大臣となつた。天皇は御病氣の故を以て位を遁れさせられ、文德天皇の御弟光孝天

關白の始

皇が基經の推戴によつて即位せられた。時に天皇は御齡も已に長ぜさせられたから、基經も攝政を罷めたが、天皇は特に勅して、大小の政を舊の如く先づ基經に白して後、奏せしめられた。これより基經の威權は更に加はつた。次代宇多天皇の御代にも、亦基經に勅して、萬機巨細となく太政大臣に關白せしめよと仰せられた。關白の名は即ちこゝに起つた。

藤原氏の權勢 これより藤原氏は相ついで、天皇御幼少の間は攝政となり、御成長の後には關白となるを例とし、かくて、政權は全くその手に歸し、攝關以外の官職も、大抵藤原氏一門の占むる所となり、他の名門舊家は次第に勢を失ひ、皇族といへども、またその下風に立たるゝに至つた。

第十二章 菅原道眞

菅原道眞の登用

○宇多天皇の政治 宇多天皇は、かねてより藤原氏の専權を惡ま
せられたから、基經が薨じて後は、また關白をおかせられず、親ら政
をお決しなされ、また菅原道眞をあげ用ひられた。道眞は是善の子



醍醐天皇

で學徳共にすぐれ、またよく政
治にも通じて居たから、天皇は
これによつて藤原氏の勢を抑
へようとせられたのである。天
皇は程なく位を醍醐天皇第十代
にお譲りになつて、髪を剃つて
法皇と稱せられた。

○道眞の配流 醍醐天皇は御年僅に十三歳におはしましたが、攝
政を置かせられず、基經の子、時平を左大臣に、道眞を右大臣に任じ
て、共に政を輔けしめられた。法皇は、道眞を信任し給ふことが厚く、

野見宿禰

菅原古人一清公

是善一道眞

時平の讒奏

道眞の人物



北野神社

北野神社は京都にあり、菅原道眞の生誕地と傳へられてゐる。この神社は、菅原道眞の生誕地と傳へられてゐる。この神社は、菅原道眞の生誕地と傳へられてゐる。

天皇と謀つて道眞を關白に擧げようとせられたが、道眞は固く之
を辭し奉つた。しかるに、時平は、かねて道眞の聲望をねたんで居た
のに、今又この事を洩れ聞いて、益々心も平かならず、つひに道眞は廢
立の志ありと讒奏した。これがため、道眞は、にはかに太宰權帥に
おとされた。道眞はその後筑紫に在ることが三年で薨じた。後、天皇
は、道眞の官を復したまひ、民間にてもその徳を慕ふものが多く、遂
に神に祀つて天満天神とあがめらるゝに至つた。

菅原氏は代々學者の家であつたが、殊に道眞は學徳共に世に秀でた。十五歳元服の

道眞の詩歌

時、母はその學業の成就を祈つて、

ひさかたの月の桂も折るばかり家の風をも吹かせてしがな

と詠じた。道眞の官位の昇進は當時に類例がなく、時平を除いては藤原氏も皆その下風に立つこととなつた。そのため終に反對者に陥れられ、筑前に配流せらるゝこととなつた。道眞は西下するに臨み、日頃愛して居た梅を見て、

東風ふかばにほひおこせよ梅の花あるじなしとて春を忘るな

と詠じた。太宰府に行つてからは、深く自らをつゝしみ、殆ど門外に出でず、思を詩歌によせて忠誠の志をあらはした。

去年今夜侍清涼、秋思詩篇獨斷腸、恩賜御衣今在此、捧持毎日拜餘香。

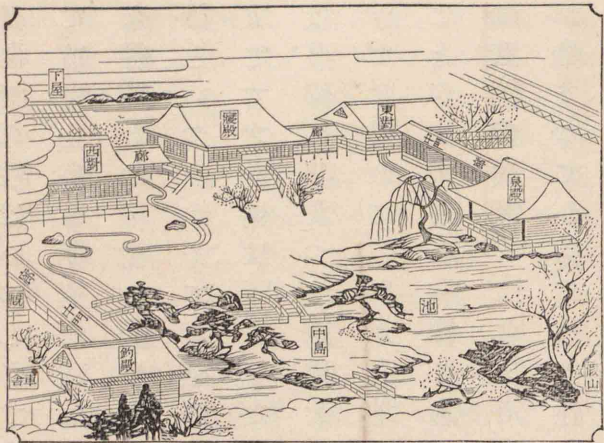
三年を経て配所に薨じた。年五十九。その後、天皇もいたく後悔あらせられて、本官に復し、正二位を贈られ、一條天皇は正一位太政大臣を贈られた。

●延喜の治 天皇は御在位三十年、この間、世は太平無事で、都の文化は著しく進歩したのみならず、御みづから寒夜御衣を脱いで、民の寒苦を思ひやられたほどの仁君であらせられたから、時の年號によつて延喜の治とたゞへ奉る。しかし、その裏面には、藤原氏の弊

政がいよゝ／＼甚しく、地方騒亂の原因も既に萌しかけてゐた。

第十三章 地方の情況 承平・天慶の亂

朝臣政務を怠る



貴族の邸宅

こゝに示したるは平安時代の貴族邸宅の構造で、殿は寝殿、中庭、東、西、南、北の四方に三つの北西東のこゝろにあて所する臥起の人主がこれに居る。貴族の邸宅は、殿の北に、中庭、東、西、南、北の四方に三つの北西東のこゝろにあて所する臥起の人主がこれに居る。貴族の邸宅は、殿の北に、中庭、東、西、南、北の四方に三つの北西東のこゝろにあて所する臥起の人主がこれに居る。

●朝臣の榮華 平安奠都以來、うちつゞいた太平になれて、多くの朝臣等は奢侈榮華を事とし、邸宅をかざり、花月にうかれ、詩歌管絃の樂に日を送つてゐて、政務を怠つたから、國政は漸く振はなくなつた。

●地方の情況 されば、地方の制度も大にみだれ、班

莊園の増加

盜賊の横行

皇族賜姓

源・平二氏の起
源

田收授の法は、いつしかすたれて、公卿豪族はその力あるにまかせて、或は山野を開墾し、或は他人の田園を併せて之を私有し、國司をも輕蔑して、租税を納めなかつた。當時これらの私有地を稱して莊園といつた。かくて朝廷の收入が減少した爲に、國司は重税を取り立てて之を補はうとしたから、人民は困苦に堪へかねて失踪し、或は莊園に集まつて課税を免れようとした。しかのみならず、兵制もすでに破れて、盜賊が各地に横行しても朝廷の兵士は之を鎮むることが出来ない有様であつた。

武門の興起 これよりさき、桓武天皇の時、皇子に姓を賜ふことが始まつてから、皇族の姓を賜はつて臣下に列せらるゝものが漸く多くなつた。中にも、清和天皇の皇孫經基より出た源氏、桓武天皇の皇曾孫高望より出た平氏が最も顯はれた。これらの源平二氏の人々及び藤原氏の一門でも、志を都に得ないものは、多くは出でて

桓武天皇

葛原親王

高見王

平高望

國香・貞盛

良將・將門

良文・忠頼

藤原房前—魚名

秀郷

平貞盛と藤原秀郷

國司となり、任期がすぎても都に歸らず、つひにその地に土著し、廣き土地を占め、多くの兵士を蓄へ、隱然地方の豪族として勢を張つた。これが武士の起である。

將門・純友の叛 第六十一代朱雀天皇の御代に、平將門が亂を東國に起した。將門は桓武天皇の皇曾孫高望の孫で、武勇人にすぐれ、都に出でて攝政藤原忠平に仕へ、檢非違使となることを望んだが、聽かれなかつたので、大に怒つて下總にかへり、諸所を掠め、朱雀天皇の承平五年には、伯父常陸大掾平國香を攻め殺し、天慶二年、つひに反して下總の猿島に據つた。これと殆ど同時に、前伊豫掾藤原純友もまた海賊を集めて、山陽・南海地方を荒した。

叛亂平定 かく東西一時に亂れたから、朝廷では大に驚き、翌年、藤原忠文を征東大將軍として將門を討たしめたが、未だ行きつかない先に、國香の子貞盛は、藤原秀郷と共に將門を討ち滅した。翌年

奉つた皇子を皇位に即け奉る爲に、あらゆる競争をなし、實に醜態を極めた。

④道長の榮華

されど、後には道長ひとり全盛をきはめ、一條第六十

三條第六十後一條第八十の三朝二十餘年の間、天下の權を握り、その三

女は、三天皇の中宮に立ち、その外孫に當る皇子は、三人までもひき

續いて天位にお即きになつた。後一條第九十後朱雀第六十後冷泉第七十の三

天皇が即ちこれである。實に藤原氏の榮華は、こゝに至つて極點に

達した。晩年法成寺を立てて、こゝに居たので、後世御堂關白の稱が

ある。その子頼通もまた父について後一條後朱雀後冷泉の三朝に

仕へ、攝政關白となつて權勢を振うた。されど、この頃より藤原氏の

權勢は漸く衰運に向つた。

道長の得意

道長の三女威子が入内して、後一條天皇の中宮となつた時、道長は喜に堪へず、

この世をばわが世とぞおもふもち月のかけたることもなしと思へば

御堂關白

と詠じた。實に當時に於ける藤原氏の榮華は、満月の如く、その盛を極めたものであつた。嘗て三條天皇が御讓位の時、世をはかなんでお詠みになつた御製、
心にもあらでうき世にながらへばこひしかるべき夜半の月かな
と對照して、當時を追想すると、實に感慨無量のものがあるではないか。

第十五章 平安時代の文物

①時代の特色

奈良時代に著しかつた支那の摸倣から次第に離れて、日本風の特色をあらはすやうになり、すべての文物が華奢優美となつたことは、この時代の特異とする所である。

平安時代の初期には、なほ漢文學が隆盛を極めたが、その後漸くその風もすたれ、宇多天皇の御代に遣唐使を停められてからは、漢文學はまた昔の如く榮えなくなつた。

②國文學の發達

これよりさき、片假名平假名の使用が始まつたから、國語をしるすことがたやすくなり、國文學の發達を促したが、

國風の發揮

遣唐使の停廢

遣唐使の派遣を停めたのは、寛平六年(875)で、舒明天皇の朝始めて遣唐使を遣はさる百六十年の後である。

國文學の發達

和歌の勅撰集

藤原氏全盛の時代に至つては、未曾有の隆盛を致した。和歌もまた盛で、歌の名人には、さきに在原業平があり、延喜の頃には紀貫之が有名であつた。貫之は、凡河内躬恒等と共に、勅を奉じて古今和歌集を撰んで勅撰集の起をなし、また土佐日記を著して假名文流行の始をなした。

才媛の輩出

國文學の雙璧

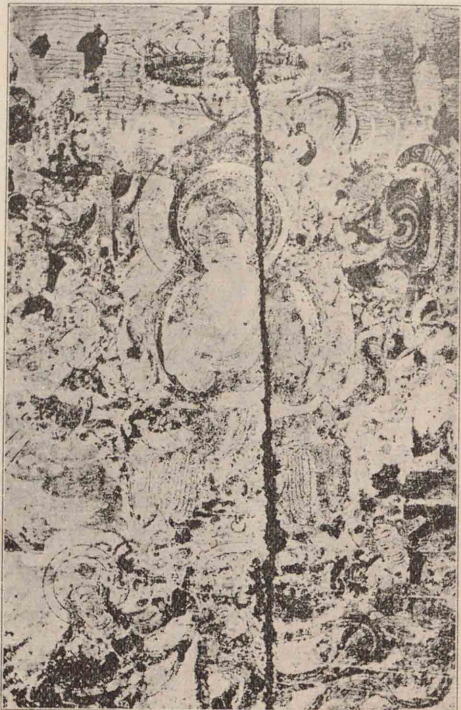
紫式部

女流文學者 國文和歌の次第に盛になるに従ひ、女流の文學がまた起つた。殊に藤原氏の一門が權を争ひ、各その女を宮中に入れようとし、これが侍女に秀才を選んだので、才媛が多く輩出するやうになつた。紫式部、清少納言を始として、和泉式部、伊勢大輔、赤染衛門の如きは、最も有名で、中にも紫式部は、和漢の學に通じ、その著した源氏物語は、清少納言の枕草子と共に、國文の模範と稱せられる。

紫式部は式部丞藤原爲時といふ學者の女で、藤原宣孝の妻となり、女子二人を生んだが、早く夫にさきだたれた。後、上東門院一條天皇中宮彰子に召されて、その師とな

清少納言

つた。式部は世に稀な貞淑の婦人で、學才あるにかゝはらず、平素は一といふ文字も知らぬやうな様子であつたといふ。式部の女大貳三位は、後一條天皇の乳母となり、狭衣物語を著した。



鳳 凰 堂 壁 畫

清少納言は清原元輔といふ歌人の女で、一條天皇の皇后定子に仕へた。才學共にすぐれたが、その才にまかせて誇りたかぶる心があり、公卿などに對しても人もなけな振舞のあつたさまなど、枕草子の中にも散見して居る。

三蹟

書畫の名手 書道も次第に優美となつた。延喜の頃に小野道風が出て、やゝ後れて藤原行成、藤原佐理が出て、共に能書の譽が高く、三蹟の稱があつた。又繪畫には是よりさき、仁明文徳の御代に百濟

河成カガが出たが、宇多醍醐の御代には巨勢コセ金岡カナノカが出て巨勢派の祖をなし、共に佛畫を以て有名であつた。

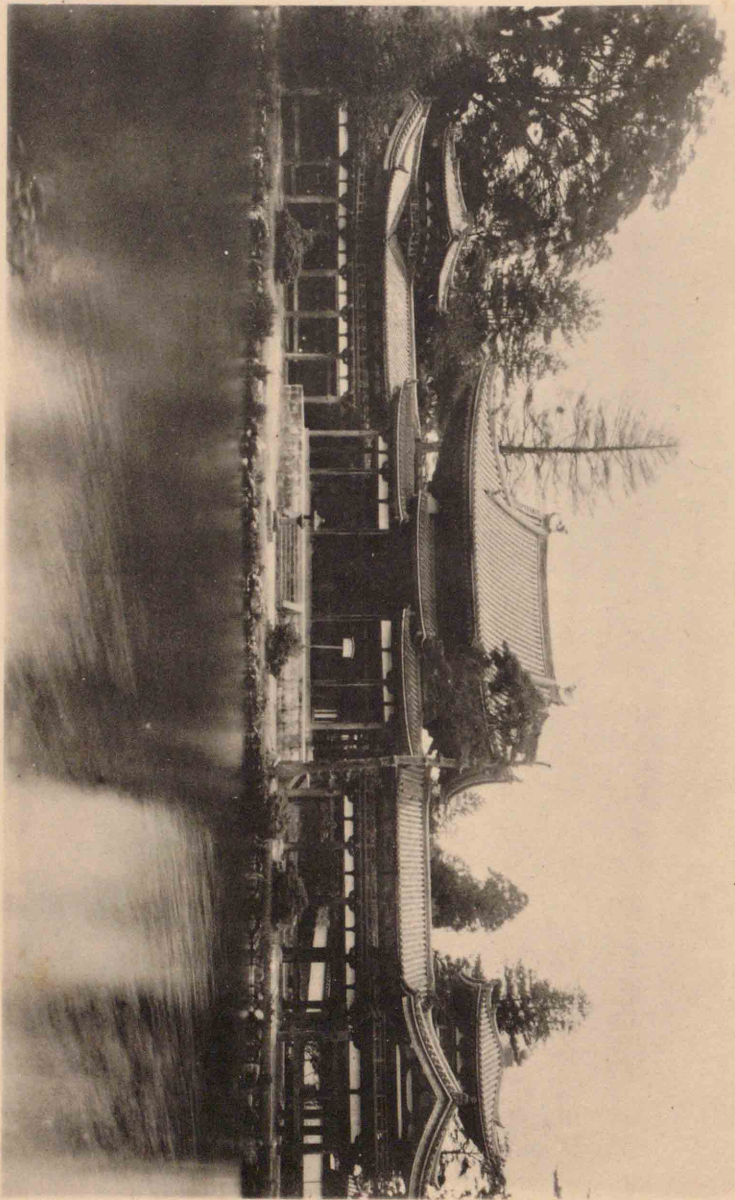
④ 工藝の發達 貴族の奢侈榮華に伴ひ、建築彫刻織物詩繪等の美術工藝もまた發達し、自らこの時代の優美なる特風をあらはした。道長の建立した法成寺、賴通の造營にかゝる平等院ヒギョウインの如きは、精巧華美を極めたもので、平等院の鳳凰堂は今に存して、定朝サダメノの作と傳ふる佛像、及び宅磨タクマ爲成ヲスナリの筆になる壁畫と共に、當時の美術の好標本と稱せられてゐる。

⑤ 貴族の生活 貴族の邸宅は美しき建物を連ねた寢殿造となり、庭園と共に華美をつくし、諸調度もぜいたくを極めた。服裝も華奢をきそひ、男子の服裝には束帶ソクタイ衣冠イカン直衣チキ狩衣カトリ水干スイカン直垂チクケ等の種類があり、女子には十二單ジュニダンといふ正裝が出来た。男子も黛マユ白粉シロコをつけ、齒を染めること、女子と區別がなかつた。また女子は大抵頭髮を後に

平等院

邸宅

服裝

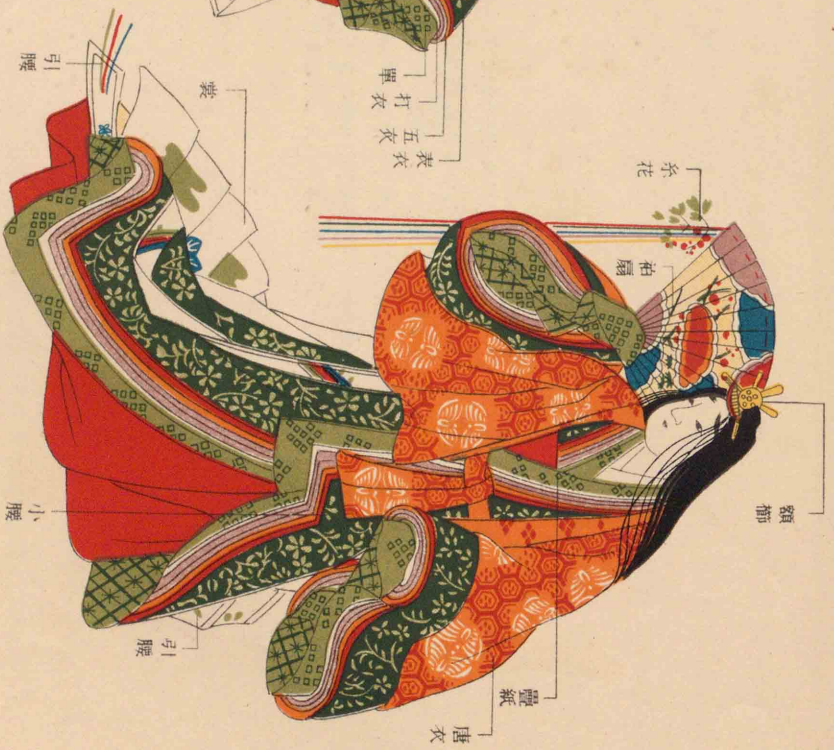
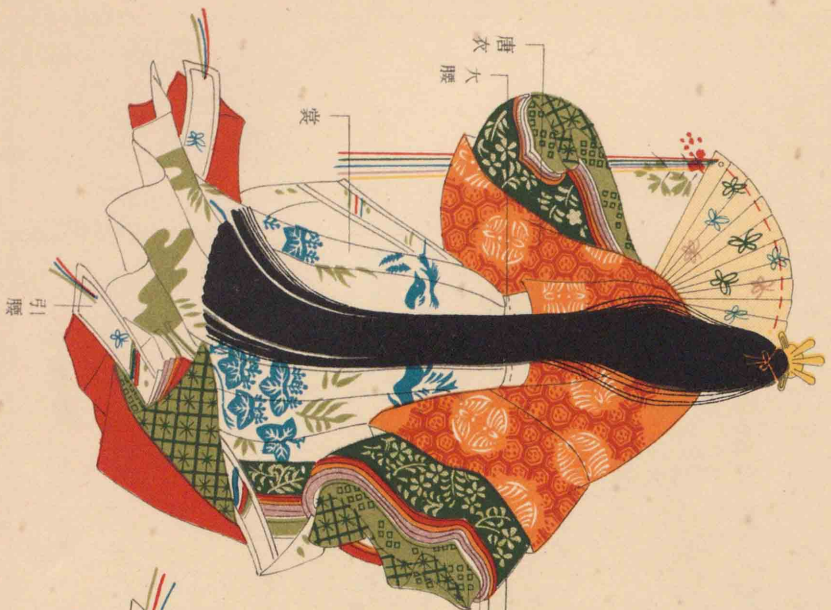


平等院鳳凰堂

平等院は京都府久世郡宇治町にある。藤原頼通の造營にかゝり、藤原氏全盛の時諸堂も莊麗を極めたが、後屢々兵火に遇うて、堂宇の焼失したのも少くない。唯その本堂、及び鐘樓、釣殿のみは、其の災を免れて今に存してゐる。本堂は即ちこゝに示した鳳凰堂で、今特別保護建造物である。其の本尊阿彌陀佛は定朝の作で、今は國寶となつてゐる。また堂内の壁畫は宅磨爲成の筆であると云ひ傳へられる。かたゞ、相俟つて平安時代に於ける美術工藝のおもかげを見ることが出来る。



平安時代公卿服装圖



平安時代女官正装の圖



こゝに示したのは平安時代の女官の正装で、まづ內衣、次に紅袴、次に單、次に五衣、次に打衣、次に表衣、次に唐衣。次に裳を着用した所謂十二單である。十二單の稱は單の上に着する袖を十二領重ねたことから起つた名であるが、袖は後五枚に定めて之を五衣といひ、この五衣でも、唐衣、裳を打掛けたものか指して十二單と稱することとなつた。これらの装束は、その地質、色合、模様等、いづれも身分によつて夫々細かい定めがあつた。髪は大垂髪で額櫛なまし、袖扇を持つてゐる。袖扇は、松竹梅鶴龜等を畫いた櫛扇で、禮服用の時に女官の持つ扇の稱である。

精神的生活の廢類

凡そ九百年前
類通の關白となつ
た年

藤原隆家

長く垂れ、外出の時は被衣をつけ、市女笠をかむるを常とした。

⑦ 貴族と地方人 藤原時代の京都の貴族は、太平になれ、花の朝月の夕、詩歌管絃の遊をほし、いまにし、歌合・繪合・圍碁・雙六などにふけて、夜を日について遊びくらしてゐた。かくて貴族は強健なる精神と身體とを失ひ、男女の風儀も亂れてゐたが、地方の武士平民はなほ昔のままの剛健質朴の風をたもつてゐた。

第十六章 刀伊の入寇 前九年の役

① 刀伊の入寇 都に於て、人々が太平の夢を貪つて居る間に、地方は漸く多事となつた。後一條天皇の寛仁三年、今の朝鮮の東北部に居つた刀伊の賊が、突然對馬壹岐を犯し、進んで筑前に迫つた。太宰權帥藤原隆家はよく部將を勵ましてこれを討ち退けた。

隆家は藤原道隆の子であるが、機を過たず刀伊の賊を破り、外敵の侮を禦いだこと

菊池氏の祖

刀伊入寇の後九年

平高望 國香 貞盛

良文 忠頼

忠常

安倍氏の跋扈

忠常の亂後二十餘年

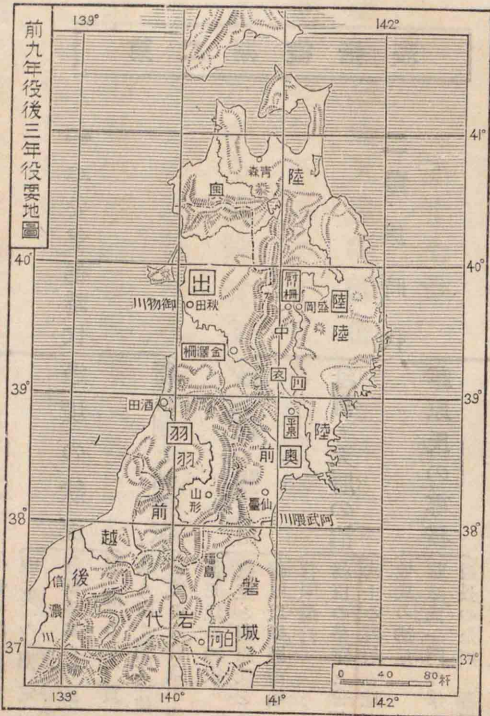
は、誠に處置のよろしきを得たものであつた。然るに、その報が朝廷に達するや、朝命を待たずに賊を討つたとの廉を以て、賞を與へるに及ばないと議論が盛であつたが、僅に藤原實資の辯論によつて賞を受くることとなつた。しかも隆家の部下を賞したのみで隆家はこれに與らなかつた。當時朝臣の事理に暗きことはかくの如くであつた。隆家の子孫は世、肥後に住し、後菊池氏を稱した。

平忠常の亂 後一條天皇の御代には、また平忠常が下總に據つて反した。朝廷は、平直方をして之を討たしめられたが、賊の勢が熾で、その効がなかつたので、更に源經基の孫頼信をして之を伐たしめられたところ、頼信は直に之を平定した。

前九年の役 その後、後冷泉天皇の御代に、また陸奥の豪族安倍頼時は、その子貞任と共にそむき、衣川中陸によつて亂を起したから、朝廷では源頼信の子頼義を陸奥守兼鎮守府將軍として、これを征せしめられた。頼義は、その子義家と共に陸奥に下り、頼時を討つてこれを誅したが、貞任は勇猛でよく戦ひ、官軍もしばしば利を失つ

源經基 滿仲
頼光
頼信 頼義 義家 義光

八幡太郎義家



た。そこで頼義は出羽の豪族清原武則を招いて援とし、貞任を厨川の柵に圍み、つひに之を滅した。これを前九年の役といふ。武則は

功によつて鎮守府將軍となり、安倍氏の舊地を領した。かくて源氏の勢望は次第に東國に高まることとなつた。

義家は頼義の第一子で、石清水八幡宮にて元服をしたので、八幡太郎と

呼ばれた。前九年の役には年十七で從軍し、武名を輝かしたが、また物やさしい人であつた。衣川の館の破れた時、義家は貞任に追ひつき、弓に矢を注し、衣のたてはほころびにけりと下の句をいひかけたところ、貞任は後れず、年を経し、絲の亂れの苦し

さにと連ねたので、その優なるに感じて、遂に矢を放たなかつたといふ。ついで貞任の軍は連敗して、厨川の柵で滅びることとなつたのである。

第二期 概括表

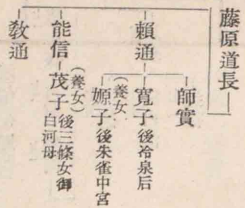
平安奠都時代	邊境の狀況	新官制と新宗派	攝政・關白	延喜・天曆の治	藤原氏の專横	文學の發達
面目一新の必要 千餘年間の帝都	蝦夷の鎮定 坂上田村麻呂 文室綿麻呂 朝鮮半島の變遷 新羅の無禮 高麗の建國	藏人所・檢非違使 最澄の天台宗—空海の眞言宗—本地垂迹說	藤原氏の四家 皇室と藤原氏との關係 藤原氏攝關の始	菅原道眞 朝臣の榮華と帝都の文化 武士の興起と地方政治の頽廢	藤原氏一門の爭 道長の全盛—藤原氏の衰運 遣唐使停廢と漢文學	國文學の隆盛(假名の發達 和歌の勅撰集 女流文學者の輩出)

第三期 後三條天皇の親政より平氏滅亡まで凡そ百二十年間

第十七章 後三條天皇 院政

●後三條天皇の即位 後冷泉天皇が崩じて、後三條天皇^{第七十}が即位せられた。これまで永い間、歴代の天皇は、その御母が皆藤原氏であつたから、政權は全く藤原氏の恣にするところであつた。然るに、この天皇の御母は、三條天皇の皇女なるが上に、天皇は才學に秀で給ひ、御氣性も剛毅^{ガウキ}嚴明^{ゲンメイ}にましく、たから、いたく藤原氏の權を抑へ、大權を皇室におとり戻しになつた。是よりさき、關白藤原賴通^{レイツウ}は職を辭して宇治に退隱し、弟教通^{キョウツウ}がこれに代つたけれども、たゞ名ばかりで、藤原氏の勢は大に衰へた。

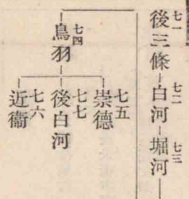
●記録所の政 この頃、權門、勢家、社寺等の莊園は、いよゝゝ増加し



藤原氏の權を抑

莊園の禁

國司重任の禁
節儉の奨勵



院政

て、租税を納めず、朝廷の歳入も益減少して、弊害が甚しかつたので、天皇は、記録所を設けて、親しく政務を見そなはし、新立の莊園を禁じ、その舊きものも、證據の不明なるものは、悉くこれを取り上げられた。天皇はまた國司の重任を禁じ、賣官の弊をあらため、親ら節儉を行つて奢侈をいましめられたから、朝廷の紀綱も再び振張するやうになつた。かくて天皇は院中で政を聽かうと思し召し、在位僅に五年で、位を皇子白河天皇にお譲りになつたが、間もなく崩御になつて、御志をはたし給ふことが出来なかつた。

院政の始 白河天皇^{第七十代}も剛毅の君で、また藤原氏を抑へられたが、はやく位を御子堀河天皇^{第七十代}にお譲りになつて、なほ上皇の御所におはして政をお執りになつた。上皇の御所を院と申し、院より出づる御命令を院宣といひ、その御政治を院政と申した。これより凡そ百年間、政治の實權は全く院中に歸し、大臣關白は、たゞ員に

北面の武士

國用の濫費

備はるのみとなつた。また院に北面の武士といふものを置かれたから、これより武士登用の道も開かるゝに至つた。

四 白河法皇の崇佛 白河上皇はあつく佛法を信じられて、髪を剃つて法皇と稱せられ、白河鳥羽崇徳の三代にわたつて、四十餘年の長き間、政をお執りになつた。この間、宮室、寺塔の建立が盛で、佛像を彫み、法會を營まるゝことが多く、又熊野、高野の御參詣も十餘度に



及んだから、國用は不足し、折角後三條天皇が銳意改革せられた事どもも、また亂れて舊にかへり、朝威の衰運を招くやうになつた。

五 僧兵の横暴 當時、諸大寺は、益々廣大なる莊園を有

南都・北嶺

し、數千の僧兵をたくはへて、互に勢を争つた。中にも北嶺北嶺の延曆寺、南都南都の興福寺の如きは、最も甚しく、不平の事があれば、直に大舉して京都に亂入し、延曆寺の僧徒は日吉の神輿を奉じ、興福寺の僧徒は春日の神木を擁して、朝廷に強訴するなど、強暴實にその極に達した。されば白河法皇も、朕が意の如くならないものは、鴨河の水と雙陸雙陸の采と山法師とである、と歎ぜられた程である。然るに、朝臣等は柔弱で、之を鎮むることが出来ないので、常に源氏平氏等の武士に依頼したから、之がために愈、武士の勢力を助長することとなつた。

第十八章 後三年の役

●清原氏の内訌 前九年の役後、清原氏は、安倍氏の舊地を領して一族強盛であつたが、武則の孫眞衡は、白河天皇の御代に、異母弟家

清原武則
武貞
眞衡
家衡
武衡

藤原秀郷……清衡
基衡・秀衡・泰衡

前九年の役平定後
二十五年

衡、及び叔父武衡武衡と争ひ、藤原清衡清衡また家衡に應じて、奥羽が大に亂れた。時に源義家が陸奥守兼鎮守府將軍であつたから、往いて眞衡を助け、家衡、武衡等を攻めたが、容易に鎮まらなかつた。既にして清衡は義家に屬し、義家の弟義光義光もまた來つて兄を助けたので、共に力を協せて、家衡、武衡等を金澤金澤の柵に攻めて之を滅した。時に堀河天皇第七十三代の寛治元年で、世に之を後三年の役といふ。

當時の武士
氣質

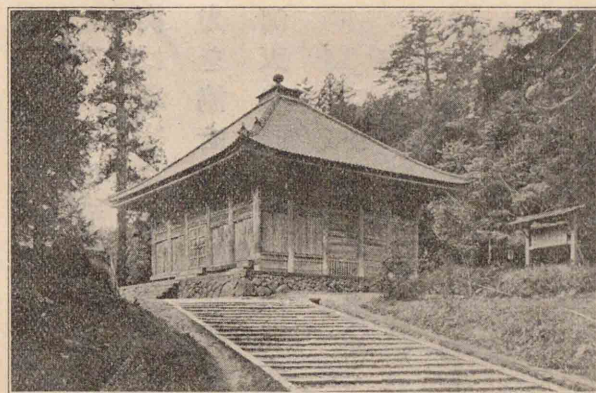
この役の初、義家は奥州へ赴任の途中、勿來關磐城にて、春風に誘はれて櫻花の鎧の袖に散りかゝるのを見て、

吹く風をなこそその關と思ひしに路もせに散る山櫻ばな

と詠じたといふ。又金澤の柵が堅固で容易に落ちないのを見て、義家は種々に思案して、夕食に剛臆の座を分つて將士を勵ましたといふ。又鎌倉權五郎景政は敵の矢が目に當つたのにも屈せず、その矢を折つたまゝで、まづその敵を斃し、ついで三浦爲繼をして跪いてその矢を抜き取らしめたといふことである。何れも當時の武士氣質を見るに足る美談である。

●源氏と東國武士 亂が治まつてから、義家は戦捷を奏したが、朝廷は之を私闘として賞を行はれなかつたので、義家は私財を分つて將士をねぎらつた。これより東國の武士は、その恩に感激し、ますく源氏に歸服するに至つた。

●平氏と西國武士 また平氏にては、貞盛六世の孫忠盛が、白河鳥羽兩法皇の信任を蒙るに及んで、その勢も大に加はり、西國武士の心を得て、源氏と相對するの形をなした。

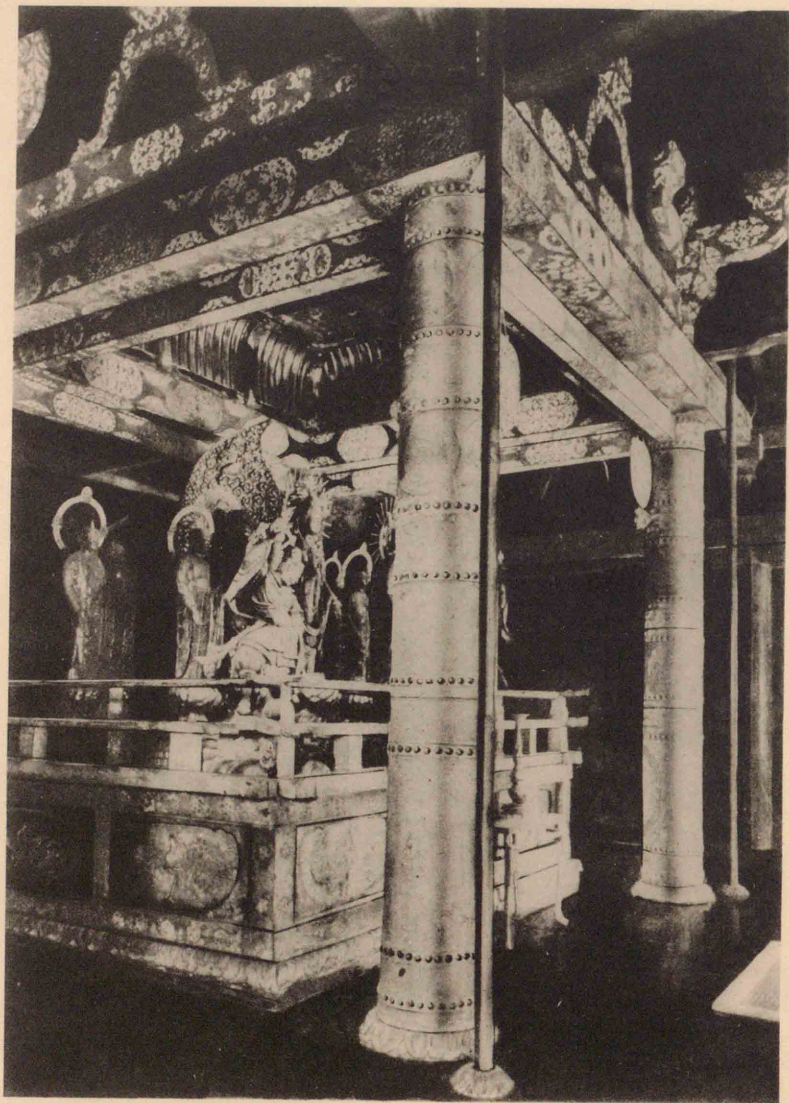


中尊寺金色堂

金色堂は清衡基の三衛人納棺のいとふい壁内紗外、金色堂を以て包み黒漆を施して、その上に箔金を貼し、堂内外を金色で覆はるゝ。名に本圖に見えぬは、堂を覆ふに、この堂は中尊寺の王親康親に建たせられたる。

●陸奥の藤原氏

またこの役に、藤原清衡は義家に屬して功があ

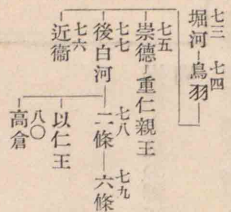


中尊寺金色堂の陣内

中尊寺の金色堂はその棟札によつて、天治元年（紀元一七八四年）八月二十日に建立されたことが確である。この建築は藤原清衡が自己の墳墓として納棺のために建てた墓と厨子とを兼ねたやうなものである。基衡と秀衡の棺も納まつてゐるが、これは當初の計畫ではなかつたらしい。この裝飾はこの建築の特色で、全部が金箔と平塵と螺鈿とで蓋はれてゐる。就中内陣の柱は七寶裝飾の卷柱と稱し、蒔繪と螺鈿の美事なものである。

陸奥藤原氏の富強

鳥羽法皇の院政



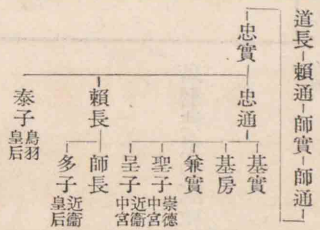
つたので、亂が平いで後、清原氏の舊領はその手に歸した。清衡は藤原秀郷六世の孫で、これより世々平泉ヒラノ陸リク中に居り、東北の強族となつた。清衡の建てた中尊寺ナカノノミヤの金色堂キンシキドウは、今に存して、八百餘年後の今日、觀る人をしてそゞろに當時の富盛をしのばしめる。

第十九章 源平二氏の盛衰

●鳥羽法皇の院政 鳥羽天皇第七十代は御位を皇子崇徳天皇第七十代にお譲りになつて、白河法皇崩御の後をうけて政を院中にお聽きになることが、崇徳近衛コトノミヤ後白河の三朝二十八年に及んだ。

●崇徳天皇と藤原頼長 鳥羽法皇は、御子崇徳天皇をして強ひて位を近衛天皇第七十代に譲らしめられた。天皇は美福門院ミフクモンインの御腹で、この時僅に三歳の幼君であつた。されば崇徳上皇は、御不平におはしました。が、間もなく天皇が崩御になつたから、上皇は、自ら重祚し給

崇徳上皇の御不
満



白河殿の夜襲



後白河天皇

ふか、又は御子重仁親王を立てようと思し召されたのに、法皇は關白藤原忠通とはかり、美福門院のすゝめによつて、上皇の御弟後白河天皇第七十代を立てられた。こゝに於て、上皇は益々御不満であつた。時に藤原氏にあつても、關白忠通と、その弟左大臣頼長との間に、權力の争があり、頼長は父忠實の寵をたのんで上皇によつて兄を凌がうと計つた。

●保元の亂 保元元年法皇の崩ぜらるゝや、上皇は遂に頼長とはかり、源爲義、その子爲朝及び平忠正等を白河殿に召して、兵を集められた。然るに天皇は爲義の子義朝、忠正の甥清盛等を召して、夜半急に白河殿を襲はしめられたから、上皇の軍は大に敗れ、頼長は流

源義家 義親

爲義 義朝

爲朝 爲朝

平正盛 忠盛 清盛

忠正

後白河上皇の院政

通憲・清盛の權勢

信賴・義朝の不
平

矢にあたつて薨じ、上皇は讚岐にうつされ給ひ、また爲義、忠正は殺され、爲朝は伊豆の大島に流された。これを保元の亂といふ。

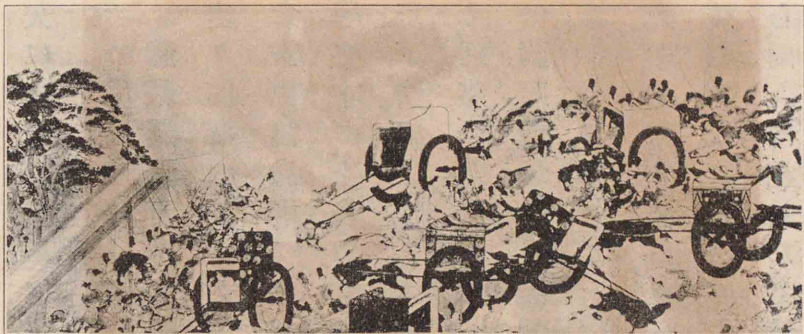
藤原通憲と平清盛 後白河天皇は、位を皇子二條天皇第七十八代にお譲りになつて、また院政を行ひ給ふこと三十餘年、實に二條六條高倉安徳後鳥羽の五朝に互つた時に藤原通憲信西といふものが博學多才で、上皇の御信任をうけ、政務に與つて頗る勢力があつた。また平清盛はさきに保元の戦功によつて名望をあげたばかりでなく、通憲の親戚となつて勢が盛であつた。

藤原信賴と源義朝 この頃、後白河上皇の寵臣に、藤原信賴といふものがあつて、近衛大將となることを望んだが、信西に妨げられたので、深くこれを怨んで居た。また義朝は保元の亂後、その威望が清盛に及ばないので、常に之を嫉み、かつ通憲とも不和であつたから、兩人は相結んで清盛、通憲を除かうと計つた。

保元の亂後三年

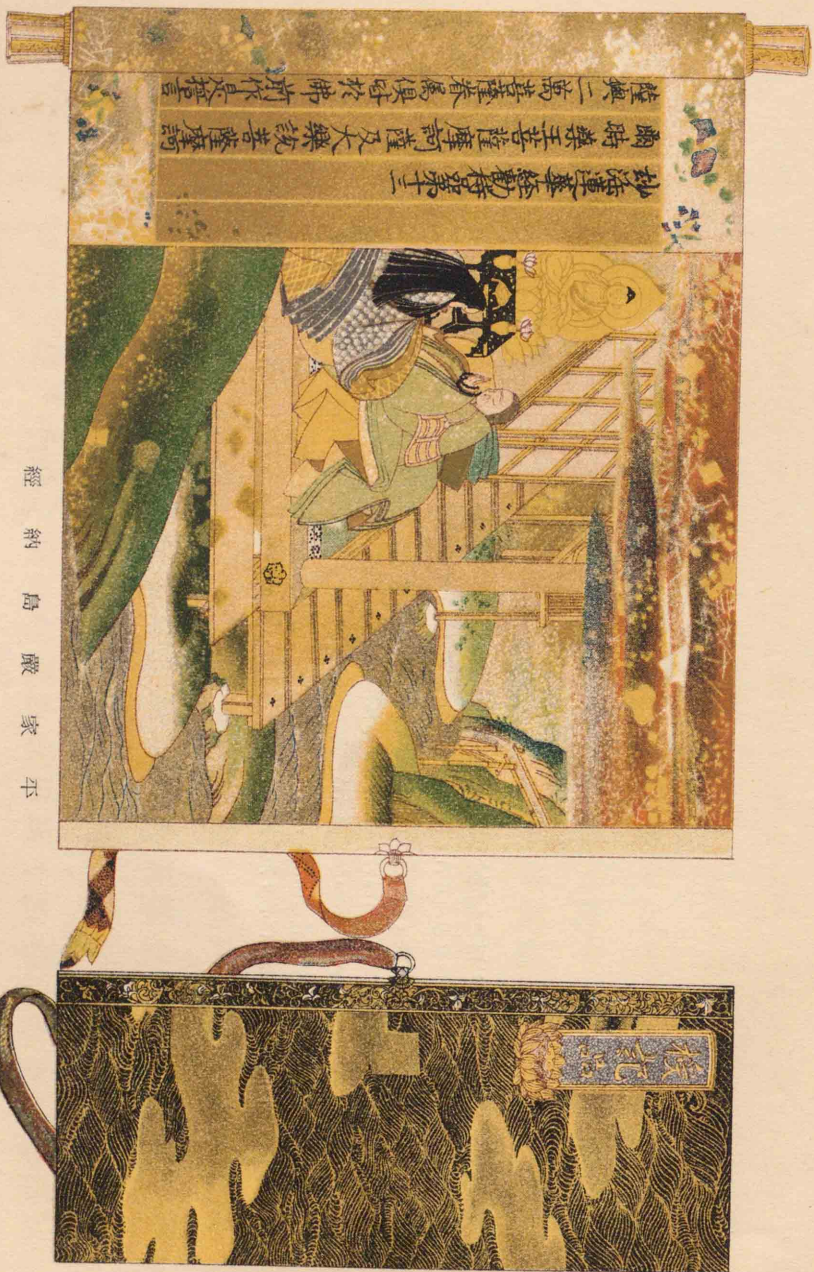
信賴・義朝の敗亡

源氏衰ふ



藤原信賴三等條殿(院御所)の夜討の圖
(傳住吉慶恩筆平治物語繪卷の一節)

⑤ 平治の亂 平治元年、信賴・義朝等は清盛の熊野に詣てた不在に乗じて兵を擧げ、上皇及び天皇を幽し奉つて宮城に據り、また通憲を殺した。清盛はこの變を聞いて、途中より馳せかへり、天皇を六波羅の自邸にお迎へ申し、その子重盛等をして宮城を攻めしめ、信賴を捕へて之を誅した。義朝は東國に走らうとして、尾張で殺され、子弟も多く斬られたが、第三子賴朝は死を免されて伊豆に流された。之を平治の亂といふ。この亂によつて、源氏の一族は多く殺され、是より平氏獨り勢を振ふに至つた。



平家納經

以仁王の令旨

頼政敗戦

福原の遷都

頼政の辭世

遷都の落首

益、その權を專にした。

◎源頼政の擧兵 治承四年、源頼政は、後白河法皇の御子以仁王を奉じ、その令旨を諸國の源氏に傳へて、平氏を滅さうとはかつたが、

事露はれて、平氏の軍に攻められ、頼政はつひに宇治に敗死し、王もまた流矢にあたつて薨ぜられたついで、清盛は遷都の議を立て、天皇を奉じ攝津の福原に移つたが、之を喜ばない人々が多く、やむなくまた京都にかへつた。

平重盛



福原遷都の後、何者の所爲だか、舊都の内裏の柱に左の落首を書きつけたものがある。

宇治平等院の境内に、扇の芝といふ所がある。頼政自殺の跡だといふ。又その辭世の歌に、
うもれ木の花さくこともなかりしにみのなる果ぞあはれなりける

つた。

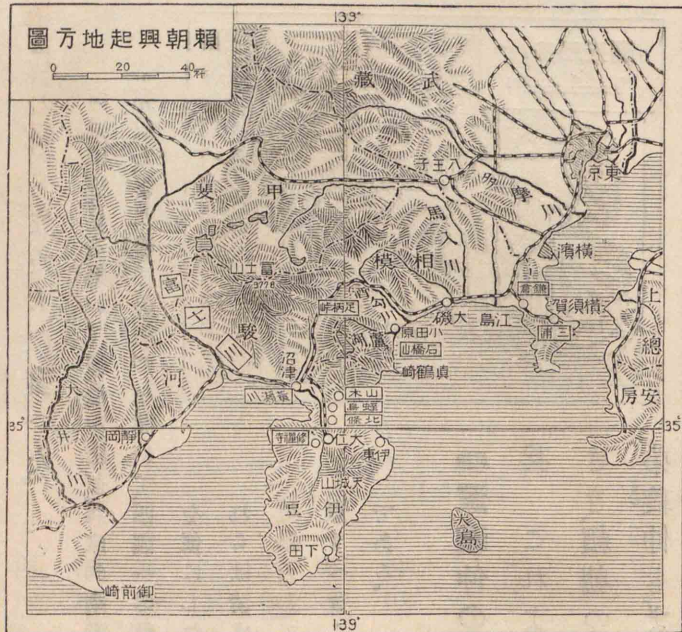
ももとせを四かへりまでに過ぎ來にし愛宕の里の荒れやばてなん

咲きいづる花の都をふりすてて風吹く原の末ぞあやふき

◎源頼朝の擧兵 かゝる

中に、諸國の源氏は次第に兵を起すに至つた。中にも源頼朝は、北條時政の助を得て伊豆に起り、一たび石橋山の戦に敗れたけれど

も、東國の豪族が次第に來り應じて、大に勢を振つた。こゝに於て、清盛は、孫維盛をして之を討たしめたが、維盛は進んで富士川に對陣



富士川の對陣

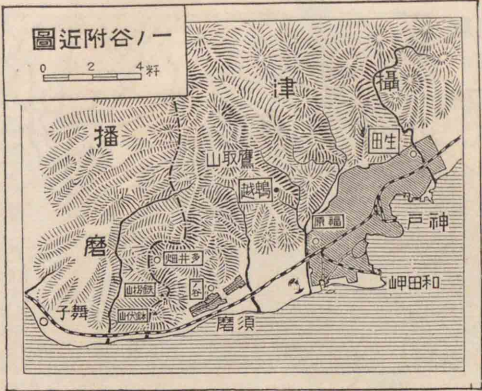
清盛薨す

清盛の美舉

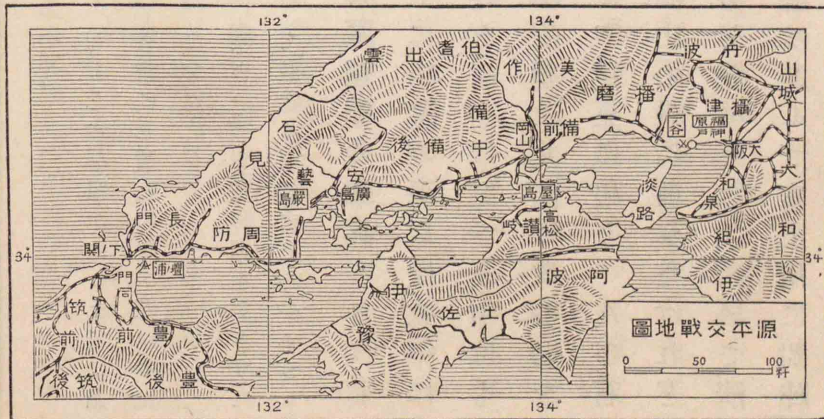
し、一夜水鳥に驚かされ、遂に戦はずして逃げ歸つた。その後、間もなく清盛が薨じ、平氏の勢もまた大に衰へた。

清盛は經ヶ島を築いて波浪を防ぎ、兵庫の築港を完成し、また音戸オシドの瀬戸を開いて、西國への航行

を便にした。これらは清盛の美舉として注意すべきことである。



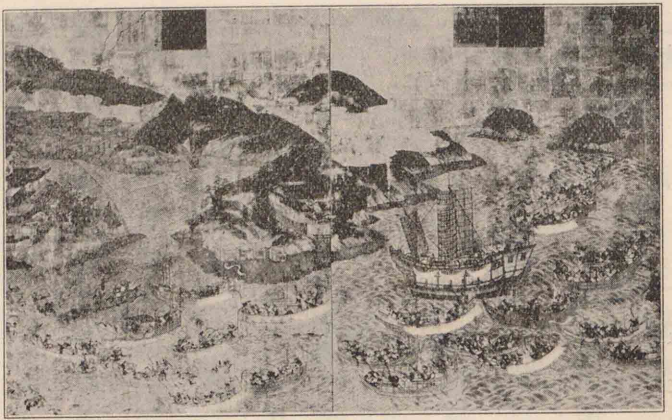
源義仲の舉
兵 これより
さき、頼朝の從
弟義仲も、また



兵を信濃に起したが、北陸を從へ、しきりに平氏の軍を破り、勢に乗

平氏の西走
義仲の入京

義仲敗亡



壇浦の戦に於ける平氏の兵船
この圖の下は關市にあつた幣官中社赤間宮の藏源平
合戦の風畫であつた土佐光信の筆と傳へる

にして、程なく、範頼、義經に破られて、讃岐の屋島に走つた。ついで、

一ノ谷の戦
屋島の戦

壇浦の戦

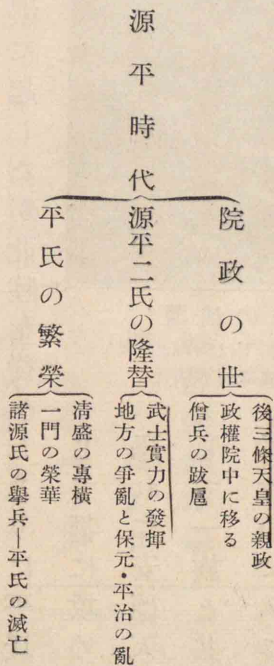
紀元一八四五年

範頼は山陽道より九州に向ひ、義経は屋島を襲うて之を破り、その逃ぐるを逐うて、終に之を長門の壇浦タシハラに滅した。天皇は海に投じて崩じ給ひ、神璽、神劔もまた海底に沈んだ。平氏の一門も多く戦死し、榮華を極むること僅に二十年で、平氏はこゝに亡んだ。時に壽永四年の春三月であつた。

神璽と神劔

神璽は後海中から拾ひ上げられ、後鳥羽天皇がこれを傳承せられた。神劔はつひに失はれたので、後に伊勢大神宮から奉つた寶劔を以て、神劔にかへさせられた。現在御相傳の神劔はすなはちそれである。神代より傳はつた草薙劔は今も熱田神宮に奉齋せられてゐる。

第三期概括表



中古史總括

支那文明の摸倣

朝鮮半島の放棄

中古史は、大化の新政より平氏の滅亡まで、凡そ五百四十年に亙る。第一期、大化の新政より奈良時代の終に至る約百四十年間は、前時代に引き續いて、盛に支那の制度文物をとり入れた時代で、まづ大化の新政によつて、政治の局面は一變し、律令の撰定があつて、いよいよ整頓せられ、佛教の隆盛、學問、美術、工藝等の發達もまた頗る見るべきものがあつたが、要するに支那文明の摸倣に過ぎなかつた。また内は、諸制度の整頓に忙はしかつた爲に、外は、朝鮮半島を手離すの止むを得なかつたことと、佛教の興隆があまりに過ぎた爲に、政治の紊亂を來し、道鏡の如き無道のものを出すに至つたこととは、注意すべき事件である。

第二期、平安奠都より藤原氏失權に至る約二百八十年間は、支那の

支那文明の日本化

文物の我が國風に同化せられた時代である。その政治は、前期と同じく律令に基いたものであるが、藏人所檢非違使廳の設置は、支那の制度に倣つた律令政治に一變化を與へたもので、佛教新宗派の興隆は、前期佛教界の腐敗を一掃すると共に、神佛調和の思想を發達せしめて、大に日本化するに至つた。假名の發達は、國文學の進歩を促し、美術工藝の如きも、また漸く國風を發揮し、都の文華は頗る盛觀を呈した。この間、藤原氏は次第に名門を排斥して、つひに攝關の要職を獨占し、政權をその一門に集めたが、後、都の榮華に耽つて政務を怠つた爲に、地方政治の頹廢を來し、華奢風流を事として柔弱に流れた結果は、武人をして天下の實權を握らしむるの端を開いた。

藤原氏の專横

地方政治の頹廢と武士の興起

第三期、後三條天皇の親政より平氏の滅亡に至る約百二十年間は、藤原氏が權を失ひ、武士の勢力が次第に増大した時代である。初め、

院政時代

後三條天皇の親政によつて、政權は一旦朝廷に歸つたけれども、ついで、院中の政が起つて、またその實權は院廳に移ることとなつた。この間に、源平二氏は或は地方の亂を平げ、或は院廳に登用せられ、或は僧兵の跋扈を防いで、益、その實力を示した。保元平治の亂を経て源氏まづ衰へ、平氏の全盛を見るに至つて、政治の全權は遂に平氏の一門に歸した。されど、その驕奢は人心を失ふ原因となり、久しからずして滅亡することとなり、源氏はこゝに再び勢を得て、政治の中心は長く武門に屬するに至つた。

平氏の全盛と滅亡

訂改 新編女子國史上卷終

中古史略年表

凡千二百年前				凡九百年前				凡八百年前				凡七百年前			
紀元	天皇	年號	重要事項	紀元	天皇	年號	重要事項	紀元	天皇	年號	重要事項	紀元	天皇	年號	重要事項
一三〇五	孝德	大化元年	年號の始め	一五四七	宇多	仁和三年	藤原基經に關白の詔を賜ふ	一八一六	後白河	保元元年	保元の亂	一七二二	後冷泉	天喜元年	藤原賴通風凰堂を建つ
一三〇六	同	二年	改新の詔を宣し給ふ	一五五四	同	寬平六年	遣唐使の派遣を停む	一七四七	堀河	應徳三年	白河上皇院中において政を聽き給ふ(院政の始)	一七二二	同	康平五年	安倍貞任に伏す(前九年の役)
一三〇九	同	五年	八省百官を置く	一五五九	醍醐	昌泰二年	藤原時平左大臣菅原道眞右大臣となる	一七四九	同	大治四年	鳥羽上皇の院政始まる	一七二二	同	延久元年	記録所を置き莊園の卷契を調査す
一三一八	齊明	四年	阿倍比羅夫蝦夷を討ち肅慎に及ぶ	一五六一	同	延喜元年	菅原道眞左遷せらる	一七四七	同	應徳三年	清原武衡斬らる(後三年の役終る)	一七二二	同	長元四年	平忠常誅に伏す
一三二〇	同	六年	比羅夫再び肅慎を討つ	一五六五	同	同	古今和歌集成	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一三二三	天智	二年	〔新羅百濟を滅す〕	一五六七	同	同	〔唐亡ぶ〕	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一三二七	同	六年	都を近江大津宮に遷す	一五八七	同	延長五年	〔渤海亡ぶ〕	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一三二八	同	七年	〔唐高麗を滅す〕	一五九五	朱雀	承平五年	〔新羅亡ぶ〕	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一三二九	同	八年	藤原鎌足薨す	一六〇〇	同	天慶三年	平將門誅に伏す	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一三三〇	同	九年	戸籍を造る	一六〇一	同	同	同	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一三六二	文武	大寶二年	大寶律令を頒つ	一六七九	後一條	寬仁三年	刀伊の賊入寇す	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一三七〇	元	和銅三年	奈良奠都	一六八七	同	萬壽四年	藤原道長薨す	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一三七二	同	五年	古事記成る	一六八七	同	同	同	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一三七三	同	六年	風土記を撰進せしむ(渤海建國)	一六九一	同	同	同	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一三八〇	元	養老四年	日本書紀成る	一七二二	同	同	同	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一三八七	聖	神龜四年	渤海始めて入貢す	一七二二	同	同	同	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一四〇〇	同	天平十二年	藤原廣嗣反す	一七二二	同	同	同	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一四〇一	同	同	同	一七二二	同	同	同	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一四二四	淳	同	國毎に國分寺を建てしむ	一七二二	同	同	同	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一四二六	稱	天平神護三年	惠美押勝反し誅せらる	一七二二	同	同	同	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一四二九	同	同	僧道鏡に法王の位を授く	一七二二	同	同	同	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一四三〇	光	神護景雲三年	和氣清麻呂流さる	一七二二	同	同	同	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一四四〇	桓	延暦元年	道鏡を下野に貶し清麻呂を召還す	一七二二	同	同	同	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一四四四	同	同	長岡遷都	一七二二	同	同	同	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同
一四五四	同	同	平安奠都	一七二二	同	同	同	一七四七	同	同	同	一七二二	同	同	同

中古史略年表

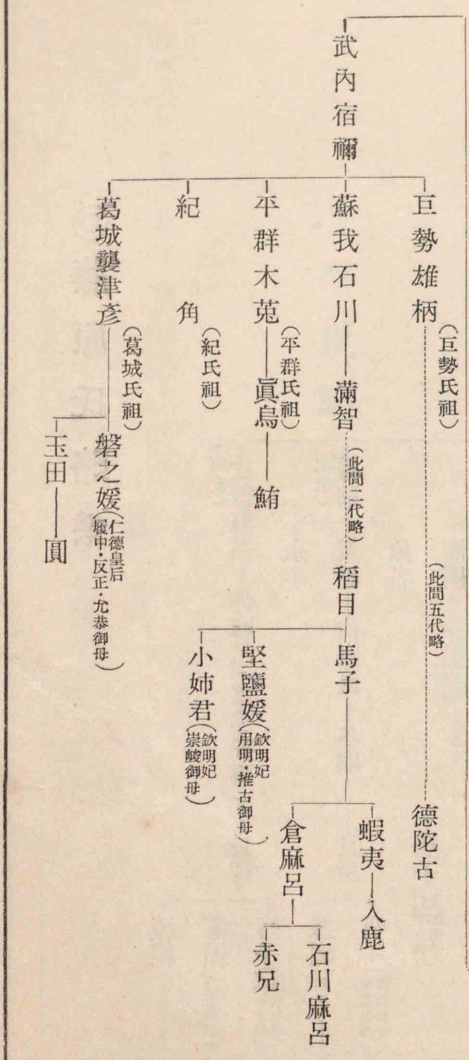
紀元	天皇	年	重要事項
一三〇五	孝	大化元年	年號の始め
一三〇六	同	二年	改新の詔を宣し給ふ
一三〇九	同	五年	八省百官を置く
一三一八	齊	四年	阿倍比羅夫蝦夷を討ち虜虜に及ぶ 比羅夫再び虜虜を討つ
一三二〇	同	六年	〔新羅百濟を滅す〕
一三二三	天	二年	〔新羅百濟を滅す〕
一三二七	同	六年	都を近江大津宮に遷す
一三二八	同	七年	〔新羅百濟を滅す〕
一三二九	同	八年	藤原鎌足薨す
一三三〇	同	九年	戸籍を造る
一三六二	文	大寶二年	大寶律令を頒つ
一三七〇	元	和銅三年	奈其奈都吉事記成る
一三七二	同	五年	吉事記成る
一五四七	宇	仁和三年	藤原基経に關白の詔を賜ふ
一五五〇	同	寛平六年	道徳使の派遣を停む
一五五九	醍	昌泰二年	藤原時平左大臣實原道長右大臣と なる
一五六一	同	延喜元年	實原道長左遷せらる
一五六五	同	同	古今和歌集成る
一五六七	同	同	〔唐七言詩〕
一五八七	同	同	〔渤海七言詩〕
一五九五	朱	承平五年	〔新羅七言詩〕
一六〇〇	同	天慶三年	平將門謀に伏す
一六〇一	同	同	藤原純友謀に伏す
一六七九	後	寛仁三年	刀伊の賊入寇す
一六八七	同	同	藤原道長薨す
一六九一	同	同	長心御下 下まがさる

◎物部氏略系

饒速日命—可美真手命
(此間八代略)
 伊苜弗
 目(一代略)—尾輿—守屋
 布都久留(二代略)—麤鹿火

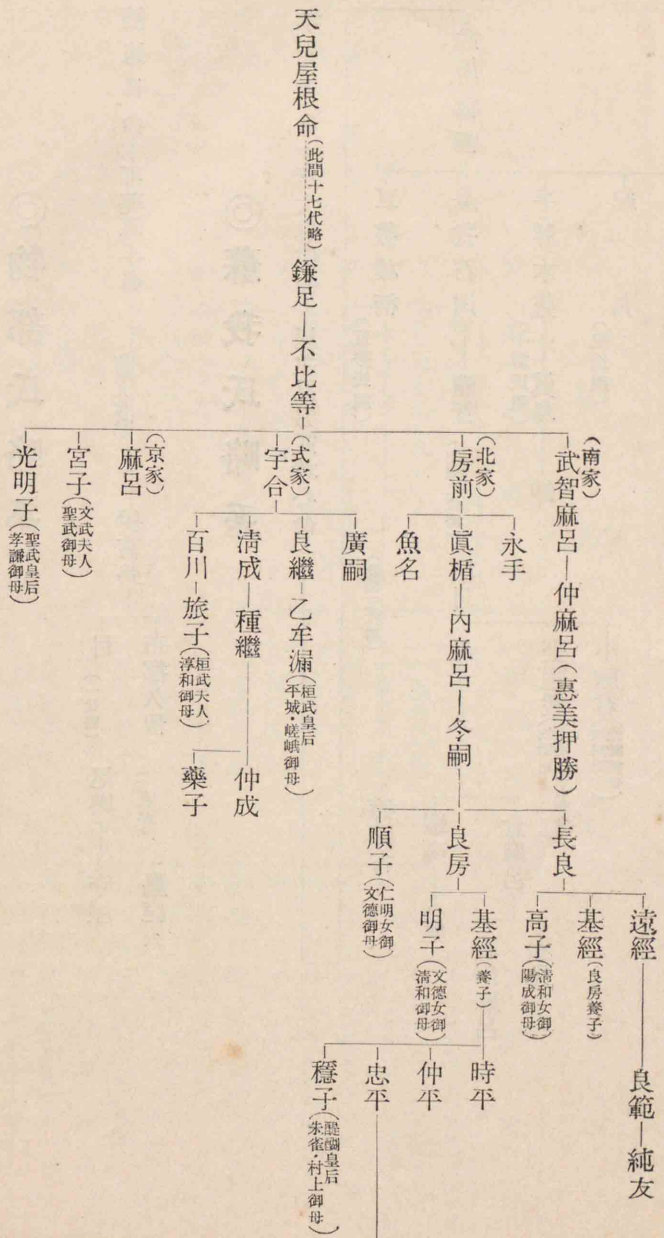
◎蘇我氏略系

孝元天皇—彦太忍信命—屋主忍男武雄心命



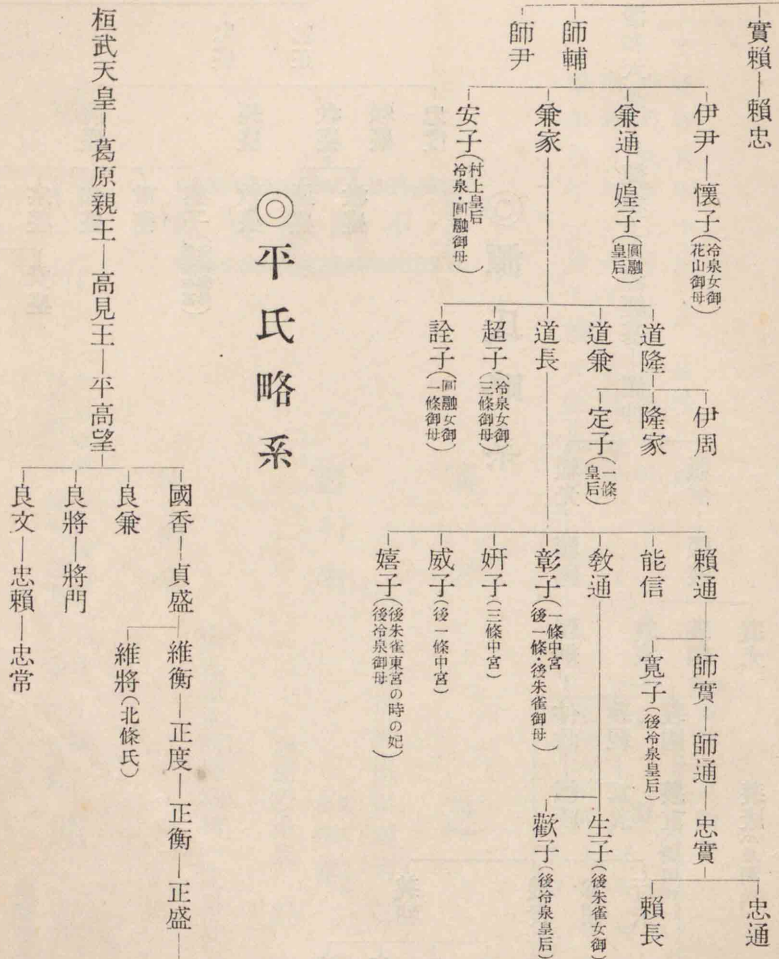
物部氏略系 蘇我氏略系

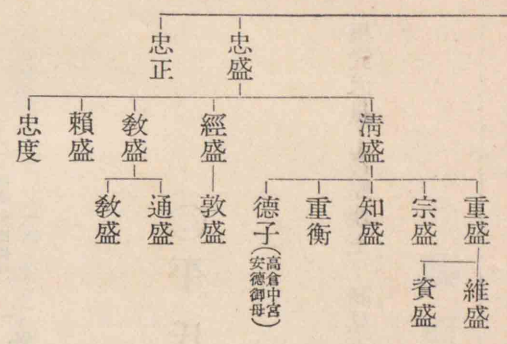
◎藤原氏略系



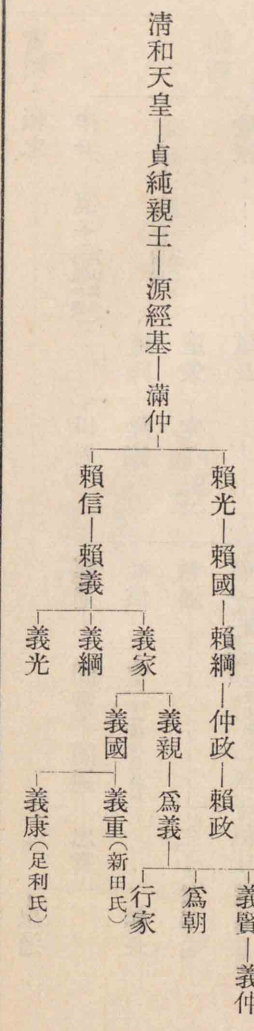
實賴 賴忠

◎平氏略系





◎源氏略系



昭和五年十月五日印刷
 昭和五年十月八日發行
 昭和六年一月十一日訂正印刷
 昭和六年一月十四日訂正發行



發行所

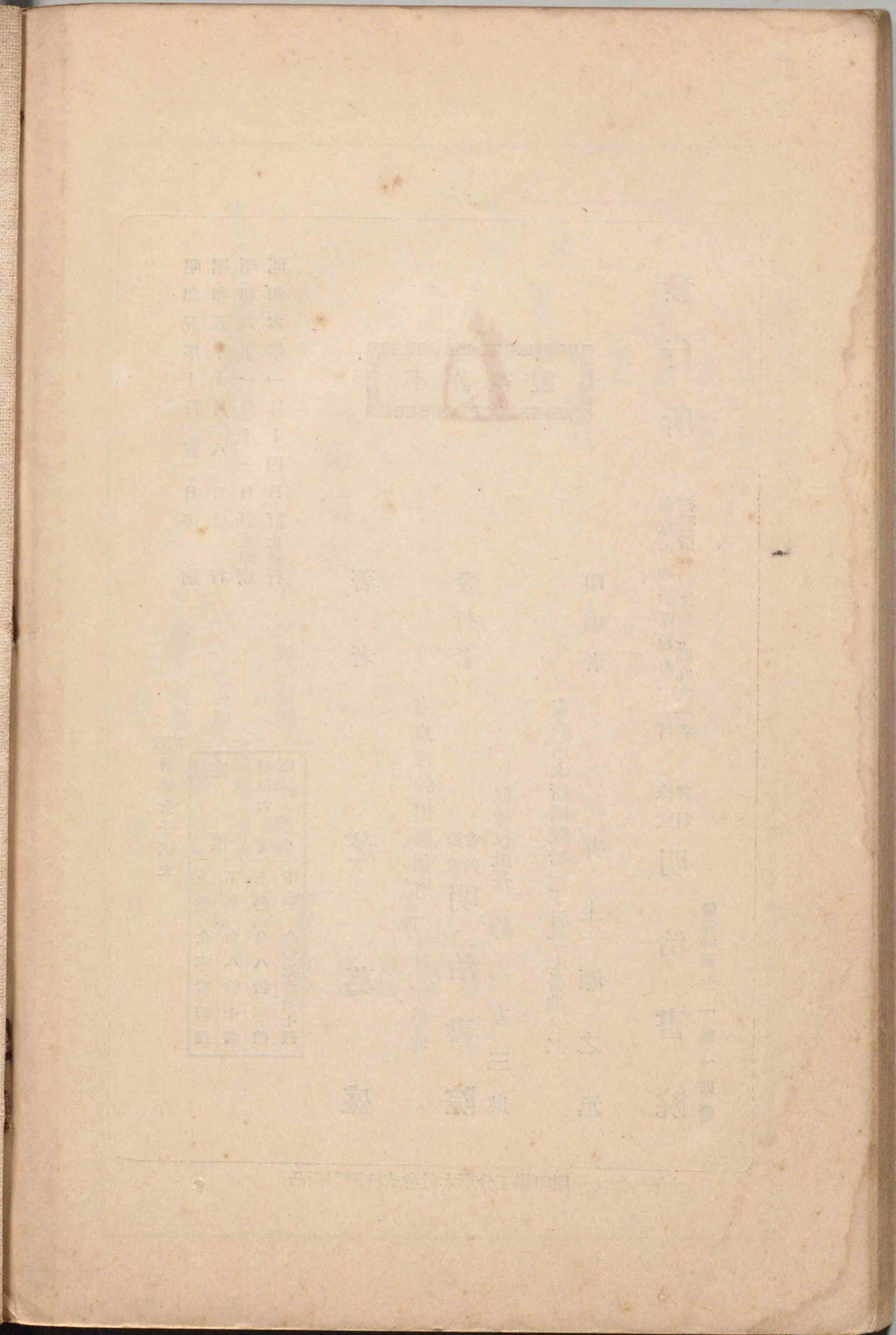
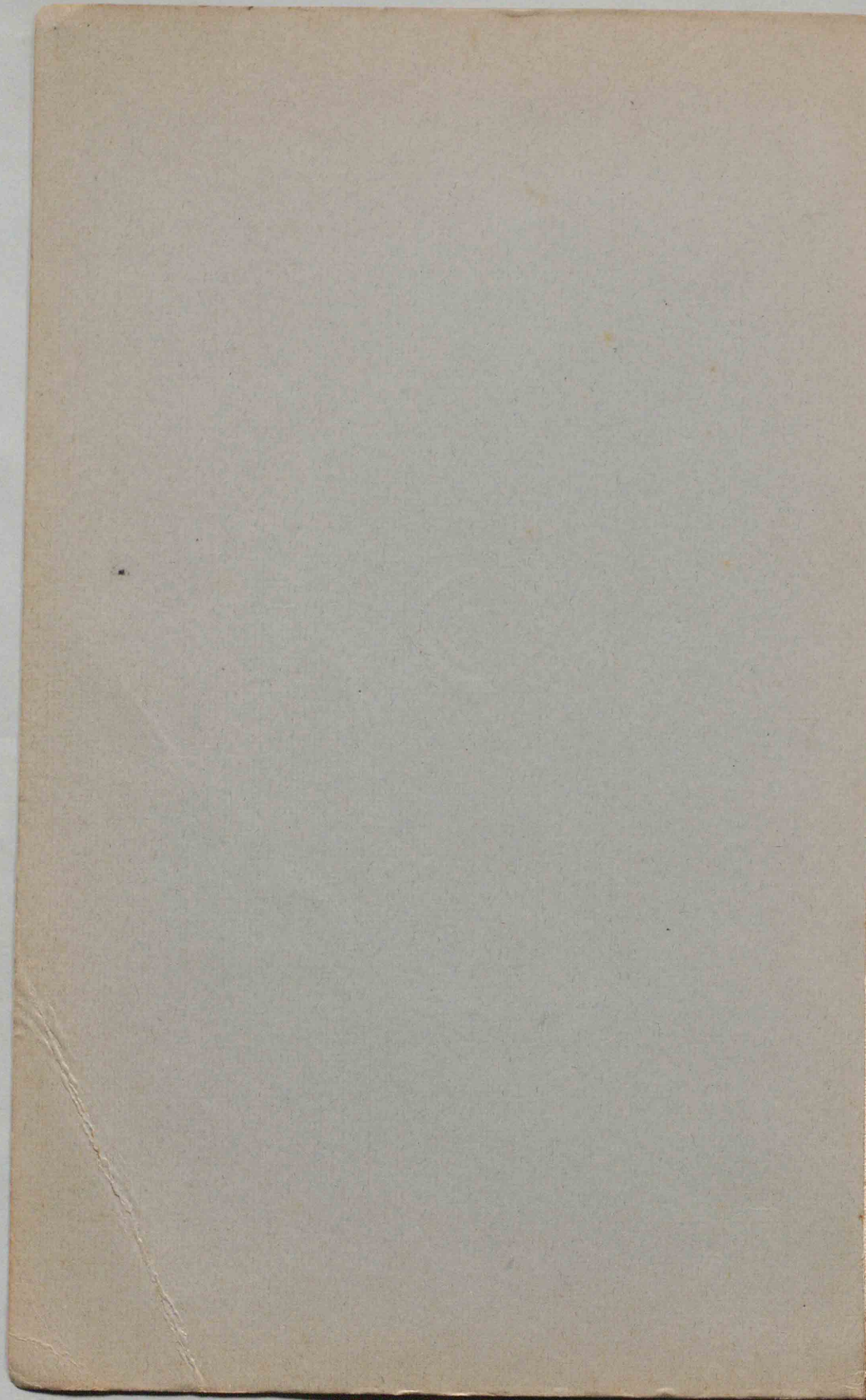
東京市神田區錦町一丁目
 振替貯金口座東京四九九二番

株式會社 明治書院
 電話神田 (25) 一四一四番

著者 芝 葛 盛
 發行者 東京市神田區錦町一丁目十番地 株式會社 明治書院
 取締役社長 鈴木友三郎
 印刷者 東京市本所區厩橋一丁目廿七番地ノ二 井上源之丞

訂改新編女子國史

定	價
上卷	金五拾四錢
下卷	金八拾七錢
昭和六年度	上卷 金八拾五錢
臨時定價	下卷 金壹圓參拾七錢



Faint vertical text impressions on the left side of the page, possibly bleed-through from the reverse side.

Faint vertical text impression in the middle of the page.

Faint vertical text impression in the middle of the page.

Faint vertical text impression in the middle of the page.

Faint vertical text impression on the right side of the page.

Faint vertical text impression on the right side of the page.

Faint vertical text impression on the right side of the page.

Faint vertical text impression on the right side of the page.

Faint vertical text impression on the right side of the page.



Faint vertical text impression in the middle of the page.

Faint vertical text impression in the middle of the page.

Faint vertical text impression in the middle of the page.

Faint vertical text impression in the middle of the page.

Faint vertical text impression in the middle of the page.

Faint vertical text impression in the middle of the page.



広島大学図書

2000074175



庫
31
75